
回想の川崎忠文

「回想の川崎忠文」刊行委員会

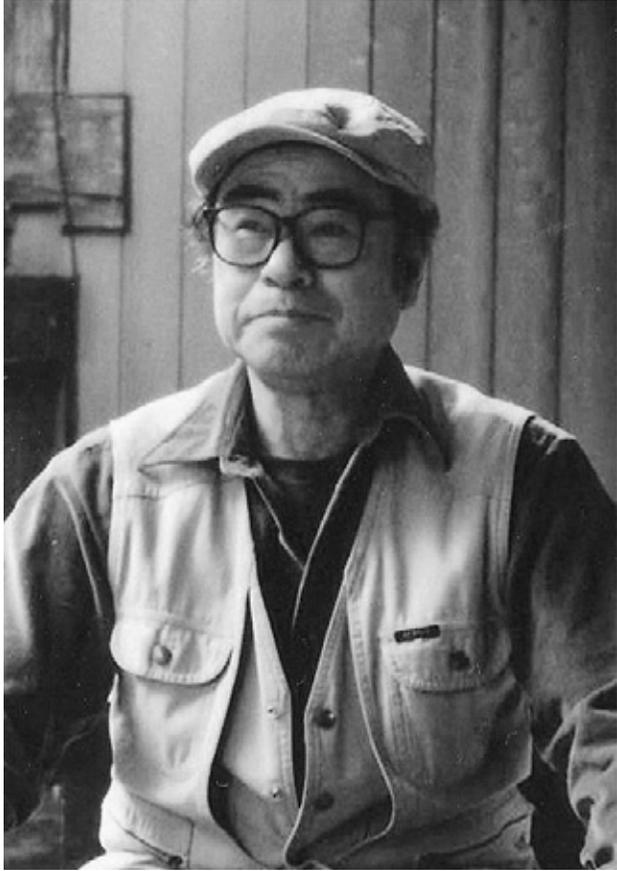
回想の川崎忠文

「回想の川崎忠文」刊行委員会

非売品

回想の川崎忠文

「回想の川崎忠文」刊行委員会



刊行にあたって

川崎忠文さんの追悼文集を發刊することになった経緯をまず述べたいと思います。

川崎忠文さんは知る人ぞ知る図書、雑誌、資料の蒐集家で、自宅マンションにはこれらが処狭しとばかりに、かつきちんと整理、保存されておりました。死後この処理が大きな課題でしたが、ご遺族と相談のうえ、その処理を私、佐方信一さん、石井次雄さんが引き受けることになりました。二〇一一年三月から五回にわたって取り組み、基本的に労働問題・労働組合運動関係のものは労働運動総合研究所へ、その他の社会科学、人文科学系のもは中国の大学機関に日本の図書寄贈を斡旋している財団法人「日本科学協会」へそれぞれ提供しました。それでも膨大な書籍が残り、それらは古書店への売却処分と致しました。

この作業の過程で、川崎さんが東洋大学、中央大学での非常勤講師としての仕事において、専任教員でもそこまではと思うほど講義をきちんと準備していたことがわかる諸資料や、大学教務課からの一切の諸文書、学生からの手紙などもファイル保存していただくことができました。また、二〇〇七年六月の大原社研の『日本労働運動資料集成』編集作業終了後から、外国語文献の翻訳作業を計画的に進めていたこともわかりました。

そんなことに感動を覚え、それらの記録を含めて川崎さんの各種の業績や文章を残すことの必要を強く感じて、中央大学の学生時代から人生の最後まで深い交友を続けてきた春摘智さん、江川潤さん、水野勝さん、それにいっしょに仕事をしてきた佐方信一さんと世話人会を作って、相談のうえ、追悼文集をまとめることに致しました。その後、世話人会には柳澤明朗さんにも参加していただきました。そして、川崎さんが残された論文、文章を第一部とし、彼の人生の節々に広くかわった方々にお願ひした回想、追悼の文章などを第二部とすることに致しました。さらに、編集には石井さん、飯島信吾さんのご協力をお願いすることにしました。

もうひとつ、二〇〇九年一月一四日に川崎さんが亡くなられたことをどのようにして私たちが知ったかについて、大変悲しいことですが、記録しておきたいと思ひます。

まず、家族同様なお付き合いをしておられた沼田文子さんが、沼田家の忘年会の日程変更の件で川崎さんに連続して電話を入れても連絡がとれなかったことを大変気にやんでおられ（中央大学時代の友人間でも川崎さんとの連絡がとれなくなっていたことが心配されていたようです）、その忘年会に出席することになっていた私も二月二日になって、沼田さんにお電話をしました。そこで、川崎さんが参加する予定だった一六日の大原社会問題研究所の忘年会に欠席したため、日程変更の相談が出来ていないことを私をご報告したところ、川崎さんの「音信不通」が続いていることが分かり、「これは何か事故によるものに間違いない」という判断で一致しました。沼田さんは「警察への連絡を」と申されました。

すぐ、私は、佐方さんと連絡をとり、青梅市役所の独居高齢者対策の担当者に事情を説明して、緊急な対応を要請することを依頼しました。二二日、市の担当者がすぐに地元担当の民生委員とともに川崎さんのマンションを訪問したところ、応答もなくドアを開けることが出来なかつたために、警察に協力を要請し、夕刻、警察がマンション内に入って、亡くなっている川崎さんを発見したのでした。

警察医の診断の結果、死因はクモ膜下出血で、死亡推定日時は、一月一三日まで血圧測定結果とウォーキングの歩行数を川崎さんが記録していること、新聞受け入れ箱に一四日付夕刊以降のものが残っていたことから、二〇〇九年一月一四日朝の入浴直後とされました。遺体は、青梅警察署に移され、二三日、警察からの連絡で広島から上京された御親族の方々、五十嵐仁さん、佐方さん、春摘さんが遺体の確認に立ち会いました。

そして、斎場の事情等から二三日通夜、二四日告別式（三四名列席）が青梅市の浄弘寺で行われ、茶毘に付されて、遺骨はその日にご親族とともに出身地広島市に帰り、現在、川崎家の墓所に眠っております。

最後に、三回忌を迎えるに当たって、この書を川崎忠文さんにささげるとともに、ご負担を引き受けてくださいましたご遺族と追悼文等ご協力いただいた方々に深く感謝申し上げます。

二〇一一年一月

芹澤 寿良

刊行にあたって 一

第一部 川崎忠文遺稿と講義録

論文・「時間労働」の希釈化とその問題点 一一

翻訳・M・A・ビーノンフェルト著「英国産業における労働時間」 卅

中央大学における担当科目講義

社会運動史講義要項（中央大学法学部二〇〇四年度） 六二

社会運動史講義（第一回 二〇〇四年四月） 六六

労使関係論講義要項（中央大学法学部二〇〇四年度） 六六

労使関係論講義（第一回 二〇〇四年四月） 九一

エッセイと若き日の哲学論考

ある私的感懐 一〇五

Bibo, ergo sum. 一〇八

大講堂の屋根裏教室 一一三

わが家の家財道具 一一八

カントに於ける認識の内容 一二〇

第二部 回想の川崎忠文

I 人間・川崎忠文

家族のような存在

無私・誠実な友を失った悲しみ

川崎君との交友関係のありよう

川崎忠文さんのこと

厳しさを感じさせないロマンチストの風貌

沼田 文子 一三三

中山 和久 一三〇

梶井 常喜 一三九

二村 一夫 一四三

角田 邦重 一四五

II 幼年・青年時代

学童疎開の頃
試験の出題箇所を当てた忠文さん
神戸と忠文さん
忠文叔父との東京での共同生活

川崎タケ子 一四
木村あや子 一五〇
木村 和代 一五三
福山 久代 一五四

III 中大・哲研時代

川崎君、楽しかったよ有難う
畏友 川崎忠文学兄の追憶
武蔵の国「青梅」を愛した忠文
悼す——川崎兄に

江川 潤 一五
水野 勝 一六三
春摘 智 一六六
井沢 彌男 一七一

IV 早大・大学院時代

川崎君を偲んで

佐々木秀典 一七三

彼の思い出

可愛い研究者——川崎忠文君

川崎忠文さんの急逝を悼む

無欲の人

権利を守ることへ限らない情熱を燃やして

鍛治 利秀 一七六

村山 昂右 一七九

木村 愛子 一八三

大石 進 一八五

古屋 孝夫 一八八

V 編集者時代

「人間の尊厳」の実現に人生をかけた川崎君への讃歌

川崎忠文君と私

カワちゃんのこと

洋三先生・沼田先生の大ファンだった川崎さん

川崎教授の教養ゼミ一期生

柳澤 明朗 一九

川辺平八郎 一九九

後藤 實 一九九

石井 次雄 二〇〇

飯島 信吾 二〇四

VI 執筆・研究者時代

組合運動史執筆者の誕生

労働運動史執筆のベテラン、川崎忠文さんを悼む

佐方 信一 二〇七

宮里 邦雄 二一〇

日本酒と豆腐
追悼・川崎忠文さん——組合史編纂や大原社研でのお仕事
川崎さんの思い出
酒ありて

徳住 堅治 二三
早川征一郎 三五
五十嵐 仁 二八
立花 雄一 三三

Ⅶ 友として

高齢期に入って一〇年間の交友から
虚飾のない男
さりげないお心づかい、ありがとう

芹澤 寿良 三五
西田 明 三六
松風いさ子 三〇

川崎忠文経歴 二三三

川崎忠文の主な仕事 二三五

第一部 川崎忠文遺稿と講義録

「時間労働」の希釈化とその問題点

- 一 課題の所在——労働時間の弾力化のなかで
- 二 「時間労働」という考え方の歴史的形成過程
——資本制生産社会と「時間労働」
- 三 「時間労働」希釈化の今日的意味

一 課題の所在——労働時間の弾力化のなかで

ここで「時間労働」の希釈化とは、暦日の時間単位で働いていた労働者の労働時間が曖昧・不確定になり、その結果、時間単位で把握（拘束）されていた労働者の労働、つまり時間が厳密に区切つて（特定の時間帯に）働く「時間労働」という考え方（概念）が、曖昧・不確定になる労資（使）間の現象を指す。この現象は、最近のわが国の労働時間法制の改編にもなういわゆる「労働時間の弾力化」に照応しており、本稿はその今日的意味を考えてみようというものである。⁽¹⁾⁽²⁾

労働基準法改正と労働時間の弾力化

さて、一九四七年（昭二二）の制定らしい、その骨格部分で改正のなかったわが国の労働基準法が、労働時間法制の部分を中心に変貌をとげはじめたのは、一九八七年（昭六二）の改正からであった。その背景には、一九七〇年代の二度にわたる石油ショックを克服し、世界有数の経済大国に成り上がった日本経済の成長とその国際的展開があった。しかし、驚異の経済成長をとげた日本における労働時間の実態は、伝統的ともいわれる長時間労働として年間二〇〇〇時間を優に超えており（一九七〇年代は二一〇〇時間を超えていた）、統計的に二〇〇〇時間を下回りはじめたのは一九九〇年代に入ってからであった。

もともと資源が乏しく、輸出主導型によって成長・発展してきた日本経済は、この間にもしばしば国際的貿易摩擦を引き起こしており、ここへ来て国内需要喚起による経済成長に転換すべきだという意見が政府内でもつよまっていた。一九八六年四月に提出された「国際協調のための経済構造調整研究会」の報告書（前川レポート）は、アメリカの対日貿易赤字削減、日本の黒字削減のために、日本の産業構造を輸出依存型から内需主導型へと変え、規制緩和、民間活力の利用をはかるべきだと提言していた。

一九八七年の労働基準法改正は、こうした当時のわが国をめぐる国際環境に沿ってすすめられたもので、労働時間法制の大きな改編がおこなわれた。

その主な要点のみを記せば、①一日八時間労働・一週四八時間労働制の原則を一週四〇時間労働・一日八時間労働制に改正、②四週単位の変形労働時間制を一カ月単位・三カ月単位の変形労働時間制に拡大、③フレックスタイム制の導入、④事業場外労働および裁量労働（専門業務型）にみなし労働制を導入、⑤年次有給休暇の最低日数が六日から一〇日に増加、などであった。こうした労働時間法制の改編が、日本の長時間労働への国際的批判をかわそうとする面をもつとともに、労働時間の短縮を日本経済の内需拡大策として位置づけていたことは確かであった（実際にそうなったかどうかは別として）。

この労基法八七年改正による労働時間の弾力化は、その後も一九九四年（平六）四月からは三カ月単位の変形労働時間制が一年単位の変形労働時間制に拡大され、裁量労働制についても九三年改正ではその業務範囲が拡大され、九八年改正では企画業務型裁量労働制が導入された。つまりこの間、労働時間の弾力化はさらにすすめられた。

こうした、いわゆる労働時間の弾力化という現象は、その後の日本の雇用関係ないしは労働関係（労働者生活）にどのような影響をもたらしたのか、あるいはもたらさなかったのか、そのつづさな検証は別として、^③ここではこの労働時間の弾力化の意味を考えておきたい。

すなわち、わが国の労働時間法制が改編され、労働者の働く時間（労働時間）がこのような形で弾力化されてきたということは、これまで労基法八七年改正以前の一日八時間労働・一週四八時間労働制のもとで、労働者がその生活単位を一日の八時間労働に置き、一週四八時間（六日）の労働日を原則として営んできた生活スタイルが、いささか変わってくるということを意

味した。いいかえれば、労働者の生活スタイルが一日を単位として一週間単位で繰り返されていたのが、改正労基法ではまず週単位の労働時間があって、それも月によっては、あるいはその年によっては、週の労働時間あるいは一日の労働時間が、事情によって弾力化してくるということであろう。

そのことは、労基法の規定の仕方でも、改正前は第三二条第一項で「一日について八時間、一週間について四十八時間」と規定していたのを、改正法第三二条ではその第一項で「一週間について四十時間」、第二項で「一日について八時間」というように変え、まず一週四〇時間制を原則的に規定しておいて一日の労働時間を八時間と規定した。このことは、一ヵ月単位・三ヵ月単位の変形労働時間制の運用、さらには一年単位の変形労働時間制を導入することによる規定の仕方の変更でもあった。⁴⁾さらに裁量労働へのみなし労働制の導入にいたっては「時間労働」という考え方もきわめて稀薄になる。

労働時間の弾力化と「時間労働」の希釈化

これらの新しい労働時間の弾力化ということは、労働者の側からいえば労働すべき時間（労働時間）が固定してなくて変動し、いつ、どこで、どれだけ働くのか、職種あるいは職場によっては一ヵ月前ないしは三ヵ月前、さらには一年前にならなければ確定しないということであろう。つまり労働時間の弾力化とは、裁量労働におけるみなし労働制もふくめ、労働者が働く

べき労働時間が曖昧・不確定になってきて、さらには固有の生活時間との境目さえハッキリしなくなる可能性がある、ということである。

これらのことを別の角度から表現すれば、労働者が時間単位で働くという「時間労働」の考え方（概念）が曖昧化することであり、ほんらい労働契約というものが一日の何時から何時まで働き、一週間では何時間働くというように「時間労働」を基礎にして締結されていることを言えば、最近の労働時間の弾力化にともなう「時間労働」というものの考え方の曖昧化あるいは「希釈化」は、労働者にとって一体どういう意味をもっているのだろうか、このことを問うてみるのが本稿の課題である。

確かに、労働時間の弾力化によって、「労働者の時間主権（時間の自己選択）が制度的に拡大されている」（前掲『日本労働年鑑』二〇〇二年版、三九頁）という面もある。しかし問題は、「労働時間の弾力化」がすすむなかでは、労働者が自らの働く時間、すなわちいつ、どこで、どれだけ働く義務があるのかということが、かならずしも明確になってこない傾向にある、ということである。

そこで、まずは「時間労働」という考え方の形成過程を歴史的にたどってみることによって、「時間労働」の希釈化という現象が今日の日本でどういった意味をもっているのか、このことを考えてみようというのが本稿の中心課題である。

(1) 「時間労働」という言い方は、普通つかわれている「労働時間制」と紛らわしいかもしれない。しかし、後者に労働を時間で考える契機があることは否定できないが、「労働時間制」という場合はあくまでも労働時間の「長さ」が概念されており、働くことをもっぱら「時間」で考える「時間労働」とは区別して用いたい。

(2) この「希釈化」という言葉については、従来は「熟練労働の希釈」という言い方で使われるのが一般的であったが、ここではもう少し広い概念用語として用いたい。K・フロイント著『イギリス労働法の基礎理論』（松岡三郎訳）では、『「希釈」(dilution)とは、『現行慣行の緩和』(relaxation of existing customs)と定義されている』とのべられている(同書、一八一頁)。

(3) この一九八七年労働時間法制の改正とその後の実施状況(一九九三年、九八年改正も含め)については、法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』第七二集・二〇〇二年版の特集「労働時間法制の改編と運用の実態」(浜村彰執筆) 参照。

また、右特集では「労働時間の弾力化とは、労働時間の総量を一定の枠内に押さえつつ、企業の変動や労働者の仕事と生活のリズム等に合わせる労働時間を弾力的に配分・編成する制度のことをいう」としている(同書、三九頁)。

(4) 一九八二年(昭五七)三月に発表された関西経営者協会の「労働基準法の改正に関する意見」は、労基法第三二条の一日八時間労働制規定を削除して週四八時間労働制とすることについて、「一週四十八時間制が将来とも適当か否かはともかく、労働時間制は週当たりあるいは年間の労働時間として把握されるべきであり、日を単位とする労働時間の設定は労使の自治に委ねる方

向で検討されるべきである。すなわち、日当り労働時間の設定のあり方については、業種、業態に応じてそれぞれの労使が最もよく理解しているところであり、法律による規制によるまでもないと考えられるからである。」(『労働法律旬報』一九八二年一月月上旬号、第一〇五九号所収による)と解説していた。

二 「時間労働」という考え方の歴史的な形成過程

——資本制生産社会と「時間労働」

「時間労働」という考え方への転換

機械的に計られた時間によって人間の日常生活が規律されるようになったのは、それほど大昔のことではない。その背景に正確な機械時計の発明があったことはいうまでもないが、同時に等価交換を媒介とした商品交換経済の発達・普及と商品交換社会(資本制生産社会)の生成・確立過程があった。このあたりの事情について、角山栄著『時計の社会史』は「十五世紀になると、機械時計の普及とともにヨーロッパ各地で急速に定時法が採用されるようになる。定時法システムの成立によって、等価等質の労働時間を単位とする商品生産、産業資本成立の基礎的条件がでる」⁽⁵⁾とのべている。

ついで、国の法制上に具体的な労働時間についての規定があらわれるのは一五世紀末の

一四九五年法、イギリス・チューダー絶対主義王政の初期の法令とされ、ここでは職人たちの働く時間を「朝五時から夕方七時または八時まで」と定め、その間の二時間半を朝食・昼食時間としていた。さらに、有名なイギリスの一五六三年法「職人法」(An Act touching divers orders for Artificers, Labourers, Servants of Husbandry and Apprentices, 1563) 第九条は次のように規定していた。

「第九条 日雇いまたは週雇いで雇傭されたる職人及び奉公人は、何人も、三月中旬より九月中旬まで、朝五時以前に就労し、夜は七時と八時の間までこれを続けること。ただし、朝食、夕食、お茶の時間は除かれるが、それは精々一日に二時間半を越えるものではない。すなわちお茶に三〇分、夕食に一時間、昼寝を許されたる場合はそのために五月中旬より八月中旬まで多くて三〇分、朝食に三〇分。また職人、奉公人は何人も、九月中旬より三月中旬まで、朝の日の出より夜は日没まで労働すべきであり、定められた朝食と夕食の時間のみが除かれる。違反せる場合は一時間につき一ペニイずつその賃銀より差し引くこととする。」

こういった規定があらわれる以前は、ギルドが職人たちの労働時間をきめており、たとえば「いかなるものも夜明けから晩鐘まで以上に働いてはならない」とか、「ローソクの光で夜間に」働いてはならないとか、さらには「冬の間は一二時間、夏は一五、六時間」といった定めもあり、

このような規則がギルドごとにきめられていて、その実態は一樣ではなかったとされる。そこで、これらを一律化しようとしたのが一四九五年の法律であった。つまり、この時期の労働時間の規制は、一五六三年の「職人法」の規定もそうであるが、職人たちの働くべき時間(最大時間)をきちんと守らせるための規制であって、労働時間を限定して働く時間を短くするための規制ではなかった。^①

しかし、これらの規定には労働者の働くべき時間を特定するという「時間労働」の原初的な発想がみられる。さきの角山栄著『時計の社会史』は、さらにつぎのようにのべる。

「近代的時間の成立とともに、仕事はいまや時間に縛られた賃労働へと変わっていく。重要なことは、機械時計の示す人工的時間で表示された労働時間が、いまや労働を規定するようになるということである。周知のように、雇用労働が最も早く進んでいたのはイギリスである。イギリスにおける作品中心の労働(時間に縛られないで満足するまで時間をかけて良い作品をつくる職人労働……引用者註)から時間労働への転換は、だいたい十六世紀中ごろから始まったと思われる」(同書二〇頁)。

労働が時間によって計られ、その時間を単位として労働者が雇用されるようになってくると、「時間労働」という考え方もだんだん姿をあらわしてくる。そして「労働日(この場合は「働く

日」という意味)を規則正しくし、時間によって労働や生活を規律化しようという試みは一七世紀のピューリタン革命のときにはじまった」とされ、「この革命が労働時間についてもひとつの画期をなしたといつてよいであろう」といわれる。⁽⁸⁾

労働力の商品化と「時間労働」

こうして、使用者に雇われた労働者の労働が、機械的に時間で計られた単位で取り引きされるようになってくると、その労働をおこなうエネルギー源である労働力が労働者の肉体と不可分であることから、個人の独立と契約の自由(所有権の絶対性)を基礎づける近代市民社会思想のもとでは、いわば「労働力の商品化」という発想(思想)があらわれてくる。つまり、労資(使)間で雇用という形態で売買契約されるのは人間労働そのものではなく、商品化した労働力であり、そのことによって古代奴隷制社会の奴隷売買とも、また封建制社会のもとの農奴契約とも区別される。

そして、近代市民社会の発展とともに形成されてきた資本制生産社会は、社会の隅々にまで商品交換が普及している社会であり、企業における生産過程そのものも商品交換という形態で処理されるようになる。すなわち、工場や資材などの生産手段はもちろん商品として購入されるが、もう一つの生産要素である労働(力)も商品として購入されることになる。その意味では、資本制生産社会は、もともと商品ではない労働力の商品化をもつて完成する。⁽⁹⁾

しかし、この商品化された労働力は、他の商品と違って資本が生産した商品ではない。つまり、消費された労働力の再生産は労働者の日常生活過程で実現され、それは資本(企業)から労働者に支払われる賃金によって賄われる。そして資本の利潤は、この買った労働力再生産に必要な賃金を稼ぐだけの労働時間(必要労働時間)以上に労働者を働かせることによって、すなわち剰余労働時間によって実現する。

この剰余労働時間をより大きくする方法としては、労働時間そのものを延長する絶対的方法と、単位時間内の労働密度を濃くする相対的方法(労働強化)があり、実際にはそれらはさまざまな組み合わせをみせながら展開され、利潤の最大化がはかれることになる。こうして利潤追求が第一課題である資本制生産社会では、労働者をいかに長く働かせるか、あるいは単位時間内では労働者をいかに濃密度に働かせるか、ということが必須の課題となるが、その趨勢は産業革命とともに進展し、産業革命が長時間労働と機械導入などによる労働強化をもたらしたことは否定できない。

手工業の時代、つまりマニユファクチャー時代の労働者は、一般的には日の出から日没まで、あるいは六時から六時まで(six to six)の拘束一二時間、その間の食事時間と休憩を除いて実働一〇時間の労働時間が普通であったといわれる。⁽¹⁰⁾しかし、産業革命とともに機械工場制が普及してくると、機械のより長時間操業のために労働者には長時間労働が強制されてきた。世界にさきがけて産業革命をすすめてきたイギリスの機械工場について、マルクスは次のように

べている。

「いままでブルジョア経済学者は吾々にむかつて、機械のおもな効用は肉体的労働を軽減し重労働から人間を解放することにある、と語ってきた。いまや『タイムズ』紙は、現在の階級機構のもとでは機械は労働日を短縮せずに延長させること、機械が個人の労働からその質をうばい、労働者をして質の喪失を量によって補足していることを公然とみとめている。かくて労働日はますます延長され、昼間の作業にさらに夜間作業が付加されている。」¹¹

そして、こうした産業革命とともに展開した機械工場制のもとでの労働時間延長の動向は、ギルド時代の職人労働についてとは違った「時間労働」という考え方を導入せざるをえないことになる。しかし、それは一日の労働時間がどれだけの長さになるかということにとどまる。いいかえれば、資本の論理としてより多くの剰余労働時間を獲得しようという状況のもとでは、「時間労働」という考え方がまだ明確になっていないことを意味する。

このあたりの事情について『資本論』の著者は、「資本が、日価値を支払って買う労働力を消費してもよい時間の大きさは如何？ 労働日は、労働力そのものの再生産に必要な労働時間を超えてどれだけ延長されるか？」という質問に対する「資本の答」として次のように記している。

「労働日とは、一日まる二十四時間から僅かの休息时间——それなくしては労働力が絶対にふたたび役に立ちえない——を差引いたものである、と。さしあたり自明なことであるが、労働者は彼の生活の全一日を通じて労働力以外の何ものでもなく、したがって、彼の自由にしうる時間はすべて自然的にも法律的にも労働時間であり、かくして資本の自己増殖のためのものである。人間的教養や、精神的発展や、社会的職分の遂行や、社交や、肉体的および精神的生命力の自由な活動や、のための時間は、日曜日の安息時間さえも、——しかも所は安息日厳守の国だったとしても、——まったく愚にもつかぬことである！」。

そしてこの場合、「労働力の標準的維持が労働日の限度を規定するのではなく、その逆に、労働力の最大可能な日々の支出が、……労働者の休息時間のための限度を規定」し、資本が関心をもつのは「ただ専ら、一労働日のうちに流動化されうる労働力の最大限だけである」¹²と。こうして、剰余労働時間の最大限の獲得を追求する資本（企業）にとって、労働時間とは「労働者を働かせることができる時間」という意味でしかなく、時間を厳密に区切って働かせる「時間労働」という考え方は、なお明確ではない。

工場立法の登場と「時間労働」の明確化

職人たちの労働時間を定めた絶対主義時代の職人法などで、時間にしたがって働くという「時間労働」の考え方が芽生えはじめたのは確かであった。しかし、それらの法令は実際にはほとんど守られず、「時間労働」という考え方はまだ曖昧なままであった。そしてまた、産業革命のすすむなかで労働時間がより延長される状況のもとでは、労働時間はどれだけの長さまで可能かという意味で「時間労働」が語られているにすぎなかった。

そこで、つぎに労資（使）間で「時間労働」という考え方をさらに明確にせざるをえなくなってくるのは、機械工場での長い労働時間と重労働が女子年少労働者の健康と生活を破壊し、そのことが社会問題化してきて、やがてそれら女子年少労働者の「保護」の名において、その年齢とともに労働時間の制限が設けられるようになってきた段階である。すなわち、工場立法（Factory Legislation）の登場であり、工場立法による取り締まりをもなった労働時間の規制という方法によって、「時間労働」という考え方は法令的にも、また実態的にもより明確にならざるをえなくなってきた。

最初の工場法といわれるイギリスの一八〇二年法「木綿製造所とその他の製造所及び木綿工場とその他の工場に雇用されている徒弟その他の者の健康と道徳を守るための法律」(An Act for the Preservation of the Health and Morals of Apprentices and others employed in Cotton and others Mills, and Cotton and others Factories. 1802) は、その第四条のなかで、¹³⁾ 規定

していた。すなわち、この法律の適用となる徒弟は「必要な食事をとるために使われる時間をのぞいて、一日一二時間（午前六時から午後九時までと計算して）よりも多く使用されたり、仕事を強いられたりしてはならない。ただし一八〇三年六月一日以降は、徒弟はいかなる場合にも夜の九時と朝の六時の間は使用されたりまたは仕事を強いられてはならない。」

そしてこの法律では、州治安判事から任命された巡察官 (visitor) が「いかなる時にもかかる製造所ないし工場に立入り検査する権限と権能をもつものとし……かかる製造所と工場の状態と条件及びその中の徒弟の状態と条件、さらに同製造所または工場がこの法律の命ずるところに従って経営され管理されているかどうか」を治安判事に報告するものとされ（第九条）、¹⁴⁾ 故意にこの法律のいづれかの規定にさからって行動し、しかしてそれを犯した……すべての製造所主ないし工場主は、かかる違反のゆえに（別に定めるところをのぞき）四〇シリング以上五ポンドをこえない額を、罰金として支払うものとする」（第二三条）と規定していた。

ここでは労働時間の長さそのものが取り締まりの対象となっており、「時間労働」の考え方もそれだけ明確になってきている。そして、つぎの一八三三年法「連合王国の諸製造所及び諸工場の児童労働ないし未成年労働を規制するための法律」(An Act to regulate the Labour of Children and young Persons in the Mills and Factories of the United Kingdom. 1833) ¹⁵⁾ 一八歳未満の者は「一日一二時間以上、一週六九時間以上使用されてはならない」（第二条）と規定されていて、「時間労働」という考え方がさらに明確に表現されている。¹⁶⁾

ついで一八四四年の「工場労働に関する法律を修正する法律」(An Act to amend the Laws relating to Labour in Factories, 1844)では、一八歳以上の女性労働者たちにも一二時間労働制を適用し、夜間労働を禁止されることになった。

こうして工場立法のなかでは女子年少者を対象とした規定ではあったが、女子年少者の労働を時間で規制することがより画的になり、「時間労働」という考え方もさらに明確になってきた。そして、やがて男子成年労働者をもまきこんで、明確になってきた「時間労働」という考え方にもとづいて一日の労働時間を限定的に規制する時代へとすすむ。

『資本論』はこうした工場立法の歴史的経過をふまえて、つぎのように総括している。

「労働の時期・限界・休止を時計の音に従って軍隊式にきちんと規制するこれらの精密な諸規定は、けっして議会の空想の産物ではなかった。それらは近代的生産様式の自然諸法則として、諸関係から漸次に発展したのである。それらの自然法則の定式化、公認、および国家的宣言は、長期にわたる階級闘争の所産であった。それらの法則の最も手ぢかな結果の一つは、実践が成年男子工場労働者の労働日も同じ制限に服せしめた——けだし大抵の生産過程においては児童、未成年者および婦人の協業が不可欠だから——ということであった。だから大体において、一八四四—四七年の期間のうちに十二時間労働日が、工場立法に従わせられたすべての産業部門において一般的かつ齊一的に行われたのである。」¹⁴⁾

しかし、一日の労働時間が最大一二時間(夜間労働を除く)と限定されたとしても、それを一日のどの時間帯にするかはまだ労資間に任されていた。そのことが、まだ「時間労働」という考え方(概念)の曖昧さ、不確定さを残していた。その後の労働者のたたかいは、この「時間労働」という考え方をさらに明確にしていく。

そのあたりの経過をウェット夫妻著『産業民主制論』は、つぎのように叙述している。

「先づ繊維工業に於ける標準労働時間を論ずれば、一八三三年法(これは明文上十八歳以下の労働者のみ適用されしもの)は、一時間半の食事時間を合して一日十二時間を以て最大限とする旨規定した。併し、該法は、工場を午前五時半より午後八時半までの間でどうにでも開くこと、及び食事時間を雇主の自由に定めること等を雇主の任意としてゐたし、又機械の破損に因つて失はれた時間は残業として補償することが出来た。工場監督官は、間もなく、この融通性が法律の効力を無にすることを発見した。吾々は、工場労働時間の真の制限を確定する為め綿工の組合が惹起した永き闘争中の出来事を述べる必要はない。法の適用を免れるための逃げ道は一つ一つ閉ざされた。破損により失はれた時間を補償するの権利は(蒸気力を以て運転する工場に関して)明白に廃止され、始業終業の時間は明確に規定され、食事時間も定められた、そして凡ての時間は公の時計を以て計られるやうになつた。約言すれば、

一八四七年、一八五〇年及び一八七四年の法律によりて、如何なる口実を以てするを問はず、法律に規定した時間とは余分の時間或はそれと相違せる時間さへを働かせる工場主の権利は全く剥奪されたのである。或る工場又は或る地方の事情が如何程他と異つてゐやうとも、雇主のそれ〴〵の産業の性質や市場の景況がどんなであらうとも、その事業が木綿、羊毛、麻、黄麻、絹、毛糸等のいづれであらうとも、突然な註文の殺到が如何に急であらうとも、汽罐の故障により如何程時間が失はれやうとも、繊維工場に於ける被保護階級の爲めに明確に決定された標準労働時間は、これを侵害することも出来なければ、雇主と労働者とのいづれかの便宜に副ふ爲めに一時変更を加へることすら出来ないのである。繊維工業の場合に於ては、六十年間の経験の爲めに、労働組合運動者は、工場局の専門役人や不承不承の下院さへをして、法に融通を与へ加減を加へんとの議論が如何に尤もらしく聞こえやうとも、標準労働時間の真の保護は明確に決定された均一的労働時間の厳格な実施によつてのみなし得られる事を納得させることが出来たのである。¹⁵⁾

さらに『資本論』の著者は、多くの工場検査官の「報告」などを駆使して労働日（労働時間）の歴史を明らかにしてきたが、「労働日」の章はつぎの一八五九年一月三十一日の「報告」を引用して締めくくっている。

「さらに大きい贈物は、労働者自身の時間と彼の雇主の時間との区別がいに明瞭にされたということである。労働者はいまや、何時までが彼の売った時間か、また何時からが彼自身の時間かを知っている。そしてこのことに関する確実な予備知識を有することにより、彼自身の時間を彼自身の目的のために予め配列することができる。……彼等を彼等自身の時間の主人たらしめることにより、それら（諸工場条例）は、彼等を政治的権力の結局における掌握に導いてゆく道德的エネルギーを彼等に与えた。」¹⁶⁾

こうして労働者は、ここまで「時間労働」が明確になってくると「時間の主人」とまで表現され、それとともに労働運動は労働時間短縮の流れをいっそう加速してくる。そしてそのことが、さらに「時間労働」という考え方（概念）をこれまで以上に明確にしていく。

労働時間の短縮と「時間労働」の明確化

資本制生産社会がいち早く発展したイギリスでは、これまでみてきたように工場立法による労働時間の制限は、まず年少労働者、ついで女子労働者を対象にすすめられた。しかし、成人男子労働者については法律上にその制限を規定されることはなく、むしろ成年男子については、法律にたよらず労資（使）間でさめるといふ考え方がつよかった。すでに一八三〇年代の職人たちの組合には一〇時間―八時間などの要求がみられ、ストライキもたたかわれていた。

そしてイギリスでは、工場立法による木綿工場など特定工場での一二時間労働にかぎらず、その他の産業での労働時間を一〇時間に制限する立法闘争が展開された。この運動は、当時のチャーチスト運動と結びついて、やがて一八四七年の「工場の年少者婦人の労働時間を制限する法律」(An Act to limit the Hours of Labour of young Persons and Females in Factories, 1847)、『いわゆる「一二時間労働法」の制定にいたった。しかし、この法律が制定された年は不況期にあったものの、その後の景気回復にもなつて労働時間延長の誘因が増大し、工場主の労働時間延長の動きに対して、その動きを封殺するために制定された一八五〇年法、一八五三年法の補完的立法は、女子年少者の労働は原則として午前六時から午後六時までの間に、土曜日は午後二時までの間におこなわれるべきことを規定していて、いわゆる「標準労働日」を確定していた(さきのウェップ夫妻著書引用部分参照)。

『イギリス工場法の歴史』の著者は一八五〇年法について、つぎのようにのべている。

「一八五〇年法は、イギリス工場法史上の重大な画期であった。同法によって、はじめて標準労働日がはっきりと制定された。いかえるならば、法定労働日と法定就業時間とが同一となつた。⁽¹⁷⁾」

こうして工場立法のなかではあったが、労働者の要求にもとづく労働時間短縮の流れは「時間労働」という考え方をさらに厳格に確実のものとしていった。とうぜんのことながら、この労働時間短縮要求は一日の労働時間をその対象としており、やがてあらゆる労働者の一日八時間労働制の要求に収斂されていく。その典型的な事例が、アメリカにおける八時間労働要求運動を契機とするメーデー発祥の事件であることはいうまでもないが、ここで当時の主要な資本制生産国での労働時間を概観しておけば、つぎのようであった。

「一二時間労働制は、アメリカ合衆国では一八六〇年代に確立され、イギリスではそれよりも早く四〇年代末とはいえないが五〇年代に確立されていた。フランスでもすでに六〇年代には平均一二時間の労働がおこなわれていた。ドイツでは七〇年代になってはじめて工業で一二時間労働が一般に採用された。一九世紀と二〇世紀との変り目頃には、労働時間はアメリカ合衆国とイギリスとでは一日あたり約一〇時間、ドイツとフランスとは約一一時間であった。第一次世界戦争までは大抵の資本主義国の労働日はなおほぼ一時間短縮された。すなわち、労働時間短縮の速度は加速化したわけである。⁽¹⁸⁾」

このような労働時間の実態のもと、在米中の高野房太郎は一八九〇年五月―六月の日本への通信(『読売新聞』)でアメリカの八時間労働要求運動にふれた際、つぎのような英国の古詩を紹介している。⁽¹⁹⁾

Eight hours to sleep.

Eight hours to play.

Eight hours to work.

And eights bob a day.

この古詩がいつの頃のものかかならずしも明確ではないが、ここではもう「時間労働」という考え方が否定し難く明確になっており、さらに労働時間ではない生活時間のことも明確に謳われており、八時間労働要求がどんなに人間生活に根ざしたものであるかが読みとれる。その後の八時間労働要求が、おしなべて人間的生活の回復、そしてその質的向上の要求を根柢としてきたことは、各国のメーデーの歴史やこれまでの労働時間短縮運動の歴史が証明している。²⁰⁾

つまり歴史的にみてくれば、労働時間短縮運動の成果は「時間労働」という考え方をより明確に、さらにはより厳格にするとともに、他方、労働時間とは区別された生活時間におけるより人間的な生活要求を目指してきたということが出来る。そして二〇世紀に入って、第一次世界大戦の終結（ヴェルサイユ条約）にあたってILOの設置が宣言され、八時間労働の原則が確認された。ILO第一号条約が「工業的企業における労働時間を一日八時間、一週四八時間に制限する条約」であったことは知られている。

こうして、「時間労働」という考え方が形成されてくる過程を歴史的にたどってみると、「時間労働」という考え方が明確になるということは、まずは工場立法のなかで女子年少者の保護間労働」という考え方が明確になるということ、まずは工場立法のなかで女子年少者の保護が目的であったが、このことは、やがて成人男子労働者の労働時間短縮闘争が目指したように、労働時間とは区別された労働者の生活時間の充実・向上、さらにはその時代にふさわしい人間的な生活の追求を意味してきたということである。

そこでつぎに、こうした「時間労働」という考え方の明確化が、今日のわが国ではどういう事態に当面し、そのことは今日どういう意味をもっているのかを考えてみたい。

(5) 角山栄著『時計の社会史』（中公新書版、一九八四年）一七頁。なお、ここで「定時法」とは、「真太陽時ともいって、正午に始まりつぎの正午に終わる一日の時間を二十四等分したものを一単位時間とする方法」であり、「日の出から日没までの昼間の時間、および日没から日の出までの夜の時間を、それぞれ十二時間として計算する方法」である「不定時法」と対比される。（同書、一六頁参照）

(6) 浜林正夫・篠塚信義・鈴木亮編訳『原典イギリス経済史』一四三―一四頁による。

(7) 浜林正夫著『パブと労働組合』（二〇〇二年）一八四―一五頁参照。同書はさらに、一四九五年の法律が「多くの職人や労働者は仕事をもちながら、一日の多くの時間を無駄にすごしている。……ときには遅く仕事につき、早々に帰ってしまい、長々と昼食をとっている。……そして午後には長い時間昼寝をしている」とのべていることも紹介している。

(8) 前掲『パブと労働組合』一八五―一六頁参照。

(9) 「労働者が生産諸条件の一部分である（奴隷制、農奴制）ことをやめるか、原始共同体（イン

ド)が基礎でなくなるやいなや、すなわち労働力そのものが一般に商品になる瞬間から、商品生産は必然的に資本主義的生産をもたらす。」マルクス「直接的生産過程の諸結果」(『マルクスⅡエンゲルス選集』大月書店版・第九卷所収) 四七六―七頁。

- (10) 前掲『バブと労働組合』一八六頁参照。
- (11) マルクス「十時間労働日法案をめぐる闘争」(一八五三年七月八日稿、『マルクスⅡエンゲルス選集』大月書店版、第六卷所収) 二四八―九頁。
- (12) 以上、マルクス著『資本論』(長谷部文雄訳・青木文庫版) 第一部四五七頁、四五八頁。
- (13) 以上の各条文については前掲『原典イギリス経済史』二九九頁、三〇二頁による。
- (14) 前掲『資本論』第一部四八四―五頁。
- (15) シドニ並びにビアトリス・ウェットプ原著・高野岩三郎纂訳『産業民主制論』四二〇―一頁。
- (16) 前掲『資本論』第一部五一三頁、五一四頁。
- (17) ハチンス、ハリソン著『イギリス工場法の歴史』(大前朔郎他訳) 一〇七頁。
- (18) J・クチンスキー著『絶対的窮乏化理論』(新川士郎訳) 一二三頁。
- (19) 高野房太郎著『明治日本労働通信』(大島清・二村一夫編訳、岩波文庫版) 二七四頁。bobは旧貨幣制度で一シリリング(五ペンス)のこと、同書四七五頁参照。
- (20) 内海義夫著『労働時間と労働組合』(一九七五年) 七三頁以下など。

三 「時間労働」希釈化の今日的意味

最近の「労働時間の弾力化」が「時間労働」の希釈化をもたらしていることは最初にも指摘してきたが、ここではまずわが国での「時間労働」という考え方が明確になってくる歴史的過程を大ざっぱに観察したうえで、昭和初期の戦時中であらわれた「時間労働」の希釈化、消滅をみておきたい。

日本で形成された「時間労働」とその希釈化、消滅

明治政府が一八七二年(明五)、近代的な模範工場としてつくった群馬県富岡製糸工場では、労働時間は日の出から日没半時間前までの一日約九時間で、午前三〇分・正午一時間の休憩、日曜・祭日は休日だった⁽²¹⁾。当時の工場の労働時間について、隅谷三喜男著『日本労働運動史』⁽²²⁾がつぎのように叙述している。

「明治初年まで、労働時間は自然条件に左右されて、日の出から、日没まで、すなわち平均一二時間というのがいっばんだであった。ところが燈火が工場にもち込まれると、この自

然的制約は打破され、製糸工場などでは一五、六時間に延長される一方、紡績工場では昼夜二交替制がいつぱん化した。こうした傾向は西欧的な八〜九時間労働でスタートした官営工場にも現われ、明治一九（一八八七）年にはほとんどの官営工場が一〇時間労働となった。」

また、日本における最初のストライキとされる山梨県甲府兩宮製糸紡績場のストライキ（二八八六年、明一九）が、労働時間延長（実働一四時間から一四時間半へ）にたいする反発であったことは知られているが、明治政府内で工場立法の論議がみられるようになるのは一八八一年（明一四）の農商務省設置あたりからで、一八八七年（明二〇）に示された職工条例案や職工徒弟条例案などでは「一四歳未満六時間、一七歳未満一〇時間」「婦女及び一四歳未満の者の夜間作業禁止」などがふくまれていた。しかしわが国での工場法の制定は、その後の紆余曲折を経た一九一一年（明四四）のことであり、そこでは「一二歳未満の者の就業禁止」「一五歳未満の者及び女子の一日一二時間以上就業禁止、午後十時より午前四時に至る間の就業禁止」などを規定し、その施行は一九一六年（大五）のことであった。

さらに、ある職人組合では組合規約（一八九七年、明三〇）のなかに自分たちの働く時間を明記していたケースもあり、『内地雑居後之日本』（一八九九年、明三三刊）の著者は労働者の労働時間というものについて、つぎのようにのべている。

「余れは常に思らく、孰れの邦国に於ても、労働者の進歩せるや否や即ち果して工業奴隷たらざるや否やを知らんとするには、賃銀の高きや否やを見るよりも、其職工が労働時間を重んずるや否やを見るは、最も捷徑なりと、若し其の職工にして唯だ賃銀さへ多額に取るを得ば可なりとして、自ら人間の位置を牛馬に落とす、平気に長時間の労働に服する者あらば、是れ未だ労働の神聖を知らざる野蛮の職工にして工業奴隷なりと見るも不可なし、……」（同書三六頁）

「……更に職工当人に就きて之（長時間労働……引用者註）を聞けば、同じく居残仕事を喜び、長時間の労働に対しては何等の不平だもなきが如し、之を以て資本家は労働時間の長きは我国職工の為に利益ありと、主張し居るなり、果して然るか、否、否、職工諸君が居残仕事を喜ぶは、敢て労働時間の長きを喜ぶにあらずして居残仕事せざれば一日の糊口に充分なるべき賃銀を得ざるが故なるべし、われは日本の職工は其の理想は未熟なるを認めれども、人間の労働を牛馬と同視して平気なるほど、何等の理想なしとは信ぜざるなり、しかも一に賃銀に重きを置き、冒頭論じたるが如く労働時間は労働の神聖を維持し、賃銀を定むる尺度なることを深く之を知らず、労働時間を軽ろんずるの傾向あるは争ふべからず、職工諸君、卿等は何時迄も〜労働時間を軽ろんぜんとするか。」（同書三七―八頁）

このように、日本における「時間労働」という考え方の生成とその明確化も、イギリスなどの歴史的過程とはほぼ同様な経過をたどったとみることができるとくに横山源之助の文章は「時間労働」という言葉こそ使っていないが、ここでは「時間労働」という考え方が明確になっていることは否定できないであろう。

しかし、わが国における「時間労働」という考え方は、とくに一九三二年（昭六）の十五年戦争開始以降、戦争遂行のために大きく動揺し、やがてそういった考え方が否定されていく。

一九三八年（昭一三）四月に公布された国家総動員法は、文字どおり「戦時ニ際シ国防目的達成ノ為……人的及物的資源ヲ統制運用スル」（第一条）法律であり、戦争遂行に必要な長時間労働による労働者の疲弊（労災、疾病・事故欠勤の増加）にたいしては、その第六条にもとづいて工場就業時間制限令（一九三九年、昭一四）が発令された。それは工場法適用工場において男子労働者（一六歳以上）の就業時間を二時間に制限し、さらに毎月最低一日の休日を設け、一日の就業時間が六時間を超えるときには最低三〇分、一〇時間以上のときには最低一時間の休憩時間を設けることなどを義務づけた。²⁶⁾

しかし、この工場就業時間制限令は、事実上効果がほとんどなかったと推定された。というのは、当時の労働時間統計によると就業時間が一貫して増加していたからである。そしてこの制限令も、一九四一年（昭一六）一二月に太平洋戦争に突入してからは、一九四二年（昭一七）

一月に若干緩和され、さらに労働力不足が一段と深刻になった一九四三年（昭一八）六月には撤廃されてしまった。と同時に、工場法戦時特例が公布され、女子及び年少者の就業時間、深夜業及び休日・休憩に関する工場法の保護規定は、厚生大臣の指定する工場については適用されないことになった。就業時間については、女子及び年少者は従来一時間以上を超えて就業させることはできなかったが、このような制限まで取り払われてしまった。月二日の休日も停止され、女子の夜業も許されることになった。戦時中のことを思い起こせば、まさに軍隊なみの「月月火水木金金」となった。²⁷⁾

これではもはや「時間労働」という考え方はありえない。逆にいえば、資本制生産社会が発達していくと「時間労働」はだんだんと明確になっていくのがその歴史的な方向であり、さらには労働時間の短縮こそが人間らしい生活を保証し、生活を豊かにしていく方向であったが、しかし日本では戦争遂行とともに工場立法は否定され、お国のために「時間労働」という考え方は失われていったというわけである。

今日みられる「時間労働」希釈化の方向

さて、一九四五年（昭二〇）八月の敗戦後は、一九四七年（昭二二）に「時間労働」という考え方を明確にした労働基準法が制定され、その労働時間法制が大きな改編をみるようになったのは、最初にもふれた一九八七年改正法からであった。そして、日経連の『新時代の「日本

的経営』が発表されたのは、バブル経済崩壊後の長びく経済停滞さなかの一九九五年（平七）五月のことであった。

この報告書は、「経済がグローバル化し、経営環境や従業員意識が変わりつつある」なかで、「これからの日本的経営システムの考え方や具体策を取りまとめたもの」で、「労働時間管理は、業務内容に応じて考えるところに、仕事についての評価は働いている時間の長さではなく、成果を重視していくべきである」と主張するとともに、「裁量労働制の活用」を強調していた。²⁸

それからさらに一〇年、小泉内閣による「規制緩和・構造改革」大合唱のなかで、日経連の後継団体でもある日本経済団体連合会（日本経団連）は、日経連時代の一九七五年以来毎年発表している「委員会報告」二〇〇五年版で、労働時間についてつぎのように主張している。²⁹

「……今後も、産業・企業の競争力強化という視点から一層の規制改革・緩和を求めたい。

特に、仕事の成果が必ずしも労働時間に比例しない働き方が増大している現在では、労働時間法制の抜本的改正が望まれる。すなわち、現行の裁量労働制は規制緩和の方向で大幅に見直すべきであるし、労働時間管理になじまない自律的な働き方が増えることに対応するべく、ホワイトカラーについて、一定の限られた労働者以外については原則として労働時間規制の適用除外とする制度（ホワイトカラー・エグゼンプション制）を導入するべきである。」
（四八―九頁）

「労働時間をめぐる労働監督行政については、ここ数年、これまで労使による取り決めをもとに企業ごとになら問題なく対応がなされてきた事項についてまで、突如として指針や通達を根拠に、労使での取り組み経緯や職場慣行などを斟酌することなく、企業に対する指導監督を強化するといった例が多く指摘されている。

さらに、事実上労働者が企業の管理施設内にいる時間をすべて労働時間として取り扱おうとするなど、それが実態に即しているかどうかという意味で、監督行政全般に対する企業側の不信を招いている。」（五一頁）

これらの報告でのべられていることは、成果主義賃金こそがこれからの日本の賃金制度にふさわしいことを強調しようというものであるが、さらには労働基準法などの労働時間規制の緩和、さては解除こそが、いいかえれば「時間労働」という考え方（発想）の放棄こそが、これからの「産業・企業の競争力強化」に必要というわけである。成果主義をつよめていくには、その「ポイント」は時間をどれだけ評価の軸から外していくか」ということだとも説かれている。³⁰ その延長線上には、できれば労資（使）関係から「時間労働」という考え方をなくしたいという方向さえうかがえる。

だから労働基準監督署などは、いまさら日常の労働時間管理を厳密にし、サービス残業などを摘発することなどやめるべきで、個々の労働者がどのような働き方をするかは個別労使の自

治に任すべきだというのが、今日の企業経営者側の考え方であろう。

なお、今日の日本の「成果主義」についてはさまざまに問題点が指摘されているが、その導入は年ごとに加速しているかのようであり、「時間労働」という考え方の明確化という観点からは、その動向は無視できない。

「時間労働」希釈化の今日の問題点

以上の観察から、最近の「時間労働」の希釈化現象の意味はおのずと明らかであろう。問題は、このような「時間労働」希釈化の現象が時代の趨勢としてすすめられていることが、労働者の日常の労働と生活になにをもたらしつつあるかである。

明確になったはずの「時間労働」という考え方が、最初に崩される現象は、時間外労働（残業）であった。既定の労働時間を超えて労働するには、もとより労使間協定・届出が必要なことはいうまでもない。しかし、所定時間を超えてどれだけ働くことになるのかは三六協定自体からはかならずしも明確ではない（もちろん協定の仕方では明確にすることはできる）。すなわち所定労働時間からすれば、各人の具体的な労働時間の長さや場所はかならずしも明確ではない。ましてや「サービス残業」なる現象は、労働時間制からみだす現象であり、「時間労働」という考え方はまったく相容れない。

つぎに「時間労働」が曖昧になるのは、わが国では増加したはずの年次有給休暇の消化が完全でないことである。取得年次有給休暇が消化されないということは（最近の統計によれば消化率は五〇%を割っている）、ほんらい働かなくてもよい日や時間に働いているということであり、このところ問題視されている「サービス残業」（ただ働き）と同断といえよう。

さらに問題なのは、最初にも述べたように変形労働時間制の拡大、裁量労働におけるみなし労働制の対象拡大などであるが、ここでは最後に、日本経団連などの主張にも色濃くうかがえるホワイトカラーの労働時間を労基法上の時間規制から解放しようという流れについてふれておきたい。つまり最近の職場では、ホワイトカラー労働者の労働スタイルが変わり、「労働時間管理になじまない自律的な働き方が増えている」から、アメリカ流のエグゼンプションの制度を導入したいという点である。³²⁾

現行労基法は、企画業務型裁量労働制（第三八条の四）、専門業務型裁量労働制（第三八条の三）などをみとめているが、これらの労働者はいわば現業ないしは工場労働者、自動車運転手などの労働とは区別されている。しかし、一九八〇年代末期（バブル経済期）には、すでにこの種のホワイトカラー労働者の過労死が多くなっていることが報告されていた。

「今回の相談（一九八八年六月「過労死一一〇番」……引用者註）の大きな特徴は、被災者の職種分布である。開設以来半年弱の間に東京の窓口に寄せられた二〇〇件についてみると、多い順に、営業・事務（倒れたうちの二八・〇パーセント）、工場労働者（二一パーセ

ント)、公務員及び会社管理職(いずれも九・〇パーセント)、技術職(八・五パーセント)、会社経営者・役員(八・〇パーセント)、運転手(六・五パーセント)と続き、いわゆるホワイトカラーが六二・五パーセントの高率を占めるのである(会社経営者・役員、会社管理職、営業・事務、技術職、公務員を合計して二二五件)。

従来過労死は、夜勤労働者やタクシー運転手などに多いと言われてきたが、今回の調査の結果では、職種を問わずホワイトカラー、特に中間管理職の例が多いといえる。⁽³⁵⁾

この報告によると、ホワイトカラー労働者の長時間・加重労働が問題となっており、「時間労働」からの解放が、わが国ではけっして「人間らしい労働」を意味していないことを知ることができる。

そして有名な電通過労自殺事件東京地裁判決が出たのは一九九六年(平八)三月のことであった。このところ労働時間の短縮がすすんでいない日本の現状のもとで、過酷な長時間労働が問題となったこの事件は、ホワイトカラー労働者が労働基準法上の労働時間規制から外れると、どんな深刻な事態をまねくかを示唆した事件でもあった。⁽³⁶⁾

(21) 大河内一男・松尾洋著『日本労働組合物語・明治』(一九六五年)二〇頁。

(22) 隅谷三喜男著『日本労働運動史』(一九六六年)一一二頁。

(23) 前掲『日本労働組合物語・明治』二七頁。

(24) 片山潜著『日本の労働運動』(岩波文庫版)一三五頁は、「なかなか面白き団体なりし」横浜市西洋家具指物職同盟会の規約第九条が「当会員は一人一日之賃金六十銭と定め就業時間は午前七時より午後五時までとし夜業は午後五時より同十時まで半人手間とし徹夜は二人分の賃金を受く但時勢に依り高低あり」と規定していたことを紹介している。

(25) 横山源之助著『内地雑居後之日本』(岩波文庫版)。

(26) 工場就業時間制限令第三条は「工場主ハ十六歳以上ノ男子職工ヲシテ一日ニ付キ十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ズ」と規定していた。つまり、ここではじめてわが国の成年男子労働者について法律による労働時間が規定された。しかし、この規定は労働時間の短縮をねらったわけではなく、「これは最長時間の制限であり、十二時間が能率上その他合理的時間であると云ふのではない。ただ、現在十二時間の就業時間のものが多いことと今日の時局に於いてはこれ以上短縮することは実情が許さないと云へる」と解説されていた。法律時報編輯部編『逐条解説・国家総動員法』(一九三九年)九四頁。

(27) 野村平爾・島田信義「労働法(法体制崩壊期)」(『講座日本近代法発達史』第八卷所収二七一頁以下、法政大学大原社会問題研究所編『太平洋戦争下の労働者状態』(『日本労働年鑑・別巻／戦時特集版』労働旬報社版に所収)一二四―一五頁などを参照。

(28) 日本経営者団体連盟「新時代の『日本の経営』―挑戦すべき方向とその具体策」二頁、五頁、

九頁など参照。

(29) 日本経済団体連合会『経営労働政策委員会報告・二〇〇五年版』労使はいまこそさらなる改革を進めよう』。

なお、この「委員会報告」は、第一次石油ショック後の一九七四年春闘が大幅な賃上げ（額・率とも）を実現したのをうけて、日経連が「大幅賃上げの行方研究委員会」を発足させて発表したのが最初で、その翌年からは「賃金問題研究委員会報告」と改められ、一九八〇年には「労働問題研究委員会報告」となり、二〇〇二年に日本経団連となってからは「経営労働政策委員会報告」となって今日までつづいている。そして毎年「委員会報告」は、その年の経営側の労使関係に対する見方や考え方が比較的率直に表明されている。二〇〇五年版では、今日問題とされている労働契約法の制定について「労使の自主的な決定と契約自由の原則を最大限に尊重しつつ、工場法の時代の遺制を引きずる労働基準法などの関係法令を、今日の環境にふさわしいものに抜本的に改革する実りの多いものとなることを強く期待したい」とのべている。五一―二頁参照。

(30) トヨタ系企業・労組・豊田労基署主催「ゆとり創造大会」での清家篤慶応大教授の発言。『しんぶん赤旗』二〇〇三年一月二七日号の記事による。

(31) 平成一三年四月六日厚労省基発第三三九号「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(二〇〇一年)。

(32) 高橋伸夫著『虚妄の成果主義―日本型年功制復活のススメ』(二〇〇四年)、城繁幸著『内側から見た富士通―「成果主義」の崩壊』(二〇〇四年)など。

(33) この点について、かつて松岡三郎著『合理化と労働基準法』(一九六三年)は、労基法第三三条の「労働させることができる」ということはあくまでも「時間労働」させるという意味であつて、仕事を請け負わせるという意味ではないと指摘していた(五七頁)。

同著書はさらに、労働基準法上の「時間労働」について注意すべきこととして、つぎのようにのべていた。「それが使用従属関係下の時間労働であるということである。だから、それが使用従属関係の労働である以上、生産労働たると、事務労働たると、また、公共労働たるとを問わない。たとえば、教師の仕事は、教育の自主性や精神労働であるという点に、大きな特色を有する(教育基本法一〇条)けれども、使用従属下の労働という点で一般の労働と少しも異るところはなく(昭和二五・一一・九の京都地裁の判決も同旨)、労働基準法は、それらをすべて、時間の長さで、おさえているのである。……ここで中心なのは、労働力の提供が使用者の支配下でなされる時間の問題であるということである。」(同頁)

(34) 前掲『経営労働政策委員会報告・二〇〇五年版』四九―五〇頁。

(35) 過労死弁護団全国連絡会議編『過労死!』(講談社文庫版) 一二頁。

(36) 電通損害賠償請求事件東京地裁判決(平成八年三月二八日)、『労働法律旬報』一九九六年六月下旬号、第一三六六号所収。なお、この事件については故藤本正弁護士著作編集企画刊行委員会編『労働運動と労働者の権利』(二〇〇三年)所収の藤本弁護士の論考(三四五―四一七頁)参照。

(元本学兼任講師)

『法学新報』中央大学法学会、第一一二巻第七・八号、「江川潤先生古稀記念論文集」、二〇〇六年三月三〇日、所収)

川崎忠文「外国文献の抄訳紹介について」

川崎さんは、二〇〇五年三月に中央大学法学部の非常勤講師を慣例により退いて、その直後から、二〇〇七年五月まで法政大学大原社会問題研究創立八五周年記念出版事業であった『日本労働運動資料集成』（全一三巻）の編集委員の一人として全力を投入した。

その出版後、彼は、労働問題の外国文献の翻訳作業に着手して、二〇〇九年五月までに、以下三つの文献の翻訳をおこなっており、それぞれが原稿として整理され、部厚いファイルに保存されていた。

① M・A・ビンフェルト著『英国産業における労働時間―ひとつの経済史として』二〇〇八年三月二日訳了

② E・P・トムスン稿「時間、労働規律、産業資本主義」歴史研究誌『過去と現在』(No.38、一九六七年一月)二〇〇八年四月二八日訳了

③ L・ブレントナー著『ギルドの歴史と発展、および労働組合の起源について』二〇〇九年五月二五日訳了

以上の中から、①の「第一章序論」部分を掲載する。

英国産業における労働時間——ひとつの経済史として

M・A・ビンフェルト著

第一章 序論

この研究は、英国の産業労働者の労働時間に関するものである。労働時間は、賃金水準と並んでおそらく、雇用契約において最も重要な条件である。しかし経済学では、はなはだ見過ごされてきた問題でもあった。だから多くの研究は、労働時間の基本的な短縮は一九世紀の半ばに始まったと認識している。つまりそれらの研究は例外なく、労働時間の短縮は賃金の変化と同じ変化として扱っている。(労働)時間の短縮は、より多くの余暇を獲得するための手段として扱われ、さらに余暇は収入の代用として扱われる。そしてその収入の多寡は、主観的な問題、あるいはもともと量的にはかれない問題として見られるか、さらに最近では、仕事についている時間を減らす正味の機会費用 (net opportunity cost) の問題と見られている。こうした一般

的な態度は、暗黙の前提を介して時間問題の独自の重要性を曖昧にしているのだが、その暗黙の前提というのは、時間短縮は単純に賃金の上昇に付随して生じるのだから、別段の説明や分析は必要ないというわけである。こうした立論の一つの意味は、収入増加と時間短縮との間に有効な関連があるという予見であり、さらにはごく最近の「機会費用」論もそうであるが、代替雇用 (secondary employment) の可能性を含む余暇問題の評価における変化は考慮されなければならぬという。

時間短縮の原因についての最後の見方は、これらの相変わらずの諸前提が研究されなければならぬということを求めている。労働時間というものは、余暇の要求に応じて減少するのだろうか？ 実質賃金と「労働」時間との間には関係があるのだろうか？ さらにいえば、必要なことは、まったく異なった原因によって時間の短縮がもたらされているという他の様々な主張の諸前提にもあたってみるということである。こうして、さらに広範に支持されていることは、時間の短縮が失業を避け、あるいは無くすということ、さらに一般的には技術の変化による雇用上の影響を防ぐということである。と同時に労働組合という対抗勢力は、労働時間短縮の要求が間接的には収入の増加をもたらす単純な企てであるという主張をまだあきらめてはいない。そして労働者は普通、結論的には時間短縮を求めると同時に残業で働くことを望んでいるという疑いのない事実もある。こうしたさまざまな主張の妥当性を検討することが本書の第一の目的であり、そしてそれらの主張が歴史的記録と矛盾していないかどうかマクロ経済レベルで決着をつけることが本書の目的である。

その場合、多くの先行研究の成果を並べ立てることになろう。というのは、一九世紀の初めから時間に関する非常に多くのデータが存在しているけれども、その体系だった蒐集は手間取るとともに骨の折れる作業であった。第三章と第四章が提供しているのは、イギリスの主な職業や産業における通常の「労働」時間の合理的で完全かつ正確な姿である。それらは、政府報告、労働組合の記録、同時代の新聞や報道、そして社会的経済的問題に関する書籍やパンフレットによって根拠づけられている。結果としてこれらの章は、うまくさまざまな要素に分類された沢山のデータを提供しているし、同時にミクロ経済レベルでの変化をもしばしば明らかにしている。ここで確認されなければならないことは、そのデータがどのような性質のものであるかによって、このミクロレベルでの位置づけが必要となってくるということである。一八九〇年から一九六五年までの期間を扱う第五章での検討は、これまでとははなはだ違っているが、簡単にいってその理由は、この期間のマクロレベルでの統計資料は十分入手できるからである。研究の多くの焦点が、マクロ経済レベルでの時間に関するものであるという事実を立てば、この章は現存する統計を要約するだけでいい。というのは、それらはさらに細かく分類されたレベルでの、はなはだ枝葉にわたるものであるからである。

とはいうものの、ミクロ経済レベルでの一九世紀資料の蒐集と分析は、分析的で有用な論点を提供した。つまり時間短縮に対する労働組合の態度に、はなはだ共通した振る舞いが見られ

るということであり、そのことは労働組合特有の実例に見られる彼らの実際の行動にあたってみるべきであろう。このミクロ経済レベルでは、労働組合が反失業の方策として時間短縮を求める妥当性を主張することは可能であった。つまり自分たちの関心との関係で主張することであり、それは時間短縮を実現する自分たちの実力とか、労働組合の本性としての時間短縮、さらには業界の大きさや市場の大きさといった様々な制度的要因などである。そして最後に、賃金と時間短縮とのありとあらゆる様々な関係を確かめることであった。このようなミクロレベルで明らかになったことは、後でマクロレベルでの変化を説明するために追究されるべき方向を知らせる手助けになった。

注目すべきことは、詳細で有効な諸資料による証拠によって示された以上のような諸関係について、ちゃんと論ずる試みが行われていないことである。そのような試みは少しずつ陽の目をみてきてはいるが、そういった試みは、はなはだ部分的で現実離れた想定は別にして、社会諸科学で稀に行われているだけである。この場合、データは充分には詳述されておらず、提起された諸関係を定量化する試みは正確でも説得的でもない。また、他の条件が同じだとしても、それらの想定は分析された様々な事態に拡大適用することもできないだろう。こうしたことは、半分はデータの歴史的性質に起因することでもあったし、また半分は解明されるべき事象が少ないことに起因することでもあった。とはいうものの、充分に証明されたデータをもつてしても、普通に機能している諸関係を導き出すどのような試みも、はなはだ難しいことであ

ろう。というのは、わかりやすい機能ではあるが全体的に不適當であるだけでなく、おそらく継続的に機能した標本が用いられていない可能性があるからである。大きな変数間の関係というものは非連続的性質がはなはだ好まれるし、ある取っ掛かりでの一寸した関連や相互作用による変化の度合いとともに、これらの取っ掛かりは一旦は守備範囲に入る。しかし実際には、こうした関係を明らかにする問題は、そうした取っ掛かりそれ自体があまりにも多様であるという事実によって、さらによりしくないとされる。つまりこの問題は、多様な変化の方向やその度合いによってシフトする(変転する)というわけである。こうした状況のもとにあるので、現在の「私の」研究は、時間の変化についての主な関連事項を確認し、そして証拠と両立することができると概念的な枠組みの探求に限定した。ここで提起された様々な仮説をさらに検証することが、必要で望ましいことは明らかである。

第五章の最後で、マクロ経済的な時間短縮の大まかな範型が確定され、つづく二つの章ではその説明のための調査が扱われる。説明されるべき範型は当を得ていたし、「労働」時間は非常に長い期間にわたって全体的に安定していた。そして、簡潔にして根本的な「範型の」応用が幅広く行われた。英国の産業化の初めから四つの変化の時期があり、そのいずれの時期でも標準時間は、一割はなんらかの法令によって短縮されている。最後に説明されるべきことは、範型それ自体とともに、短縮の特段のタイミングである。

第六章では理論的な枠組みが提供される。すなわち、団体交渉というものの実際の所見から

いえば、このシステムによっては時間は希にしか変化しないことが見込まれるであろう。自分たちの時間のやりくりについて料簡をもっている労働者たちは、普通、労働時間が変化すればやがて収入水準の変化として現象して知ることを知ってはいるけれども、こういつた適応の仕組みは、関係当事者の相異なる利害にかかわる団体交渉機能とは区別される。時間短縮に対する使用者の反対は、普通、時間短縮に対する労働者の要求より勝っているが、その理由は、使用者にとつてはかような労働時間短縮がより高い労働コストもたらすだけでなく資本効率の減少をもたらすからである。したがって使用者は普通、労働者の時間短縮要求を「お金で片づける」場合もある。そしてこのことはいつまでも繰り返されるに違いない。というのは、なんらかの理由がなければ、こうした取り引きに対する労働者の要求は増大する。つまり一定時間の短縮が基本的には、現行の賃率より多い収入増をもたらすのと同じだと労働者によって評価されるからである。

一部の読者は、その理論的説明に無差別曲線 (Indifference-curve) の概念を用い、それらが多様な概念的困難さと関係しているという事実、嫌気をもたれるに違いない。実際、無差別曲線は「伝統的な」労働・余暇分析の欠陥を説明するに有用な方法として用意され、交渉事についての紛争の性質を图示するにも用いられてきたし、そのことは「労働」時間制度に関しても有効であった。「しかし」そのことは別に、今日の分析は伝統的な無差別曲線の分析とはほとんど共通点がないし、もっと大きな理由は、無差別曲線が収入と余暇との代替率を簡単に示してくれる固定的な関数とはみなされていないからである。むしろここでは、たとえ連続的に変化しないとしても、そのような曲線は時とともに変化するであろうと考えられており、そして分析の多くはこうしたズレをもたらすと思われなければならない。このような研究方法は「現実的な」評価を可能にするし、そのことはまた考えられるあらゆる要因を許容するからである。もつとも、一つのことごとくがしばしば、広い範囲の変数を考慮に入れることによつて厳密な数量化の可能性を犠牲にすることがあるけれども、それらのいくつかは必ずしも意味ある数量化ではない。とはいうものの、数学的厳密さを要求する人びとは、提供された枠組みの範囲内での目標を達成することはできる。したがって、ある数量化次元の厳密な範囲内であれば、かの無差別曲線を詳述することは十分である。ある最近の研究によれば、仕事から離れている時の労働者の評価「価値づけ」は、その総収入によつて正確に決められるということが簡単に想定することができた。つまりそのことは、過去に働かないで得た収入と、この「働かない時間」を通じて「作りだされた」商品とサービスの価値——売却あるいは自己消費——とを比較することによつて引き出された。ここに提供された理論的枠組みは、主題の数学的に厳密な処理と矛盾しないということは明らかにされるべきであろう。そして、この研究におけるかかる厳密さの欠陥はこの研究方法の内在的な結果ではないということも明らかにされるべきであろう。

この概念的枠組みが与えられるとするならば、時間短縮かどうかという疑問について最初に観察された「時間」短縮のタイミングを説明する試みは、収入の変化と特別に関係づけられる

であろう。そしてもしそうであれば、次のようなことの可能性が高くなる。すなわち、観察された「時間」短縮は余暇（ここでは仕事から離れている時間の意味）に対する収入の代替率の上昇を示す無差別曲線に沿った動きによって収入増として示されるであろう。それに加え分析は、無差別機能における移動と結びつけられた変化要因が、労働組合によって成し遂げられた周期的な「時間」短縮に寄与することに役立つ可能性を評価した。

証拠の示すところによれば、実質賃金は時間短縮とは直接関係なかったことを示している。実質賃金の変化は、時間の変化に間断あることについて何一つ示してはいない。そして時間の増減する時期が、実収入の甚だしい増加に関連して生じてはいない。実質賃金の上昇は、増大した残業とつり合った時間的収入をもたらしているのかもしれない。また、ここ一〇年以上にもわたって、時間短縮が実質賃金総額の非常な増加と関係しているかもしれない、という調査報告がなされている。ここでもまた、持ち上がった「時間短縮と賃金との」関係は、どうみても決定的ではない。

それとは反対に、名目賃金の変化は、まったく明らかに時間短縮と関係している。名目賃金のここ一〇年ほどの上昇総額は、「労働」時間が短縮されたその時に、ぴったりとその最大値を示している。そして、その時間短縮とともに名目賃金の最大値もまた、基礎的な流れからはつきりした逸脱を示している。このことから、次のようなことが導き出された。すなわち、得るかも知れない「収入」が「労働」時間短縮に顕著な影響をもっていたということ、金銭的な思

い違いの想定、つまり「収入増」というのは結局、時間短縮要求が積み重なったものだという想定に影響をもっていたということである。

しかしながら、次のように信じるには理由がある。すなわち、金銭的収入の変化とは別の要因が、時間短縮をもたらす重要な役割を演じた、ということである。つまり金銭的収入は経済性だけによって画的に増加するものではないし、むしろ時間短縮は、もっぱら労働力の組織された部門「労働組合」と関わって特徴づけられている。加えて労働組合はしばしば、「所定」時間が短縮されるまさにその時に、残業することを望んでいることがしばしば見られる。このことは、「時間短縮」要求の理由というものが、収入増によって楽しもうという余暇に対する差し当たった要求ではない、ということを示唆している。したがって、確認することのできる多くの要因は、仕事から離れている時間についての労働者の相対的な価値観に沿って動く傾向にあるということである。これらの要因の中で最も重要なことは、労働者の失業への恐怖である。この問題は労働組合における時間短縮の議論で度々繰り返された。そして以前には、この問題はミクロ経済レベルでの時間短縮にもっともらしく寄与をする理由と考えられてきた。もつと以前には、雇用問題の重要さは次のような事実によって一般的に確認されていた。すなわち、初期労働組合のほとんどの多くが、失業給付金の最初の導入時と同時に労働時間短縮の要求をまず前面に掲げていたこと、そしてまた、これらの新制度はいずれも、trampingシステム「失業労働者を組合保障で地方巡りさせておくこと？」の失敗に気づいた後に導入さ

れたということである。ある不況期の失業に対する労働組合の対応は止められ、トランピングシステムは、組合では地域的事業であるよりも全国レベルでの事業となった。実際、一九世紀後半に労働組合運動で支配的になった大きな合同組合 (Amalgamated societies) の多くは、このような問題に対応するために結成されたのだということは明らかであった。

こうした大幅な時間短縮の時代の失業についての大きっぱな検討でさえ、両者「時間短縮と雇用問題」の関連を早速教えている。いささか驚くべきことだが、あらゆる場合に「労働」時間の増減は、失業がはなは低い水準にある場合と関係づけられている。このような明らかなパラドックスは、次のことを示すことによつて解決できる。つまり、労働組合の原動力というもの、目の前の生活をどうこうしたいというよりも、将来の失業を避けたいという願望だということである。完全雇用の時代においては、失業に強い組合そして弱い組合のいずれもピークに到達し「絶好調になり」、記録上は少ないながらも実質的な時間短縮に至ることが論ぜられている。失業に対する組合の恐怖がピークに達する場合、まさにその時期に大幅な時間延長が行われ、そのことはまず第一に次のような事実によつて根拠づけられる。すなわち、急速な成長と変化の時代にこそ、そして景気循環の不安と技術変化についてのさらに漠然とした不吉な不安が、最も敏感になるという事実である。

こうしたこれらの発見は、全体として労働運動の原動力に関するいくつかの興味ある問題を提起するし、本書書はこれらのいくつかの可能性について見通しを立てることで締め括られる。かくして、雇用保障問題は労働組合発展の強力な要因であったことを示すことによつて、将来においてもまた、労働組合による新しい主導権を十分見通すことができることをこの研究は示唆する。その問題は詳細に分析されるのではなく、単に一つの方向を示唆するにすぎない。つまりそこでは、発見された問題のさらに広く意味するところが探求されるということである。さらに、作業や仕事や職業に対する不安が将来大きくなっていく場合に、その変化を和らげる十分な計画が無ければ、さまざまなきことが見通される。つまり、こういった不安は、いまいちど労働者が団結する動きを呼び覚ますであろうし、そしてまた他の問題ではめったに行われることのなかったある種の団結をもたらすことであろう。

最後に、この序論を締めくくるにあつて、第二章についてひとこと述べておきたい。この章は、議論をすすめるにあつて大まかな歴史の見通しを準備するものである。このことから、いくつかの興味深い論点が浮かび上がってくる。つまり、労働時間短縮のための圧力と実質賃金の上昇との間には、国際的規模からいっても注目すべき符合があつたということ、それに加えて労働時間の増減には、英国のピューリタン革命との関連があつたという非常に興味深いことが分かつたことである。この流れの中では、非常に長い労働時間を生み出している仕組みは、休日が多かつたり仕事が楽だつた場合は別にして、相変わらずの重労働と休日のほとんどない体制から生まれているということであつたし、やはり労働時間が特段に短い場合は別である。そしてこの変革は、おそらくそれにつづく産業革命の前提条件になるのかもしれない。そ

してそのことはまた、もつと後で、そしてもつと広範な変化として考えられなくてはならないだろう。

この最初の章はまた、労働時間の変化についてのその後の分析の場を用意することになる。したがってこの章は、産業革命の過程で「労働」時間に何が起こったのかということに光を当ててことになる。そして、あらゆることを考慮に入れてみて明らかになったことは、新しい産業のほとんどの「標準」時間が、もつと早い時代の職業や産業の時間に倣っていたということである。それに経済の産業化ということが時間延長の圧力を生み出したことは否定できないし、またさまざまなことを考慮してみても、その産業化が時間を長くしたことも否定できない。こうして、「標準」時間自体が基本的には安定していたにもかかわらず、実際の時間は増大した。こうした時間の増大は、最初は三つのやりかたの一つとして始まった。つまり、標準時間は、いくつかの産業でしか、つまり顕著には織物工場においてしか増大しなかった。ついで、家内労働の場合にくらべて工場における時間は一般的にはより長かったし、労働自体もより重労働であった。だから、工場における集団での作業が、大多数の労働者の時間を長くした。最後に、標準時間は実際にはしばしば破られてきたし、このことは多くの社会歴史家が広範に記録してきたように限度を超えてきた。そして実際にも、労働者が時間問題に関心をもち、一九世紀初期の減茶苦茶な数年間においてさえ、多くの職業や産業において労働者が標準時間延長を拒んだということは、記憶にとどめておくべき重要なことである。そしてその頃、労働者は伝統的

なやり方を荒々しく乗り越えてくる新しい仕組みの前にはしばしば防衛の立場に立たされ、そしてみずからの利害を守る新しい方法を求めざるを得なくなつた。

社会運動史講義要項（中央大学法学部二〇〇四年度）

概要・方針

（概要）一般的にいつて社会運動は、これまで労働運動がその中心的な位置を占めてきたが、今日の日本社会の状況では、労働運動とは別に多様な社会運動があらわれ、むしろそれらの運動が主役を占めているかのようにも見える。本講義では、明治維新以後のわが国のさまざまな社会運動、労働運動を、その時代時代の政治的・経済的・社会的状況のなかに位置づけながら振り返り、今日の問題意識でそれらをどうとらえるか考えてみたい。

（方針）一年間の授業の構想としては、つぎのスケジュールに沿ってすすめるが、この一三〇年余りの歴史を単なる事実の堆積として眺めるのではなく、曲折のある大きな流れとしてとらえ、できるかぎり今日の問題意識をもって語りたい。また、歴史のなかの社会・労働運動は、多くの場合取り締まり（治安）の対象であった。そこで、明治期以降のわが国社会・労働運動をとりまく諸情勢のなかで、権力の側が繰り出してくる取り締まり施策（治安立法など）を歴

史のなかの縦糸として系統的にフォローしてみたい。

授業にのぞんでは、問題ごとの関連年表、関連資料などを用意したい。

スケジュール

序章 社会運動史の対象と方法（2回）

第1章 明治期の社会・労働運動（4回）

- ① 明治維新と天皇帝明治国家の成立—本源的蓄積と小作農民・労働者の創出
- ② 明治期の社会・労働運動—自由民権運動、労働組合運動、初期社会主義運動
- ③ 明治期治安立法の系譜—讒謗律、新聞紙条例、集会条例、保安条例、治安警察法、大逆事件

第2章 大正期の社会・労働運動（4回）

- ① 大正という時代—経済拡大の時代、大正デモクラシーの時代、組織化の時代
 - ② 友愛会から労働総同盟へ—労働争議の増大・大規模化、労働総同盟の分裂
 - ③ 多方面に展開された社会運動—小作争議、部落解放運動、学生運動、女性解放運動など。社会主義運動の再開と日本共産党の結成。
 - ④ 治安維持法の制定—社会・労働運動の弾圧
- 第3章 戦前昭和期の社会・労働運動（3回）

- ① 治安維持法が妥当した時代―政治のファッション化と軍事的対外侵略
 - ② 対外侵略戦争と社会・労働運動―ストライキ絶滅宣言と産業報国運動
- 第4章 占領下の社会・労働運動（5回）

- ① 戦後改革と社会・労働運動―治安立法の廃止、社会党と共産党、総同盟と産別会議
- ② 冷戦・東西対立と占領政策の転換―占領下の弾圧・治安立法、行政整理、レッドパージ、
総評の結成

- ③ 対日講和と日米安保条約―占領下治安法制の国内法化、講和前後の社会・労働運動、
平和運動の発発（平和署名運動、原水爆禁止運動）

第5章 高度成長と社会・労働運動（4回）

- ① 高度成長の時代
- ② 総評の時代―春闘の発足と発展、政治的大衆闘争の高揚、公害・薬害と裁判闘争、官
公労働者の権利闘争

第6章 「豊かさ」のなかの社会・労働運動（3回）

- ① 安定成長と労働組合―日経連ガイドポストと春闘連敗、減量経営と労働組合
- ② 経済大国日本の社会・労働運動―行政改革と労働組合、市民運動誕生、労働戦線統一
の流れ（連合誕生）
- ③ 問われる「豊かさ」―リストラ、長時間労働、過労死、生活環境の貧困と社会・労働

運動

テキスト

テキストは特に指定はしないが、授業のなかで関連文献の紹介を行い、関連年表や関連資料を配布する。

参考書

- 法政大学大原社会問題研究所編『新版社会・労働運動大年表』労働旬報社刊（一九九五年）
法政大学大原社会問題研究所編『日本の労働組合100年』旬報社刊（一九九九年）
大河内一男・松尾洋著『日本労働組合物語』全5巻 筑摩書房刊（一九六五年四月）
一九七三年一〇月）
塩田庄兵衛著『日本社会運動史』岩波全書 岩波書店刊（一九八二年）

評価基準・方法

学年度末筆記試験の成績結果で評価する。

担当者から一言

・日本の近現代史に興味を持ち、その通史的なものも含め関連図書を読んでおくこと。

社会運動史講義 第一回（二〇〇四年四月）

川崎忠文さんは、講義内容を一年間のすべてについて以下に掲載する文章のように草稿として準備していた。話し言葉で書かれている。ここに収録するのは、「社会運動史」第一回講義の草稿である。

今日は最初の授業ということで、まず今年の講義の大体のプランと、そして単位認定とその採点をどのようにおこなうか、というところから、まず説明をしておきたいと思います。

さて、今年の講義のプランですが、講義要項に記しておきましたような筋書きですすめています。昨年もほぼこれと同じでしたが、説明はあまり細かくならないように、そしてできるだけ大きな流れがつかめるように話していきたいと思っています。

とにかく歴史の勉強ですから、その流れのメリハリだけはきっちりしていきたいと思っています。いいかえれば、事実をたくさん述べるよりも、その時代の特徴を明らかにすることに気をつけていきたいと思っています。このことは、歴史における時期区分をどう行うかという方法論上の問題でもあります。

したがって、歴史上の事実については、そう多く触れることはできないと思いますが、内容的に不足するところは、参考文献などで補ってもらいたいと思います。つまり歴史的事実を沢山知識として身につけるといふことよりも、そのことはもちろん大切なことではありますが、歴史を見る目を養う、ということところにポイントを置いていきたいと思っています。

いいかえれば、歴史を単に事実の堆積と見るのではなく、今日の問題意識で語るといふことです。私自身は、歴史はヴォリュウムではなく、どのような観点から叙述されているかということ、あるいは評価であろうと思っています。

つまり、歴史は、そのVOLUMEではなくてVALUEだということです。そのこの意味については、これから追い追いついていきます。

以上は、この講義の心構えのようなものですが、どういったスケジュールで話をすすめていくかということは、講義要項のプランのところを参照してください。講義要項の社会運動史の部分をごコピーして、ノートの最初のところ貼り付けておいてくれれば、時々参照しますので、便利と思います。

次に、単位認定、およびその採点評価については、講義要項にも書いておきましたが、年度末の筆記試験での成績で評価します。一昨年までは、夏休みの宿題としてレポートをお願いしていましたが、聴講者が多くてとても読み切れなくなりました。今年の聴講者の人数によって

は、また考えてみても良いとは思っていますが、それは、この授業を取る人数によります。まあ、原則的には、年度末の筆記試験によるということになります。

① 夏休みの宿題——レポート（手軽に入手できる古典の読後感想など）

横山源之助『日本の下層社会』、高野房太郎『明治日本労働通信』、

片山潜『日本の労働運動』、荒畑寒村『谷中村滅亡史』、

細井和喜蔵『女工哀史』、等々……

これは、二〇〇字詰め原稿用紙に一〇枚、升目に一字ずつ自筆で書いてもらいますが、ワープロ原稿では駄目です。去年一本ワープロのものがあつて、採点の対象になかったのですが、本人はレポートを提出したと思っていたようですが、こういったルール違反は採点の対象にしません。↓なぜ二〇〇字詰めに自筆か？

② 年度末試験——あらかじめ五〜六問、問題を出しておいて、その中から選んで答えてもらう。その際、自筆ノートの持ち込みは許可していますが、（コピー、ワープロ原稿は駄目）なぜこのような方法をとるか……私の経験から

↓質問

以上を、この講義の一応の前置きとして、今日は序章のところからまず始めたいと思います。

序章 社会運動史の対象と方法（一）

（一）社会運動の歴史

① 「社会運動」概念のキーワードとしての民主主義・反戦平和・人間尊重

さて、何をもって「社会運動」とするか、ここで格式張った定義をしようというのではなく、だいたいの目途のようなものをつけておきたいと思えます。ところで、「社会」というコトバがもつ意味内容は、あまりに広く、漠としています。が、「社会運動」といえばある程度は限定されてきます。

ちなみに、『広辞苑』をのぞいて見ますと……社会運動のところには、

「社会問題を解決するために組織された集団的行動。狭義には、現存社会制度を変革するための運動。」とあります。

しかし、ここにでてくる「社会問題」ですが、何をもって「社会問題」とするか？

「社会問題」といえば、抽象的にいえば、おそらく人間が社会生活を開始したときからあつ

たでしょう。しかし、そんな超歴史的なこと、あるいは抽象的なことを問題としているのではなく、私たちが問題としているのは現代の「社会問題」であって、なにも古代社会の、あるいは中世・封建制時代の「社会問題」を取り上げようとしているものではありません。

つまり、今日の日本は紛れもなく資本制生産社会、資本主義国であり、それも戦前は、世界のなかでも後進国であったし、むしろ先進国に割り込もうとしていたわけですが、また、ここ数十年の日本は、先進資本主義国ともいわれるほど高度に発達した資本主義国であり、そういった資本主義国日本の「社会問題」を取り上げようとするわけです。

さて、資本制生産社会（資本主義社会といっても同じですが）の生み出すさまざまな社会問題、つまり資本制生産（資本主義的生産）という構造（今様にシステムと言ってもいいのですが）、構造そのものが生み出してきた貧困、公害、社会的格差、社会的混乱などをめぐって、集団的人間の行動、ないしは大衆的運動が現れ、資本制国家が早くからそれらへの対応を迫られることになったことは、歴史的な事実です。

つまり、資本制生産社会では、その資本制的あるいは資本主義的生産構造そのものが生み出す矛盾から、貧困や公害、社会的混乱が現れてきますが、それはこの資本制生産社会の矛盾が生み出す、個々の人の人間としての耐え難い状況への抗議、あるいはプロテストとして、それらの人たちが集団的になんらかの意思表示をしようというものであり、それは、あるいは暴動、

あるいはストライキ、あるいは示威としてのデモ行進、あるいは権力への請願などとして現象します。そして、これらが一応の組織性をもって来れば、それらをここでは、一応「社会運動」と呼んでおきたいと思えます。

そこで、資本主義国としては、まさに国家としてそれらへの対応をうながされます。そうした社会的プロテストに対する、弾圧、取り締まり、あるいは悲惨な状況への救済施策、社会的対策などが打ち出されてきますが、つまり国家の社会政策（Social Policy）という考え方が出てくるわけです（たとえば市民法に対する社会法という考え方も現れてくる）。

こうした問題について、その根拠やその本質などについても、かつてわが国でも盛んに議論されたことがあります（一九五〇年代の社会政策本質論争、あるいは戦前からの「市民法と社会法」論など）。

つまり、ここでは、この議論そのものについては、ここで特にふれませんが、ただ、私たちが理解しておくべき最低限のところは簡単にふれておきたいと思えます。

↓資本制生産社会とは？

・歴史概念としての資本制社会とは……原始共产制社会——古代奴隷制社会——中世封建制社会——（絶対主義の時代）——近代資本制社会

・社会構造・システムとしての資本制生産社会とは……「商品交換が社会の隅々まで普及している」社会——商品生産社会——『資本』という概念

・生産過程と搾取——その矛盾による社会問題（労働問題）の発生——国家の対応（弾圧と社会立法）——「市民法と社会法」——資本制社会の帝国主义段階——国家独占資本主義段階

・現代社会はどういう時代か……二〇世紀は革命と戦争の時代——二つの社会体制併存の時代から二一世紀に入った今日の民族・宗教対立の時代——

さて、わが国が資本制生産社会へと変わっていくのは、明治維新以後のことであり、したがってここで対象とする「社会運動」も明治維新以後のことになりますが、このことはまた、明治維新以後の日本社会がどういいう社会であったかということも問題となります。（この問題は第一章の課題）

ただ、日本の明治維新が行われた一八六八年といえますと、ヨーロッパでは、すでに産業革命がすすんでいて、資本制生産社会を徹底的に分析してみせたマルクスの『資本論』第一巻が出ており（一八六七年、明治維新の前年）、イギリス、フランス、ドイツなどヨーロッパでは、すでにイギリスを先頭にして産業革命がすすんでおり、これらの国々には、いわゆる労働問題・社会問題に当面して、その解決を迫られ、社会立法あるいは社会政策的法律がつけられます。

さらに、一八七一年（明治四年）の三月～五月にかけて、史上初めての労働者権力を樹立したといわれるパリコミューンがたたかわれています。ちょうどその頃、日本から、後に日本の

首相となる若き日の西園寺公望（二二～二三歳）が留学しています。（↓巴里のカフェでの話するか？ 中江兆民との交流）……これらは余談

岩倉視察団は明治四年から六年にかけて……

・田中彰著『岩倉使節団「米欧回覧実記」』（同時代ライブラリー版・一九九四年二月、岩波書店刊）

アメリカでは労働組合運動が広がりを見せ、やがて労働時間短縮要求のデモやストライキが行われ、一八八六年（明治一九年）には今日のメーデーの起源となる全米のゼネストがたたかわれました（五月一日、五月四日ヘイマーケット事件・シカゴ市の広場）。

↓第二インターナショナルが、一九八〇年の五月一日を期して全世界で八時間労働を要求してストライキをたたかおうと呼びかけた。

↓日本での最初のメーデーは一九二〇年（大正九年五月二日、上野公園）

↓日本で最初の組織だったストライキといわれる山梨の兩宮製糸紡績場のストライキがたたかわれたのが、一八八六年、つまり明治一九年のこと。↑この年、アメリカでAFL結成（サミュエル・ゴンバース）

つまり、日本の明治時代の前半は、世界的にはそういう時代であったことだけをここでは指摘しておきたいと思います。

そして、ここでは、わが国の「社会問題」を解決するために組織された集団的行動（広辞苑）

「運動は、つまりわが国の社会運動はどのような現れ方をするのか、具体的には第一章以下で述べていきますが、ここではそれを捉えるキーワードとして、民主主義・反戦平和・人間尊重（基本的人権の尊重）をあげておきたいと思います。

すなわち、わが国の社会運動の「契機」(moment、一般的にはあるものを動かす、あるいは決定する根拠の意味)ということです。

というのは、明治維新後の社会運動をいろいろと見ていくと、その運動の中に民主主義・反戦平和・人間尊重という考え方というか、契機が、ないしは運動の方向、指向性が内包されており、また追求されていることが学べるからです。

つまりそういった契機（モメント）を見ることができるのであって、逆にいえば、こうした考え方とは反対の集団的運動は、ここでは「社会運動」とは呼ばないということになります。

↓たとえば、ファシズム運動など。もちろん、一般的な社会運動の本では、昭和初期の右翼運動やファシズム運動なども社会運動のなかに含められています。この授業では含めな
いというだけであって、おそらく触れないわけにはいかないと思います。

そして、もとより、このようなコトバ、すなわち民主主義・反戦平和・人間尊重というコトバを思いつきで、便宜的に使っているのではなく、たとえば、明治時代の、わが国の初めての社会運動、あるいは社会運動の走り、ともいえる自由民権運動は、まず民選議院設立の要求からであり、その後の明治・大正期の普選運動（普通選挙要求運動）がねばり強く続けられてき

て、大正一四年二月に普通選挙法が成立します（五月公布、最初の普通選挙は昭和三年二月）。

それらの運動は、民主主義という発想、考え方にもとづいていきましたが、もちろん当時の土佐藩を中心とした国会開設要求運動には、薩長藩閥政治に対する一方の藩閥意識があったことを無視することはできません。しかし、例の五箇条のご誓文（広く会議を興し万機公論に決すべし）を引用しながら、民主主義を主張したことは確かです。また、当時、社会的には、そのことが正当とされるような規範意識が働いていたということではできません。

また、わが国に早くから現れる社会主義思想ないしは社会主義運動には、——「初期社会主義」という言い方をしますが——反戦平和の主張がそこに含まれていました。

日露戦争（一九〇四年、明治三七年二月）にあたって社会主義者の幸徳秋水や堺利彦などの『平民新聞』が、敵国ロシアの社会党に反軍国主義・反戦を呼びかけたのはいい例で、交戦当事国の代表（片山潜とブレハーフ）が、公の場（一九〇四年八月、第二インター大会）で握手したことは、世界の社会主義者・労働者の拍手喝采をあげました。

また、戦後の平和運動、原水爆禁止運動に見られるような、平和憲法を持った日本国民の平和運動は、今日ではわが国の社会運動の中核といっても良いほどに根づいています。最近のイラク戦争にたいする反戦運動、国民の間のNO WARの声、真情には、そうした日本の伝統が息づいていると思います。

そして、我が国の歴史をふり返ってみますと、国民の権利、人民の権利、生きる権利、人間

らしい生活を、最も主張したのは農民であり、労働者であり、また女性であり、差別された人びとであり、人は誰でも人間らしく生活すべきだという要求はすべての社会運動につらぬいている基本的テーマであり、むしろ社会問題解決の根本はこの人間尊重にあるといっていると思います。

日本では、一九六〇年代半ば頃に、あらためて「人間の尊厳」(human dignity)ということが声高にいわれるようになりましたが、六年前の一九九八年に宣言五〇周年を迎えた国連の世界人権宣言のなかでは、この「人間の尊厳」が謳われており(第二次世界大戦末での国連憲章でも然り)、社会運動の中にも深く浸透してきています。(↓このあたりのことについては、別に詳しく述べるつもりです)

さて、このようなキーワードでとらえる「社会運動」は、もとより今日にいたるまで存在し、そのような「社会運動」を歴史的に学んでいくのがこの授業の課題でありますし、そして、現在の日本国憲法もまた、戦争放棄・民主主義・基本的人権の尊重を三大原理としていることは、みなさんもよく知っていることでしょう。

↓そして、運動という観点からいえば、九七条も参照(この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信

託されたものである。)]。

しかし、ここで「社会運動」の定義にあまりこだわらなくてもいいでしょう。むしろ、これから学んでいく社会運動というものがどういうものか、一応の目途がついておればいいと思います。

・「新しい社会運動」について(これは省略するか?) ↑時間の剩り具合による
 ここで、「新しい社会運動」ということについて簡単に触れておきたい。すなわち、わが国でも高度経済成長以降、伝統的な労働運動を中心とした社会運動とは別の次元と考えられる大衆運動、たとえば公害や薬害をめぐる運動、行政による権利侵害(税金問題・医療費、道路・空港・基地・都市計画などによる土地取り上げ)、女性解放あるいは男女平等などをめぐって大衆運動あるいは国民運動が見られるようになった。それらを「新しい社会運動」として、労働運動を機軸にした運動とは区別して注目し、新しい理論を作りだそうという試みです。しかし、この「新しい社会運動」の理論については、これ以上触れません。

② 「歴史」概念について

次に、「歴史」というコトバについても、その意味は古代ローマなり、古代ギリシャなり古くから、余りにも多く語られています。しかし、ここでは多くの「歴史」についての考え方

を学ぼうというわけではありませんから、今日のところは、現代の対照的な二つの考え方を紹介しながら、この授業ではどういう「歴史」的考え方をするかはつきりさせておきたいと思えます。

・K・ポパー

わが国でもいくつもの翻訳書があり、また最近でもいくつか新しい翻訳書が出ていて（『開かれた宇宙』小河原誠・蔭山泰之訳、岩波書店、一九九九年一月刊）、この名前を知っている人は多いでしょう。ポパーは、一〇年近く前の一九九四年九月にイギリスで亡くなった哲学者で、マルクス主義を含め歴史を法則的に捉える考え方を批判し、彼自身の社会科学理論を構築してきました。

ここでは、日本で一九六一年（昭和三十六年）に翻訳出版され、今日でもなお版を重ねている『歴史主義の貧困——社会科学の方法と実践』（久野収・市井三郎訳、中央公論社刊、原著は一九五七年刊・ロンドン）の序文の中で、ポパー自らが概説しているところを紹介しておきます（四頁以下）、次のようにのべています。

（1）人間の歴史の経過は、人間の知識が成長することによって、はなはだしく影響を受ける。

（2）合理的もしくは科学的な方法によって、われわれの科学的知識が将来どのように成長するかを、予測することは不可能である。

（3）したがってわれわれは、人間の歴史の未来の経過を予測することはできない。

（4）このことは、われわれが理論歴史学の可能性を否定しなければならぬ、ということの意味している。すなわち、理論物理学に対応するような歴史的社会科学の可能性を、否認すべきことを意味している。歴史的予測の根拠として役立つような、歴史の発展に関する科学的理論はありえない。

（5）〈歴史主義〉的諸方法の基本的な狙いは、したがって誤解に発しており、かくて〈歴史主義〉は瓦解する。

ここで注意すべきは、ポパーのいう〈歴史主義〉という用語が、彼独特の用語であり、一般的に使う歴史主義 (historism, Historismus) とは違った〈歴史主義〉 (historicism, Historicism) という用語を充てていることです。このことは、ポパーの理論展開をはなはだ難解にしているとともに、多くの誤解も生まれているといわれますが、ポパー自身は、この「歴史主義」について次のように定義しています（一八頁）。

「歴史的な予測が社会諸科学の主要な目的であり、またその目的は歴史の進化の基底に横たわる「律動」(リズム)や「類型」(パターン)、あるいは「法則」や「傾向」を見出すことによって達成しようと仮定するところの、社会諸科学に対する一つの接近(アプローチ)方法である」

つまり、ポパーが批判しているのは、たとえば唯物史観が主張する人間社会の発展段階論、すなわち典型的には「今日までのあらゆる（書かれた）社会の歴史は、階級闘争の歴史である」という命題をかかげて、人類社会は原始共産制社会から古代奴隷制社会へ、そして中世封建制社会から近代資本制生産社会へ、そしてさらに生産手段の社会的所有形態が支配的になる社会主義社会を経て、やがては共産主義社会へすむという人類史の歴史的發展過程を「科学的」に明らかにし、だから社会進歩に向けて闘うことこそが現代人の課題だといっている点です。すなわち、これも有名なマルクスのコトバですが、「これまで哲学者たちは、さまざまに世界を解釈してきただけである。しかし重要なことは、世界を変革することなのだ」（マルクスの墓にも英文で書いてあった）といっている点について、ポパーは「〈歴史主義〉者たちは、社会の発展を解釈し、その発展をさまざまに助けうるだけである。しかし彼らにとつて重要な点はその発展を誰にも変えることができないということである」と皮肉を込めて断罪しています（八四頁）。

・ポパーのいう「科学論」

反証可能性 falsifiability 反駁可能性 refutability テスト可能性 testability

つまり私流の理解にしがえば、ポパーは過去を歴史的に明らかにし、その発展方向（法則・傾向）を発見して未来を予測することは不可能だといっているのであり、社会的政治的目標を実現する方法は、むしろ漸次的な社会的技術（piecemeal social engineering）なのだとい

っています。その詳しい解説はできませんが、ここではようするに、このような著名な理論が存在する、ということを紹介しておくに止めたいと思います。

そして次は、このようなK・ポパーを批判するE・H・カーの主張を紹介したいと思いますが、著書としては、今日でもなお版を重ねている、そしてすでに読まれた方も多いと思いますが、岩波新書にある『歴史とは何か』を覗いてみましょう。

・E・H・カー

さて、「歴史とは過去と現在との対話だ」というカーのコトバはよく引用され、またよく知られています。しかし、この分かったような命題の中身は、はたしてはつきりしているでしょうか。

カーはこうも言っています。「歴史家が歴史を作る」のだと。つまり過去の事実がそのまま歴史なのではない、と。むしろ歴史というコトバが、歴史家が取り扱う材料、すなわち事件そのものの意味になっているのは困ったことだとさえ言っています（『新しい社会』一六頁）。過去の事実はそれはそれとして正確に確認されなければなりません、それが歴史となるには、現在の視点から、つまり現在を理解する鍵として過去を理解することだといっています。

たとえば、B・C四九年、シーザーが小さなルビコン川を渡ったということも、今日、みなさんが先ほどモノレールの中央大学・明星大学駅を下りて駅からペランダ通路を経てここへ来

たということ、また多摩動物公園駅から歩いてトンネルを通過して此処へやってきたということも、二〇〇年以上前か、数時間前かの違いはありますが、同じように過去の事実でしょう。しかし、シーザーがルビコン川を渡ったということが歴史的事実（事件）、すなわち歴史として叙述されるのは、それが古代大ローマ帝国への契機になったと歴史家が評価したからでしょう。それは歴史家の解釈であり、一定の価値判断に結びついています。——つまりE・H・カーによれば「歴史は、歴史の意味という点から見た選択の過程」（二五五頁）だ、ともいつているのです。

そして、カーは言います。

——歴史の流れの中で後の結果を生み出す原因というものについてのわれわれの態度として、合理的原因と偶然的原因とを区別し、合理的原因の方は、他の国々、他の時代、他の条件にも可能的に適用され得るし、また有効な一般化を生みだし、したがってそこから教訓が得られる。偶然的原因の方は、一般化することはできない（二五七―二五八頁）と。

そして、K・ポパーは歴史における因果関係を否定し、「人間の世界ではすべてのものが可能である」といつていますが、この主張は無意味であるとカーは批判します。そしてポパー教授の断片的な社会学は、現存社会の前提の範囲内で働こうというつもりであり、「根本的前提や究極の目標を疑う資格をもっていないイギリスの役人の地位に似ている」と皮肉っています。そしてこの本の最後で、ポパー教授が小さな断片的工学を用いてあの古い愛すべきT型

フォードを路上にとどめようと願う時、ガリレイの言葉をつかって「それでも——それは動く」（二三四頁）と述べています。

カーは、ポパーが出てきた背景についてもべています。（二三四頁）。

・この授業での方法（立場）

さて、E・H・カーは、「歴史記述は進歩する科学である」といい、また「この進歩の信仰こそ、歴史記述に重要性の基準を与え、本当のものと偶然的なものとの区別する標準を与える」（二八四―一八五頁）といつていますが、また次のようなゲーテの言葉も引用しています。

「時代が下り坂だと、すべての傾向が主観的になるが、現実が新しい時代へ向かって成長している時は、すべての傾向が客観的になるものだ」（同頁）

・主観的↓恣意的

・客観的↓科学的、法則的といえるか？ ↑とすれば

これを私流に使わせてもらおう……

「時代が下り坂だと、人間の発想は実証的（Positive）になる。現実が新しい時代に向かって成長している時は、すべての傾向が理念的（Ideal）になる、あるいは価値的・規範的になる」

ここで、実証的ということとは、あまり好い意味では使っていません。つまり、ここで実証的

ということとは、事実が事実で何が悪いといった開き直りの姿勢のことで、最近の風潮のように思います。

大切なことは、今日の日本社会が、長期不況を経て、まさに停滞的あるいは下り坂の局面にあると言うことであり、そこでの論調が、いかにも実証的で事実を事実として指摘し、それこそが正しいということが当たり前になっていることです。

たとえば、私の経験として、こういうことがありました。それは八〇年代後半のバブル経済時代、文字どおり土地や株や骨董品の値段が毎日値上がりし、もう日本は額に汗して働く時代ではない、「投機の時代」(speculation)だと説き、それをやらないのは「世捨て人」だなどといった経済評論家がいきましたが、いくらなんでもこの社会はおかしい、ただ不動産を持っているというだけで何もしないで金持ちになる、という社会はおかしい。こんな話をしていたら、友人の一人が「これこそが資本主義だ」といった。しかし、こんなのが資本主義ならアダム・スミスはなぜ『国富論』を書いたのか、と反論したわけです。スミスは、ルールに従って働けば金がたまる、みんなが豊かになる、と説いたのではなかったか(スミスは、もちろん金融資本や独占資本は知らない)。

今日、この資本制生産社会の目の前の状況を見て、これが資本主義というものだ、という発想が実証主義だと、私はいいたいのです。そこには批判的視点がありません。

……法実証主義について。

私は、今なお、こういう下り坂の時代でこそ、悪い意味での実証主義的な発想、いいかえれば事実なんだからしょうがないではないか、といった発想が流行り、あまり将来に向けて理想主義的なことを語るものをアザ笑うような時代にこそ、敢えて将来を語るために、過去の事実から現代の教訓になる歴史を叙述する事であり、将来を展望することだと思っています。

私の社会運動史を学ぶ視点は、この辺りにあります。最近の低調な(私から見れば)労働組合運動の実情を見れば特にそう思います。

労使関係論講義要項（中央大学法学部二〇〇四年度）

概要・方針

（概要）近代資本制生産社会では労資（使）は対抗関係にあり、歴史的にはその利害調整のための諸施策やルールづくりがすすめられてきた（典型的には労働法）。本講義では、それら諸施策やルールを生みだし、またそれらが対象とする社会的諸事象（労働問題・労使関係）を歴史のあるいは理論的に学んでいく。

（方針）日々新聞などで報じられる労働（者）問題に着目し、それらを素材に今日の労使関係の現状と問題点に焦点を当て、そのよってきたる経過を歴史的にも振り返りながら解説していく。その過程で、労使関係を理解するための基礎的な理論問題や労使関係の基礎的概念（用語）などを学んでいく。

スケジュール

はじめに—二〇〇四年春闘の経過と現代日本の労使関係（2回）

（番外編—メーデーの歴史）

I 労使関係の基礎理論

① 労使関係の概念（2回）

- （1）資本制生産社会の仕組みと成立—資本と賃労働—「労資関係」と「労使関係」
- （2）日本における本源的蓄積—日本資本制生産社会の成立と労働問題・労使関係

② 労使関係の当事者（2回）

- （1）企業・労働者（労働組合）・政府（自治体、国営企業）・その他
- （2）中小企業について—日本の中小企業と労使関係

II 日本の労使関係、その歴史と法的枠組み

- ① 研究対象（方法）（2回）—社会政策・労働問題・労働経済・労使関係
- ② 戦前戦後の労使関係（2回）—戦前戦後の労使関係—いわゆる「日本的労使関係」
- ③ 戦後の労働法制（2回）—戦後改革—戦後労働法制の変遷（労組法・労調法・労基法・公労法（特許労法）・公務員法・雇用法制）

III 今日の労使関係とその動態

- ① 日本の労働組合の現状（1回）—企業別労働組合・単産・ナショナルセンター
- ② 労働組合の基礎理論（2回）

- (1) 労働組合とは何か
- (2) 労働組合の運営―組合規約と組織運営、組織強制（シヨップ制）
- ③ 団体交渉と労働争議（3回）
 - (1) 団体交渉と争議行為ということについて（労使対等の原則）
 - (2) 団体交渉の当事者と形態・交渉事項
 - (3) 労働争議―日本の争議行為―争議行為の目的・形態・種類
 - (4) 労使協議制（経営協議会）
- ④ 労働協約（1回）
- ⑤ 労働条件（3回）
 - (1) 賃金と労働時間―賃金形態と賃金体系、日本の賃金水準、時間労働制とは、日本の労働時間
 - (2) 人事問題（労務管理）―労務管理の歴史といわゆる「日本的経営」
- ⑥ 雇用問題（労働市場）（2回）
 - (1) 就職と失業
 - (2) 雇用保障（労働権）

テキスト

テキストは特に指定しないが、授業のなかで関連文献の紹介を行い、関連資料を授業ごとに用意する。

参考書

- 隅谷三喜男・小林謙一・兵藤剣著『日本資本主義と労働問題』東京大学出版会刊（一九六七年）
- 有泉亨編『日本の労使関係と法』有斐閣刊（一九七二年）
- 石畑良太郎・牧野富夫編著『新版社会政策』ミネルヴァ書房刊（二〇〇三年） ㉶三四〇〇
- 法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』（各年度版）、旬報社刊。二〇〇三年版は ㉶一五〇〇〇

評価基準・方法

学年度末筆記試験の成績結果によって評価する。

担当者から一言

労働問題・労使関係に関する図書は非常に多く、また多岐にわたる。したがって、賃金とか、労働時間とか、企業人事とか、女性労働といったように、特定の問題に絞って関連文献にあたることになる。新聞紙上には毎日のように労働問題・労使関係についての記事が載ってい

るが、それらも問題意識を持ってフォローしないと何が問題なのか分からなくなる。
参考文献にあげた『日本労働年鑑』は、毎年曆年的に労働問題を整理して記録しているの
で、その時代時代の問題を探すには便利である。

労使関係論講義 第一回（二〇〇四年四月）

川崎忠文さんは、前掲の「社会運動史」の講義と同じように、一年間の講義内容を
すべてについて、以下の文章のように草稿を準備していた。話し言葉で書かれてい
る。ここに収録するのは「労使関係論」第一回講義の草稿である。

今日は、この授業の最初ということですから、今年のこの講義でどういうことをやろうとし
ているか、そして、この講義での単位の認定ということ、端的にいつて学年末の試験をどうい
う方法でやるか、などについて、まず簡単に説明しておきたいと思います。

まず講義についてですが、その大筋は、講義要項に書いておきました通りですが、できるだ
け日常目に触れる問題を拾いながら、それらを素材に労使関係の基本問題、あるいは基本概念
を学んでいこうという方針です。

つまり、労使関係というのは、この資本制生産社会（資本主義社会といっても同じ）のもと
で、簡単にいつて雇い・雇われる関係を指していることは間違いありません。しかし、その実

態は、そう簡単なことではありません。

また、実際の労使関係は、さまざまな経緯（いきなつ）や状況、あるいはその国、あるいはその産業、あるいは業種・職種などにより、その伝統または慣行、さらには法的枠組みなどによって、一律には語れません。

たとえば、使用者と労働者という言葉を取り上げてみても、……雇用者、使用者、使用者という言葉は、使用者と労働者のどちらを指しているのか、必ずしもはっきりしませんし、労働者を表す言葉としても、被用（備）者、従業員、従事員、会社員、傭人、そのほかにもあると思いますが、外国語では

(employ), employer, employee, worker, abourer

(Arbeit), Arbeiter, Arbeitgeber, Arbeitnehmer

などあります。

ついでに、労使関係という言葉は、労働関係、雇用関係、労務関係などということもありますね。ときには「日本の経営」というように「経営」という言葉が、労使関係を意味する場合もあります。

学問領域ということでは、労使関係を取り扱う領域は、労使関係論といたり（こういう言い方はわが国では比較的新しい）、労働関係論、労働経済論、労働問題、社会政策論、団体交渉論、等々ですわね……。

労使関係という言葉の外国語は、

Labour relations, labor-management やか、 industrial relations といい、またドイツ語では、
Arbeitsverhaeltnis などと云いますが、……

ちよつと話が逸れましたが、ここでは言葉の詮索をしようというわけではありませんから、このくらいにしておきますが、……。

要するに、この労使関係という領域では、それぞれの用語が一義的に使われてはいない、あるいは同じ言葉でも別のことを意味している場合があるなど、気をつけながら学んで行かなければならないということです。

しかし、この講義では、要するに、労使関係をめぐる問題の、できるだけその発端のところまで遡りながら、そして問題のその後の経過をたどりながら、今日の問題を理解していこうという方法をとりうというわけです。いいかえれば、今日の目の前の現象、事態、状況をくわしく解説していくというよりも、問題を歴史的に捉え、その意味を理解していこうというわけです。

ですから、先程も述べましたように、労使関係、あるいは労働問題をめぐる用語、ないしは言葉についても、その時代時代でどんな意味をもたされたかをも見ながら、勉強していきたいと思えます。

こうした話は、教科書があった方が話しやすいのですが、いろいろと検討してみました結果、適当な教科書が見あたりませんでしたので、教科書として特定の書籍は指定しませんが、講義の中で適宜、参考文献をあげていきたいと思えます。

・講義要項では、四冊以内という制限があったので限られていますが、労使関係に触れた書籍は、本屋さんにあふれるほど並んでいます。

逆に言えば、こんどはどんな本をみたらよいのか迷ってしまいます。したがって、できるだけ問題意識をはっきりさせて本を買うようにしなければならぬと思います。この講義が、そのための参考になればと思います。

・一昨年ですが、高木郁朗さんの『労働経済と労使関係』（二〇〇二年一月、教育文化協会刊）という本が出されましたが、私の話とは大分トーンが違いますが、もつとも新しいものとして、参考になると思います。

・参考文献にもあげておきましたが、『新版社会政策』は、改訂版としては最も新しいものです。

次に、この講義の受講者の単位認定、あるいは評価基準についてですが、年度末の筆記試験での成績によって評価します。

どんな本を読んでもらうか、今のところまだ決めていませんが、今日の時点で、手軽に入手できるものになりたいと思います。昨年は、

横山源之助著『日本の下層社会』（岩波文庫版、一九四九年五月初版）

細井和喜蔵著『女工哀史』（岩波文庫版、一九五四年七月初版）

山本茂美著『あゝ野麦峠』（角川文庫版、一九七七年四月初版）

熊沢 誠著『能力主義と企業社会』（岩波新書版、一九九七年二月初版）

熊沢 誠著『女性労働と企業社会』（岩波新書版、二〇〇〇年一〇月初版）

新刊・熊沢 誠著『リストラとワークシェアリング』（岩波新書版、二〇〇三年四月初版）
などでした。

この年度末筆記試験ですが、これはあらかじめ、実際には暮れの一二月に入る頃ですが、五問か六問の問題をあらかじめ提起しておきまして、その中から何問かを試験に出し、回答して貰います。その場合、自筆のノートだけは持ち込んで貰って結構ですが、ただし、コピーしたノートやワープロのノートは駄目です。なぜこういう方法を採用するか……。

したがって、あらかじめ回答をつくっておいて、試験場でそれを清書するか、あるいは要点だけをメモしておいて、試験場で答案をまとめるということになります。

以上で、この講義でどういうことをやるうとしているか、また単位認定、試験のやり方についての説明は終わりますが、講義の内容は、当然のことながら、前の話を前提に進めていきますから、つまり、だんだんと積み重なっていきますから、出席はつづけてください。途切れ途切れに出ても、その前提が分かっているなければ、内容が分かりません。どの授業でもそうでしょうが、講義は続けて聞いてください。

そのうえ、この労使関係という世界・領域には、この世界・領域に独特の言葉、用語、そして言葉遣い、言葉を略したいいい方、が多いということですから、授業に出て、そういった言葉にも慣れるということは、大切なことです。労働用語辞典というようなものもあります。やはり労働関係の用語は、それが使われるところで聞き、またその事実と一緒に覚えなないと、なかなか大変なので、授業にはぜひ出席してください。

そして、わからない言葉にであつたら、すぐに確かめる癖をつけて下さい。そのためにも、授業の最後には、出来るだけ時間をとって、質問にもできるだけ応じたいと思っています。

↓質問ありや？

それでは、今日は、講義要項にいう「はじめに」のところから話を始めたいと思います。

はじめに——二〇〇四年春闘の経過と日本の労使関係

① 二〇〇四年春闘の経過

さて、早速ですが、「春闘」という言葉は皆さんは知っていると思いますが、そして今なお、二〇〇四年の春闘がたたかわれています。

新聞やテレビでは、今のところイラク問題とか景気回復問題のようなことばかりで、春闘についての記事は、まったくといっていいほど見られません。しかし、特に中小企業関係の労働組合では、なお春闘がつづけられているはずで

この「春闘」という言葉ですが、これは何も春、労働組合が要求を出して交渉するという意味で「春の闘い」というだけではありません。たとえば、この春闘という言葉も、そのフルネームは、組合によって違います。

春闘↓連合は「春季生活闘争」、全労連は「国民春闘（共闘委員会）」
春闘の歴史については来週

*↓ここで、あらためて注意を喚起しておきたいのですが、さきほども述べましたように、労使関係ないしは労働関係、労働問題には、この世界独特の用語や略称、言い方、使い方があるので、聞く言葉が初めてというものが出てくるかも知れませんが、それらも追い追い学んでいきましょう。

さて、今年の春闘経過ですが、大手企業の労働組合では、すなわち日本を代表するような労働組合、たとえば自動車産業とか、電気機器関係とか、賃上げ要求、ベースアップ要求そのものを出さないところが多く、そうではなくて現行賃金を維持するところとアクセントがついていました。いいかえれば、定期昇給確保、別の言葉を使えば賃金カーブ維持、というのが賃金要求をめぐる春闘の内容でした。

具体的に金額を示して、賃上げを要求していくのではなく、去年もそうでしたが……。

このように、連合は、前年につづいて統一的な賃上げ要求は決めず、最低限賃金カーブが維持できる要求を行うことにしました。

もつとも今年は、中小企業については具体的に到達目標のようなものを、具体的に金額的に提示しています。五二〇〇円という金額です。中小企業の労働組合では、定期昇給制度が必ずしも存在せず、したがって具体的に賃上げ要求をナショナルセンターとして提示してもらいたいというのが、中小企業関係労組の強い要望でした。

そして、連合傘下の大手企業はほとんどの企業で賃上げ要求は出されず、定昇維持に目がいつていました。ただ、私鉄総連はベースアップ一三〇〇円と定期昇給相当分(二・一%)を統一要求とすることを決めました。

ただ、新聞紙上でずいぶん報じられましたが、トヨタ自動車が一兆円以上もの利益を上げながら、昨年同様賃上げはしないといい、組合側も賃上げ要求をせず、自動車大手では賃上げ要

求をしたのは日産自動車だけでした。(日産は一〇〇〇円賃上げ要求で満額回答)

もちろん、失業率五%台というリストラの嵐吹きすさぶ深刻な雇用情勢のもとで、賃上げどころではない、ということでしょうが、それにしても春闘方式という、日本独特の賃上げ闘争が、まったく様変わりしたといわれるのも、むべなるかなだとおもいます。

また、今一つのナショナルセンターである全労連などの国民春闘共闘委員会は、二〇〇四・一・一五 国民春闘共闘委員会総会「誰でも月額一万円以上の賃金底上げ、すべての時間給労働者に時給五〇円以上の賃上げ」などの要求決定。

二四 全労連評議員会、同様の要求決定。

このように、連合(日本労働組合総連合会、七〇〇万人)系の労働組合が組織する春闘Ⅱ春季生活闘争と、これらとは別のナショナルセンターである全労連(全国労働組合総連合、一〇〇万人)が中心になってつくっている国民春闘共闘委員会も春闘を組織しています。

このように、現在の日本には、二つのナショナルセンターがあり、労働戦線は分裂しています。

別に、全労協(全国労働組合連絡協議会、二六万人)というのがありますが、これはナショナルセンターではなく、みずからは共闘組織といっていますが、統計的にはナショナルセンター扱いになっています。

一方、使用者側の日本経済団体連合会（日本経団連、一昨年発足）は、二〇〇三年一二月一六日、従前の日経連の「労働問題研究委員会報告」を受け継ぐものですが、「経営労働政策委員会報告」を発表し、世界的なデフレが危惧される状況下での来春闘の賃金のあり方として「ベースアップは論外であり、賃金制度の見直しによる属人的賃金項目の排除や定期昇給制度の廃止・縮小、さらにはベースダウンも労使の話し合いの対象となりうる」（六一頁）と主張していました。

こうして、日本の労使を代表する最大の組織が、それぞれの主張をかがげて対決する構図が、毎年春闘の名において繰り返されています。それもすでに半世紀近い歴史を持っており、その歴史の概略については、別に述べるとして、次に、……

さて、今年二〇〇四年の春闘は、連合が設定したスケジュールにそって動き始めますが、それによると今春闘のヤマ場（集中回答ゾーン）を三月一七日～一九日に設定しました。

そして、連合の方針に沿って、連合傘下の各単産⇨単位産業別労働組合は要求をつくり、さらにその方針に従って各会社企業の労働組合が要求をまとめ、会社側に要求を提出します。その場合、各会社ごとの労働組合の名において要求を提出する場合と、各単産の一組織として提出する場合があります、さらには単産の名において提出する場合があります。

このように、日本の労働組合の要求提出はかならずしも一様ではありませんが、こうしたことは日本独特の労使慣行とみられています。

産業別労働組合が最も整理されているといわれるドイツでは、産業別の労働組合がその産業の経営者で組織する産業組織に団体交渉を申し入れ、要求を提出するのが普通ですが、日本ではこうした例は無いことはありませんが、きわめて稀です。

さて、春闘要求をめぐる労使交渉は、企業ごとの交渉になるのが普通です。そして、その全体の動きをみながら各単産本部は情報を交流しながら、できるだけ統一的にことが運ぶように調整します。

さらに連合は、各業界での動向を調整しながら、全国的に要求実現ができるよう調整します。その場合、日本経団連の代表や政府関係省庁と話し合うこともあります。そして、全体として、労働組合側の要求が実現できるよう活動します。

そして、回答日は、連合傘下組織としても、また産業別にも、できるだけ同じ日に受け取れるよう調整し、各企業内での折衝、交渉がすすめられます。

連合は一月半ばの段階で、先にも述べたように、今年の三月の一七日から一九日の間に集中的に回答を引き出すことを決めました。実際には三月一七日が集中回答日でした。

新聞報道によれば、三月一七日に出された金属関係の大手企業の回答は、組合側もベースアップ要求ではなく、賃金構造維持、あるいは賃金カーブ維持などの要求でしたので、いわば

カッコ付きの「満額」回答でしたね。(レジュメの朝日新聞参照)

しかし、回答はたしかに組合要求にそって現状賃金維持には違いなかったのですが、春闘の後には、来年からの新しい賃金制度について、つまり定期昇給制度を見直そうとか、成果主義賃金を導入しようとか、交渉をしようということでもありましたので、したがって、今年の春闘は、回答で決着したのではなく、「これでは延長戦だ」とみる論調もありました。

以上は、まず、賃上げというテーマから今年の春闘要求と日本経団連の対応を見てきたのですが、実際は、賃上げよりも雇用、というテーマがクローズアップしていることが特徴でしょう。つまり、もともと春闘という闘争形態は、賃上げがその主たるテーマであったわけですから、賃上げどころではなくなり、このように雇用がそのメインテーマとなったということから、「春闘様変わり」ということが、盛んにいわれました。

確かに、ここへ来て、失業率が史上最悪という五%台に乗ったというなかで(完全失業者三五〇万人の時代―静岡県の人口三七〇万人)、労使交渉テーマが雇用問題に絞り込まれてきたということでしょうが、これでは「春闘の終焉」が語られるのも、無理からぬところでしょう。

さらに今年の春闘で特徴的だったのは、賃上げが見送られたなかでボーナスが軒並みアップしていたことです(新聞参照)。このことは何を意味しているのか。

日本の夏と冬の一時金は、各企業によって違いますが、つまり、夏ごとに、あるいは年末に、さらには夏冬一緒に、それも夏冬型と冬夏型と有り、一様ではありませんが、ようするに毎月毎月給とは別に益暮れにボーナスが支給される慣行がありますが、これももちろん賃金であることは確かですが、企業によって、あるいは産業によって、はなはだ流動的です。

つまり、月給がいわば固定費とみられるのにたいして、益暮れのボーナスは会社の都合によって上下に変動する変動費とみられることです。今年の春闘でベースアップが見送られ、一時金が増えたということは、会社には支払い余裕があったけれども、将来は削減することもできる一時金という形で、年間賃金の支払い総額をきめ、将来は賃下げという労働者の抵抗の大きい方法でなく、ボーナスの削減という方法で賃金支払総額を少なくすることができるというわけです。いわば、将来の賃下げカードを手にしているということでしょう。

こういう方法が一般化すれば、将来の賃上げ交渉は年額で決めていくという方向が出てくるかも知れません。そのことが、労働者側にとって良いことか、良くないことか一概に言えませんが、月給制がわが国の賃金支払制度の原則的な方法だとすると、いかにも誤魔化し的だと言わざるを得ませんね。

それはさておきまして、もちろん、その他の労働組合、あるいは地域での春闘は今日でもまだつついているところがありますが、官公労働者の賃金問題は、毎年夏の人事院勧告が大きな

影響力を持っており、伝統的には、いわゆる民間準拠方式で春闘相場が公務員賃金に関係しますが、官公労働者の賃金問題はどうしても夏以降になります。

こうして、世間的には、三月半ばのこの段階で春闘の大筋の結果が示されたということ、新聞紙上からは春闘のニュースは大体消えていきます。そして、夏近くになって、労働省から春闘結果がまとめられ、発表されます。また、各単産の大会も夏開かれるところが多いのですが、そこで春闘成果が発表されます。

まあ、このような経過を通じて、労働組合の春の賃金闘争は終息していきます。それらの、その時代時代の特徴につきましては、次回に「春闘の歴史」ということでお話しするつもりですが、以上の春闘の経過の話の中で、すでに、これから労使関係を学んでいくにあたって、必要な言葉が使われましたが、それらについて、残りの時間で、簡単に触れておきましょう。

連合とか全労連、日本経団連とか、その他の用語については、すでにその都度お話ししましたが、たとえば、定期昇給、ベアⅡベースアップ、賃上げ、純ベア、ポイント賃金、成果主義賃金、単産、ナショナルセンター、単組Ⅱ単位組合、団体交渉、官公労働者、人事院、人事院勧告。

エッセイと若き日の哲学論考

ある私的感懐

ようやく終わった。ふりかえってみれば、昨年夏、労働旬報社から沼田先生の著作集出版を手伝わないかと声をかけらえてから、すでに一年と半歳がすぎる。なによりも定職をもたない身であり、メシの種にもなってしかも先生の著作がまとめて読めるとなれば、引き請けない方がどうかしている。与えられた全一〇巻各巻ごとの編成プランをもとにして先生の著書や論文をあらためて読みすすみ、限られた頁数にどう盛りこむかを考えながら毎日ですすめことは、たしかに楽しい仕事であった。本づくり冥利につきるという場面だ。しかしこの仕事も、そして贅沢なる日々も、もう終わった。クールな生活と発想を自認している己ながら、いま、いささかの私的感懐に浸っているのはどうしたことだろう。

ところで、この仕事にとりかかると少し前に、先生が、名著『ドイツ社会政策論史』の著者について短文を書かれた折のつぎのような文章を読んだ。「ファシズムの暴圧を身にしみて蒙っ

てきた体験が、先生の理論の底に横たわっているのを感じるのは私だけではあるまいと思う。服部理論には泣きが入っている、いや鍛えが入っている、そしてそこに魅力がある」（服部英太郎著作集月報7——傍点引用者）。つまり、この泣きが入っているという下りが、今度の仕事の間じゅう私の脳裏をはなれないでいた。

沼田著作集全一〇巻の中で、この泣きという用語は二カ所にあらわれてくる。「人間の尊厳」について「それはファシズムが剥奪したものの回復であるとともに、将来にわたって確保すべき人類的課題でもあったのである。いうなれば、泣きの入った思想なのである」（第七巻八九頁）。いま一つは「人類の泣きがこもった理念」と（第一〇巻二五八頁）。

そこで、このすぐれて歴史的反省的契機を濃厚に含意した人間の尊厳思想に、一七、八世紀ヨーロッパの自然法思想にも比すべきしたたかさ、培われんとくりかえし説かれる先生の文脈そのものにも、やはり泣きを感じるのは私だけではないと思う。いや、ここでは、この著作集そのものに泣きが入っているということをお願いしたいのだ。この泣きこそ先生のエトスだと、いまの私は思いこんでいる。

イエーリングは、先生をよく引用される「権利のための闘争は性格の詩だ」という文章につづけて、痛みの感情（das einfache Gefühl das Schmerzes）を強調した。この痛みは一九世紀半ばをすぎたヨーロッパの個人の（しかしきわめて主體的な）感情であったが、一世紀余りをへだてた現代の日本に、それは人類の泣きの入った人間の尊厳思想として開花

せんとしているとみるのは歴史の誤読であろうか。

私的感懐も、例によって少々ペダンチックになってきた。本心は、この仕事にとりかえしのつかないミスを犯しているのではないかと恐々としていたところだが、他方、「沼田理論における泣きの構造」なんていうテーマがものせるのではないかと、いきなりながら、甘えた妄想にふととりつかれることのある今日この頃ではある。

〔聴松団欒〕労働旬報社、一九七六年、所収）

いまにし思えば、といつてもすでに四半世紀いじょうものいにしえのことごとくなるのであり、そして良きにつけ悪しきにつけ三年前後のわれらが哲研時代は、昭和三十二年春をもっておわっている。

ときあたかも戦後日本経済は高度成長期にはいつていたわけで、のちの二ケタ成長とはくらぶべくもないが、もはや戦後ではないなどといわれたあとで、世は神武らしいの景気にうかれ、やがてのちに季語にまでなつた春闘のはじまるのもこのころのこと、太田ラッパが神武らしいのストライキをと鳴りひびいていた。

そういえばわすれもしないが、めでたく大卒となつたその年の三月二十三日夕刻、都心の国電はすべて国労の抜きうちストによって止つてしまつて、ちようどお茶の水駅にいた小生などは、労働者の権利問題へと関心をむけきつていたせいでもあるうか、いささかの野次馬的気持もてつだつて、改札掛のいなくなつた駅構内へ出たり入ったり、うん、うん、これがストライキというものか、などと感嘆もしてみたわけであつた。

ところで、手もとにのこつている「哲学会誌」第七号（昭和三十一年十二月刊）の年度活動報告をのぞいてみれば、昭和三十一年卒業つまり暦年で昭和三十三年三月卒業の名簿として、土井健児、川崎忠文、立花明男、江川潤、新井俊子、水野勝という名前がならんでいるのだが、その前年つまり昭和三十年につくられたと思われる哲研創立十五周年記念号とうたつた「回想」なる小冊子の巻末の現室員名簿録三年生欄には、上記の名前のほかに湯崎稔、石川欣弥の名前があるのであつて、どういふわけで両の名簿が一致しないのか、いまの小生にはとても思ひだせないでいる。とはいへ、新井、土井の二姉兄をべつとすれば、どうやらそれらの現況はうかがい知つているので、あえてここでそのことを記しておけば、石川兄は川崎市で弁護士開業、湯崎兄は広島大学で教授職、江川兄は母校中央大学で教授職、水野兄は東洋大学で教授職、立花兄は函館市で立花鉄工所専務取締役、そして小生はいえ自由業という名の下請物書き業ということになる。

さて、前おきはこのくらいにして、四半世紀をさかのぼるわれらが青春賦へと筆をすすめるべきところ、思いおこされてくるのは例によつてどうかやはりお酒をめぐることとか、とこう書いてくると、酒の上手下手はあつたものの先輩後輩同輩のないませた酔っぱらい交遊の日々が、それこそつい先日のごとくのように、それもつきつきと思ひおこされてくるから不思議ではある。そうしたなかで小生なんぞそれまで己の酒量を知らず、やがて他人にくらべてけつこういける口であることを悟らされたのもそうした機会であつたことがなつかしい。それに、

コンパと称する酒宴の場に利用した神田すずらん通りの「のんき」や、神保町交差点水道橋寄りの都電通りに面した「白樺」などの店名がうかびあがってくるのだが、はじめて焼酎を飲まれた時分のことなどは、どうしても飲めなくてビールにわたつてのどに流しこめとさとれ、やがて新宿西口焼とり街で梅酒でわらなくても味わえるようになっていくことへと、さらに四半世紀もへだてた今日の焼酎ブームとやらにあずかつて、夜ごとの晩酌が宝焼酎お湯わりとなっていることへと、連綿とつらなっているのであって、かのはじめての焼酎は、駿河台下あたりの露地にそったおじいさんおばあさんのいた小さな飲屋だったと記憶するも、店の名は思いうかばず、せまいカウンター脇を奥まった畳一枚敷におかれた小さなちゃぶ台をにらみつけ、あらためてうす暗い天井を見あげてビールとともに飲みほしたわけではあった。そしてその座に、井沢さんがいたことだけは間違いない。

それにしても、ただただ生理的欲望にしたがって杯をあおぐことになにかと不安をおぼえ、もとよりこの不安に金銭的不安をも含意せしめていたことはいそえるまでもないのだが、己の飲酒行為に哲学的基礎づけ Philosophische Grundlegung をもとめていたところに、哲研の部屋にだれがもちこんだのか *Bibo, ergo sum.* なる格言にも似た命題が張りだされ、当時の小生などはそれこそだれにも否定しあたわざる第一命題のようにも思われ、今日にいたるまでわが脳裏に巣くって発酵しつづけているしだいではある。コギトが近代的自我の覚醒を基礎づけたというのならば、ビボはわが少年期から青年期へとうつろうところに、日常や常識の混沌から

より抽象的なるものへの下向的思惟の自覚を基礎づけたともいえるのではないかと考えてみたりするわけであって、いつのころの夜であつたらうか、寒くてカタカタふるえながらという冬の夜の方が恰好がいいのだが定かでなく、とにかくしたたか酔っぱらったすえ這うようにして下宿に帰ってきた深夜、酒を飲むということは如何に抽象的な行為であることか」と、必死になってノートに記したことは忘れえないでいる。

それからどれほどの年月を経たころであつたらうか、万葉の歌人にして「酒壺に成りてしかも酒に染みなむ」あるいは「酒飲まぬ人をよく見れば猿にかも似る」などとも詠んだ人のいることを発見し、その代表作に「駿なき物を思はずは一杯の濁れる酒を飲むべくあるらし」というのがあって、これに斎藤茂吉が「独り歌つた如くであって相手を予想する親しみがある」と註釈しているのを読み、いかにもと勇気づけられながら納得したのであつたが、現在にしてもやはり、はたして旅人に下向的思惟の自覚があつたかは大いに疑問としていることは、ここにつけくわえておかなければならない。

爾来四半世紀、さいわいなことに、そしてある意味ではほかの人たちには申し訳ないことでもあるのだが、前記の昭和三十二年卒業者たちのうち小生と江川と水野のその後の生活的趣興が比較的共通したということなのか、この三人はあいもかわらぬ酒と抽象論議を媒介としながらの往来がつづいていて、一年先輩にあたる村田・田中・春摘各兄のトリオ振りにも比すべきレッツゴー三匹を自認してもいいと思えるわけで、酒ばかりでなく旅といえは昭和二十九年

秋の霧積山峡にはじめて起きて昭和三十年初夏の箱根姥子に承け、その後転んだいく多の三人旅は数知らず、さらに昨五十七年晩秋の秩父路へとまだまだ転びつづけていて結ぶを知らず、三年前の五十五年夏には三人してヨーロッパ旅行にもおよび、ワインにビールにウオッカにとうつつを抜かしたのであった。

三人旅の三人酒といえば、三人それぞれの酒量もかつてのようにはすすまなくなったとも思われる昨今であるが、小生など故あって飲みすぎたつぎの日の二日酔いからの脱却には、とても時間もかかる仕儀となっているし、五十路へもあとひと息という歳ごろになってガブガブとは飲まなくなったようでも、さてほんとうにそうだとすれば、この文章を書くにあたって Bro. なるラテン語の意味をもういちどたしかめてみようと、近くの都立青梅図書館にて羅和辞典をひもといてみると、まがうことなく酒を飲むの意とあったのだが、この語がラテン語ならば英語にも似たような言葉もあろうかと英和辞典をものぞいてみると、bib とは酒をちびちび飲む、bibbar とは酒をちびちび飲む人とあったのだから、嬉しくなるやらおどろくやら、ひよっとするとわれらが二十歳代三十歳代のガブ飲み時代にくらべれば、やはりビバーへと、そしてだからビボ即エルゴスムへと歳をとるとともに近づいていてのではないかと、天井のひくい書庫の片隅でひとり悦にいつたりして、なおこの第一命題にこだわってもみている今日のごころではある。

（『生きる時間―過去・現在・未来 哲学会回想集』中央大学白楽会、一九八三年、所収）
（S三二法卒・労働問題評論家・講師）

大講堂の屋根裏教室

古に、四十にして惑わず、五十にして天命を知るといふけれども、惑わずとの謂には、将来への見通しを確信する主体的なるものを含意させるやに思えるものの、天命を知るとの謂には、なにか自らの来し方を振り返りながら宿命的なるものを悟らされる気持ちにもなるうかというわけで、その間の多くの人びととの出会いについても又、その邂逅に想いを致せば致すほどに、運命的なるものを今にし悟らされる今日この頃のこと、このたび還暦をむかえられた横井先生との最初の出会いに到ろうとすれば、やはり三十年もの歳月を遡るとともに、今はすでにその影かたちも消え失せた駿河台校舎の一室か、あるいは南面道路に面した図書館建物の三角部屋（桑田先生研究室）か、はたまたゴチック様式を偲ばせた大講堂の後方の四階の屋根裏もどきの教室か、はてさて定かではないのだが、雨降れば泥んこになる中庭の東端にあった生協建物（学生会館）の二階から、もともと三階建の本館校舎につき足された四階の富士を望める西側の一室に、水野や江川などとともに哲研部室の引越しをしたのが一九五五年（中大創立七〇周年）のこと、横井先生に会える大講堂の屋根裏教室に出入りすることを許されたのも、その頃のこと

とだったと思いきこされてくる。

当時の駿河台校舎の正門は、キャンパス（？）の南西寄りの角にあり、お茶の水駅東口からニコライ堂前の坂を下ってくれば、正門まで行かずに校舎の北西隅につくられた通用口より登校するのが大方で、その中庭に通ずる通路はトンネルのごとく薄暗くていつも混雑しており、昼休み時分になれば、その通用口の真向いが大講堂の玄関で大賑わい、そのうえ狭い道路一つ隔てた西側は日大校舎ときていたから、その四つ路あたりは大変な人出で文字通り喧噪をきわめていたのに、大講堂の玄関を入れてすぐ左手の階段を二階三階へと向えば、すでに学生の姿もほとんどなく、事情知りたる者でなければとても四階までは及びえず、その辺りには階下の騒音も途絶えがちな一種の静けさがあり、先生方や大学院生たちの研究室もあつたのではと、今は頼りない記憶の糸をたぐってはみるのだが、それ以上に思いきこされてくるのは、使い古されて黒く汚れた机と縁台様の長椅子の置かれた小さな教室、そこはあたかも大講堂の屋根裏とでもいふべき所に位置した小部屋で、横井先生を迎えて水野、江川たちと、さらに門田兄や今は亡き西岡兄も一緒であつたかどうか、ともかく『家族、私有財産及び国家の起源』の読書会をはじめたことで、これを機会に代々木駅近くの古本屋で大月書店版マルエン選集揃いを大枚四〇〇円叩いて買入れたのもその頃のこと、さらに〈後朝〉なる用語の読み方と意味を教わり憶えたのもこの読書会でのこと、また水野はフランス語、江川は英語、小生などは哲研の先輩格桑田先生より手解きを受けていたのがドイツ語だったせいで、当時の院生の人たちによ

る横井先生を囲むドイツ語の労働法学文献（ブラ）の研究会にも参加を許され、この大講堂の屋根裏教室に通っていたときにこそ、今にして思えば労働法を勉強しに大学院に行こうと考えはじめたのだから、その後の今日に至るわが三十年に及ぼうとする比較的气尽な歳月に、決定的な枠組みが嵌まったに違いない。

さて、水野や江川たちは、すでに板橋の寮時代から横井先生とは近くし、小生などは例の大講堂の屋根裏教室に通ううちに話相手になつてもらえるようにもなり、野村平爾、沼田稻次郎などという名前もおぼえて、それらの先生方の論文や著書にも目が届きはじめ、加古祐二郎『理論法学の諸問題』という見慣れぬ古書を水道橋駅近くで見つけて、これを買うべきか否かを横井先生のところへ聞きに行ったことはまだ忘れえずにいるが、後に直接自ら係ることもなる『労働法律旬報』を購読しはじめたのも先生の示唆によつたもの、法律嫌いの法律学科生がどうやら法律学のそばにとどまりえたのも、労働法のお陰ともいえるわけで、ここら辺りの横井先生や労働法学との出会いを演出した大講堂の屋根裏教室を濫觴とすれば、その後の流れはさまざまな意味あいにおいて、今だに地下水のごとくわが生活の糧となつており、社会的なるものへのアンガージュマンを断ちがたくしている不思議さ、それにその頃のことでお忘れえぬ思い起こされてくるのは、水野や江川と連れだつて練馬の先生宅をしばしば訪ねたことで、一九五五、六年といえは、ようやく、もはや戦後ではない、などと進んでから右手の路に折れ武池袋線石神井公園駅より徒歩約二十分、駅前広場を左手に一寸と進んでから右手の路に折れ

る所、その角にあった駄菓子屋で、結局はキャラメルか板チョコの類で落ち着くのに、三人して俺あれ買った、お前あれ買えと、二人のお子達への手みやげの品揃えは毎度のこと、楽しい酒を飲みに行くのだから、あるいは一本何かをぶら下げていた時もあったかも知れないが、どうせ目指すはトリスにあらざる高級ウィスキーと奥様の手料理であり、そして上部構造下部構造どんな話にも耳を傾けてもらえる先生であってみれば、いつもはお子達へのこの手みやげが一番の安上がりであったという次第で、この駄菓子屋から少し行つて坂を下りた所に鯉や金魚が覗ける生け簀があり、そこを左に曲がれば、左手は日当りのいい垣根のある家々と畑、そして今は何とか団地になっている右手の方は一面水田であったし、そういえばその時分より十五年以上も経った霧深い夜、倒産の危機に瀕した出版会社の株を額面通りに買つてもらうために先生宅を訪ねた折、十数年振りに一人この地点に立つて、その変貌ぶりに一瞬息をのんだこととともに、その夜は先生の預金通帳と印鑑を任されてひどく感じ入ったことは、やっぱりここに記しておかねばならないわけで、さてこの水田に沿つた道程は長くて遠く、先生宅へと左に折れる個所は、我妻家邸宅をすぎて今しばらく進んだ所にあった肥溜めのある角地、この目印しこそは四半世紀を過ぎた今日でも憶えているが、もとより現在はその跡形もなく、一軒建ての家屋では、いつぞやはそこを通り過ぎてしまった始末で不便なこと、はてさてそこから路地へ入つて右に左にと行けば、先生宅へ着くのであった。

こうして、五十路に踏みこんだところから三十年近くを振り返つて、改めて横井先生との出会いに思いを致してみれば、それこそいくつもの点景が次から次へと浮かび上がつてきて、何をこのカンバスに描きとどめんかとすれば、結局は大講堂の屋根裏教室と、生け簀の覗ける角地を経て肥溜め辺りにいたる長い道程のこととなつた次第で、ここで残り少なくなつた枘目を気にしだせば、夜遅く先生宅からの帰路、われらしたたか酒気を滞びて、冬期ならば軒裏の月影のなかを、初夏ならば溢れる蛙声のなかを、先程までの楽しかりし時間の余韻にのつて、アバンデポポ……、学生の歌声に……、妻をめとらば……、よしや心の徒然に……等々、尚一部田園風であつたかの道を、実に気持ちよく歌い歩いたことなどが、はたまたつい先達でだつたような心象に浸れるので、この調子ではきりがなく、しかしこれらはたち前後の日々にまぶされた削り節ならざる横井節こそ、知命を迎えたわが身の隠し味となつてゐることは間違いない。つくづく運命的なるものを悟らされている今日この頃ではある。

〔遊子閑談〕横井芳弘先生還暦記念、一九八四年、所収

わが家の家財道具

中山さんとは、どれほどのつき合いになるかと振り返ってみると、大学院にすんだ一九五七年春からだから、もう四二年余にもなる。院生時代には、野村先生の授業のある日は毎週のように新宿辺りに飲みに行っていたが、中山さんはあまり飲めなかったせいかな、当時酒の場で一緒だった記憶はほとんどない。それに比べて島田さんや初井さんとの酒席の記憶は限りがない。

中山さんとは、むしろ旬報社に席を置くようになってから、一後輩として軽口を叩いていた。時はILO八七号条約批准闘争たけなわの頃で、中山さんは労働講座に引っぱりだこだったし、その紹介の仲立ちはしょっちゅうだった。とくに、労働新書の担当者となって『公務員法入門』（一九六七年刊）と『公労法入門』（一九六八年刊）を書いてもらった時分にはよく往き来したし、伊豆白壁荘にも同行した。

また、中山さんとはとつきにくく話し掛けにくいとの評を聞いたが、小生などはそうは思わなかったし、旬報社を辞めてからも、むしろよく形成的実践的な話し相手になってもらった。話し相手ばかりでなく、いろんな物を貰った。

小生、生来、六人姉妹の末っ子の故か、幼少時より着る物、玩具、教科書などはほとんどがお下がりであり、だいたいセコハンであることは気にならないし、実際、今でも着用している上着やズボンなどは、実兄か義兄からのお下がりがかりだ。ことほど左様に、小生は他人さまから物を頂くことが多く、今使っているパソコンも別の先輩から貰った二機目の中古機だ。初井さんの三鷹の旧宅をば、七年近く利用取得させて貰ったこともある。

いま、三間しかないわが家の真ん中に立って見回すと、中山さんから貰ったいくつかの家財道具がいやでも眼に入る。衣類ダンス、食器棚、揃いの客用座布団、そして少し寒くなってきた今時のベッドの上には高級二重毛布（押入のなかには同じ毛布もう一枚と絹製包布の真綿布団がある）等々。この食器棚は、中山さん新婚時代には本箱だったと奥様から聞いたことがあるから、あるいは食器棚ではないのかも知れないが、今は食器棚に使っている。これらのわが家の家財道具は、依然として現役であり重宝している。

こうは言っても、中山さんから貰ったのが家財道具ばかりでないことは勿論で、小生などはそのプロレター的発想をいまだに頂戴したままである。

〔古稀を祝して〕中山和久先生古稀記念、二〇〇〇年、所収

カントに於ける認識の内容

——『純粹理性批判』の課題と先験的感性論とを中心として——
——Gedanken ohne Inhalt sind leer, Anschauungen ohne Begriffe sind blind.——

(一)

ルネサンスを経た十七世紀以後のヨーロッパには、近代的自我に覚醒し近代精神の確立を目差して相対立した二つの思想がその根底に流れていた。即ち、一方にロック John Locke (1632～1704)、『バークリー George Berkeley (1685～1753)』、『ヒューム David Hume (1711～1776)』等のイギリス系経験論に於いて感性的思惟の系譜をなし、他方にデカルト René Descartes (1596～1650)、『スピノーザ Baruch de Spinoza (1632～1677)』、『ライプニッツ Gottfried Wilhelm Leibniz (1646～1716)』等の大陸系合理論に基礎づけられて理念的思惟の方向をたどっていた。これが、イマヌエル・カント Immanuel Kant (1724～1804) の出でた当時の歴史的背景であった。

った。

経験論 Empirismus が真理認識の究極の源泉を、人間の個別的具体的な感覚的経験に求めんとしていたのに対し、合理論 Rationalismus は、真理認識の唯一の源泉は経験とは独立した人間の一般的普遍的理性であるとみなしていた。そうして普通哲学史上、近代思想の始りとみられているカントは、認識の源泉を感性と悟性におくことよって経験論と合理論との統一を試みた。即ち、「我々の認識には感性と悟性という二つの幹がある」。そうして、その一つは表象 *Vorstellung* を受け取る能力 (印象の感受性) であり、今一つはこの表象によって対象を認識する能力 (概念の自発性) である。前者によって我々に対象が与えられ、後者によってこの対象がかの表象との関係に於いて思惟せられる。即ち、感性によって与えられた内容が悟性の形式によって統一された時、初めて認識が成立するのである、と。かくてカントは、認識論に於いて従来の諸説がその主権を客観に持たせていたのに対して、主観にその絶対的主権を与えることよって、いわゆるコペルニクスの転向 *Kopernikanische Wendung* を唱え、彼の認識の真に客観的に妥当するゆえんを、その認識が先天的綜合判断 *Synthesisches Urteil a priori* である、とにみいだした。

それではカントは、真の認識が先天的綜合判断にあるといかにして主張するのであるうか。又、かかる先天的綜合判断はいかにして可能なのであろうか。これについては、彼の名著『純粹理性批判』『*Kritik der reinen Vernunft*』に於いて論じている。

さて、カントの認識に関しての著名な言葉がある。
 「内容なきは空虚であり、概念なき直感は盲目である。」

と。即ち、概念と直感とこそが我々のあらゆる認識の要素を構成し、感性と悟性とが結合する *sich vereinigen* ことよってのみ認識が発現することができる、というのである。ここではまず『純粹理性批判』に於ける認識論的課題について説き、ついでその先験的感性論を中心として認識の内容について述べる。そうしてカント認識論へ、その認識の内容の側から一步踏み込もうと思う。

(一)

『純粹理性批判』の緒言の冒頭で、カントは次のように述べている。「我々のあらゆる認識は経験とともに始まる *anfangen*」しかし我々のあらゆる認識は経験とともに起始する *anheben* といつても、かならずしもあらゆる認識がすべて経験から発現する *entspringen* わけではない」と。この叙述は簡単であるが、カント認識論の基礎となる種々の深い意味を含んでいる。それです、これによってカントのいわゆる認識に二種あることを知る。即ち、一つはその源泉が「端的に一切の経験から独立」している認識で、先天的認識 *Erkenntnis a priori* といわれるもの、今一つはその源泉が「後天的である即ち経験にその源泉を有」する認識で、経験的認識

Empirische Erkenntnis といわれるものである。これ等両者を明確に区別しうる特徴は、先天的認識にあつてはその認識が「必然性と厳密なる普遍性」をもなっているのに対して、経験的認識にあつてはその認識が「真正の即ち厳密なる普遍性」を持つていないことである。なお、更に「先天的認識のうちでまったく経験的なものの混じていない認識」について、これを純粹 *rein* であるといっているのは、カントに於ける純粹の意味を明らかにしているとともに、純粹認識 *Reine E.* とその他の認識との位置関係をも示している。

さて、我々の認識はすべて判断 *Urteil* の形をもって表われるが、この判断は主語 *Subjekt* と述語 *Prädikat* との関係によって二つの種類に分れる。即ち、主語の中に述語が含まれている判断と、これに対して述語は主語の中に含まれず、かえつて主語につけ加えられている判断とである。前者は分析的判断 *Analytisches U.*、後者は総合的判断 *Synthetisches U.* と名づけられる。これ等両判断の認識に於ける基本的なあるいは特徴的な相違は、分析的判断が単に知識を正確にするにすぎないのに対して、総合的判断は知識を拡張する点である。

以上我々の認識に先天的認識と後天的認識とがあり、又その認識が表わされる判断に分析的判断と総合的判断があることを述べてきたが、これ等のことから、当面の問題即ち、真の認識があるとされる先天的総合判断の内容的意義、及び他の判断との相違が明らかにされ得るのである。それで、次に二種の判断の各々について、先天的のものと後天的のものとに組合わせてそれぞれの判断の可能性や特徴をみてみよう。

まず、先天的分析判断と後天的綜合判断とが成立することには問題はない。但し、前者は知識を正確にはするが拡張的でなく、後者は拡張的であつても必然性、普遍性を持たない。又、後天的分析判断は不可能である。なぜならば、経験的判断そのものがすべて総合的であるからである。最後に先天的綜合判断であるが、この判断は知識を拡張し、しかも必然性普遍性を有する。ところで、真の認識はこの先天的綜合判断に於て主張されるのでなければならぬ。なぜならば、認識が真の認識たるには、知識を拡張するばかりではなく必然性と厳密なる普遍性とを有し、しかも総合的でなければならぬからである。

では、かかる先天的綜合判断は、一体可能なのであろうか。又、いかにして可能なのであろうか。

しかし、この二つの問の中後者はさておき、前者については今ここで答えられねばならない。というのは、カントのいわゆる認識批判 Erkenntnis-kritik は、後にも述べるように権利問題 *quid juris* に関するのであつて事実問題 *quid facti* ではないからである。即ち、カントにあつては、かかる先天的綜合判断は「沢山に、しかも争いがたき確実性をもつて現に与えられている」からである。例えば、我々が数学や自然科学に於いてこの種の認識を持つてゐることは明らかなる事実である。

かくて最後に、「先天的綜合判断はいかにして可能なのであるか」という問題のみに到達する。そうして先にも述べたように、『純粹理性批判』に於いてカントが説こうとした根本問題「

その問題なのである。

それでは、この課題に対してカントはどのように論じて行つたか、次にその骨組だけを眺めてみる。

まず、大きく先験的原理論 *Transzendente Elementarlehre* と先験的方法論 *T. Methode* とに分けた。そして前者を更に先験的感性論 *T. Aesthetik* と先験的論理学 *T. Logik* とに分け、この前者に於いてまず、感性の先天的形式たる純粹直感、即ち空間時間をみだし、その客観的妥当性を論証する。この部門はいわゆる認識の内容の側に関して論ぜられているので、後ここを中心と述べる。先験的論理学は更に先験的分析論 *T. Analytik* と先験的弁證論とに分け、前者に於いては純粹悟性概念（範疇）*Reine Verstandesbegriffe* (Kategorien) と、それ等が図式 *Schema* を媒介として現象に適用されることによつて成立する先天的最高原則 *Oberste Grundsätze a priori* とについて説いている。ここではいわゆる認識の概念の側が論ぜられている。又、後者に於いては純粹理性の本質上必然的に生ずる先験的仮象 *T. Schein* をみだし、それが我々の認識を誤謬に導くことから防がんとする。ここでは有名なイデー *Idee* 論が説かれ、カント認識論に於いてやはり重要な部分を占めてゐる。最後に先験的方法論であるが、ここでは純粹理性の一個の完全なる体系の形式的制約、即ち認識に關していへば認識の価値、規範、かわしくいへば認識の普遍的必然的制約を説く。

なお、先験的 *transzendental* の意義については、カントは「対象にではなくむしろ対象一般

を我々が認識する仕方——それが先天的に可能なる限りに於いて——に関するすべての認識」を先験的と名づけている。

(三)

カントの課題は、悟性 *Verstand* と理性 *Vernunft* とは経験を離れてなにをどれだけ認識するかという権利問題であって、思惟する能力そのものがいかにして可能であるかという事実問題に関するものではなかった。即ち、いわゆる批判 *Kritik* によって認識の可能不可能を裁断し、又その源泉範囲及び限界を確定することであった。そうして、それはすべて原理に基づいて *aus Prinzipien* なされるのである。それで次に、さきにもいったように認識の内容を与える幹たる感性について先験的感性論を中心に述べる。

感性 *Sinnlichkeit* とは、我々が対象から触発 *affizieren* せられる仕方によって表象を受け取る能力（感受性）である。即ち、感性の触媒によって我々の認識に対象が与えられるのである。そうして、直観 *Anschauung* とはあらゆる思惟が媒介として目差すものであるが、感性のみがその直観を我々に与えるのである。又、我々がある対象から触発せられる時、対象の表象能力におよぼす結果が感覚 *Empfindung* である。そうして、感覚によって対象と関係する直観は、経験的であるといわれる。現象 *Erscheinung* とは経験的直観の無限定な対象のことである。

さて、現象に於いて感覚と対応するものが現象の質料 *Materie* 又、現象の多様 *Das Mannigfaltige* がある関係を整頓せられるようになすものが現象の形式 *Form* と名づけられる。ここでカントは、あらゆる多様がそこにある関係をなして直観せられる——感性的直観一般の——純粹（先験的）形式は先天的に心性 *Gemüt* に於いてみだされねばならないという。なぜならば、ここに形式とは、なにかの内容への対立ではなくして質料への対立、即ちその規定がまさに形式であるような無規定な、しかしながら規定されうべきなものかへの対立を意味し、その形式が欠ければ対象が直観されえないからである。

それで、認識の内容を与える感性の純粹直観形式とは空間 *Raum* と時間 *Zeit* とであるが、なぜ空間時間がそうだといえるのであろうか。カントにその論証に二種ある。即ち、形而上学的究明 *Metaphysische Erörterung* と先験的究明 *T.E.* とである。前者はその究明が概念を先天的に与えられたものとして表わすものを含む場合であり、後者はある概念をそれによって他の先天的綜合判断の可能性が理解されうる原理として究明する場合である。

まず、形而上学的究明に於いては次のように論証せられる。空間時間は外的経験から抽象せられた経験的概念ではなくしてあらゆる外的直観の根底にある必然的先天的表象である。なぜならば、外的経験ということにはすでにあらかじめ空間時間の表象を予想し、更に、空間時間中に存在する事物は一つもないと考えることはできても、まったく空間時間がないと考えられないからである。又、空間時間は物一般の関係を比量的 *diskursiv* あるいはいわゆる一

的概念ではなくして感性的直観の純粹形式である。なぜならば、我々は唯一の空間時間を表象することはできるが、諸々の空間時間はその一種類ではなくしてその部分にほかならないからである。即ち、空間時間は概念ではなくして純粹直観である。

次に、先験的究明に於いては次のように論証せられる。空間時間は無限的である。というのは、直観され限定された個々の空間時間の無限なる多様性といえども、唯一の無限なる空間時間を前提としてのみ可能であり、一般的概念であるならばかかる考え方はできない。従って、幾何学 Geometrie (空間関係) の先天的綜合認識の可能性も、又、算術 Arithmetik (時間関係) の綜合的必然的諸原則の可能性も、空間時間のそれぞれの先天性に基づいているのである。即ち、空間時間は先天的直観であり、しかも幾何学や算術における先天的綜合判断の可能性を理解せしむるのである。

なお、空間時間は経験的実在性 *Erreality* を有するといわれる。なぜならば、物は空間性時間性の制約を受けることなくして我々に知覚されえないからである。又、他方、空間時間は先験的観念性 *Ideality* を有するともいわれる。なぜならば、空間的時間的限定は、感性によって直観せられそこに現象する限りの物のみ与えられることができるのであって、物それ自体に於いて空間的時間的なのではないからである。

さて、以上述べてきたところまででは、空間と時間との間に特徴的な差異はない。しかし両者は、空間が「あらゆる外的現象の純粹形式であつて、先天的制約としてまったく外的現象に限られている」のに対して、時間は「あらゆる現象、一般の先天的制約である」という点に於いて異っている。即ち、時間の形式性は内的現象への直接的制約であつて、空間の形式性よりも広い。そうして、間接的には外的現象の制約ともなるのである。なぜならば、内的現象とは内官 *Innerer Sinn* によつて知覚された現象であり、すべての表象は、それが元来外物を対象とするか否とにかかわらず、それ自身内的状態に属するからである。

かくて、空間時間は純粹直観として、それによつてのみ現象が可能となる主観的制約であり、感覚を整頓し秩序づける仕方である。即ち、空間時間は認識の内容を与える感性の純粹直観形式である。そうして、この空間時間という純粹直観形式によつてこそ、我々の認識の内容が感性に於いて与えられるのである。

(四)

先験的感性論は、我々の眞の認識があるとされる先天的綜合判断のいかにして可能なるかという課題の解決に対して、一つの重要な部分をなしているが、その結語の所でカントは、次のように述べている。「しかし、この先天的綜合判断は感能の対象以上にはおよばない。そうして、ただ可能的経験の客観にのみ妥当しうるのである」と。即ち、彼の可能的経験 *Mögliche Erfahrung* とはその対象の可能性の制約のもとに想定された経験のことであるが、我々の認識

の限界もここにある。そうして、感性によって与えられた直観の認識の内容こそ悟性の思惟の対象となるのである。

思惟されうべき内容は与えられた。しかし、概念なき直観は盲目である。従って、次には、認識の概念に関する幹たる悟性へ、即ち純粹悟性概念（範疇）の問題へその歩が進められるのでなければならぬ。
(法学部三年)

使用テキスト…

I・カント著『純粹理性批判』（岩波文庫版・天野貞祐訳）

参考書

R・シュミット版『Kritik der reinen Vernunft』(IKant)

I・カント著、天野桑木訳『プロレゴメナ』

桑木巖翼著『カントとその周辺の哲学』

高坂正顕著『カント』

K・フォールレンデル著、吉野、栗田、古在訳『西洋哲学史』（第二巻）

岩波書店版『哲学小事典』

岩波書店版『現代哲学辞典』

（中央大学哲学会『哲学会誌』第六号（一九五五年二月）所収）

第二部 回想の川崎忠文

第二部 回想の川崎忠文

I 人間・川崎忠文

家族のような存在

沼田 文子

五十年余り前になる。我が家のお正月はまことに賑やかで、旬報社の一団が、ここが挨拶回りの終着点とどやどや入って来るのが恒例の正月。川崎さんを知ったのは、皆酔いが回った頃、木檜社長が「おい、川崎、唄え」の命令で彼が立ち上ってテレながら、赤いハンカチを唄った姿だった。

時は流れ、一九八八年十二月十五日の夜、旬報社主催による渡辺・藤田氏との座談会、『いま改めて人間の尊厳を』が我が家で行われた。「終わったヨ」の夫の声で待機していた私はビールを持って行った。

暫くして、藤田氏が「先生がお酔いになったので帰ります」と告げに來られた。驚いて様子



沼田稲次郎拾遺集『人間まんだら』を完成して（後ろに川崎さん、前に沼田文子さんと石井次雄さん）

を見に行くと、椅子からうつ伏せの状態で見上げたその口が歪んでいて、全身汗であった。かかりつけの医者で電話したところ「あっ、それはすぐ救急車で河北病院へ。予約を入れておくから」と。十一時を過ぎていた。病院のカルテは「アルコール中毒」と書かれた。夫は大部屋のベッドで一晩中、呻吟していた。翌日、脳外科のない河北病院から「虎の門病院」へ移った。倒れてから十二時間経っていた。「脳梗塞」の診断。私の病院通いが始まる。川崎さんは「留守は僕が引き受けますよ」と言ってくれた。夜九時が病院の退出時間。点滴の管を抜かないようにナースが両手・体をベッドに縛り付ける。夫の「イヤダイヤダ」と叫ぶ声を耳に、涙をこぼしながら駅へと向かう。寒く暗い道を我が家へたどりつくと、川崎さんのにやかな顔が待っていた。そして食卓には土鍋が温かい湯気をたてている。「広島の川魚と豆腐ですよ」——それはどれほど私の慰めになったか、思い返すたびに胸があつくなる。

翌一月七日、天皇の死去で元号が変わる。昭和から平成へ。三月、リハビリのため梶谷分院へ移動する時も川崎さんは付き添ってくれた。ここも三ヶ月で追い出される。伊豆菫山の「言語リハビリ病院」に移り、私は狭く汚い個室で一年十ヶ月共に暮らした。川崎さんはその間ずっと高円寺の自宅を守ってくれていた。夫は言葉の戻の見込みもなく自宅にもどり、一九九七年五月他界。

一人暮しになった私を彼は夏と暮にいつも訪ねてくれた。ビールや青梅のお酒とお菓子をさげ、仲間との旅行の話を、写真を見せながら楽しく話してくれた。

沼田の他界後、膨大な蔵書の大部分は都立大学に「沼田文庫」として納められた。残された沼田の日記やメモ帳をまとめようと思った。けれどもそれは余りにも大変な仕事で躊躇していると、川崎さんが「僕、手伝いますよ」とさらりとやってくれた。「人間まんだら」は彼の尽力のおかげで旬報社から出版され、三回忌に出席された方々にお渡しすることが出来たのだった。

彼はいつも朝風呂に入りそのあとビールを飲む。「これがうまいですよ」「夜は早く寝る。落語のテープを聞き乍ら——いつも決った所で眠ってしまう」と笑いながら言っていた。

二〇〇九年の忘年会は十二月十六日に川崎

さん他 Y氏と S氏の参加で我が家で行う予定だった。その数日前に Y氏の都合で時間変更の連絡をすることになった。私は川崎さんに電話をかけたが通じない。以後三日間朝晩かけ続けたが不通。S氏から電話、川崎さんが「大原社研」の忘年会に無断欠席したとのこと。私は瞬間「警察に電話して彼の部屋を開けて下さい！」と叫んだ。彼に何事かが起こったのだと思った。川崎さんはその日、すでに亡くなっていたのだった。私は身内を突如失ったように、今なお寂しさと哀惜の思いで一杯である。

彼は私の家族のような存在だったから――。

無私・誠実な友を失った悲しみ

中山 和久

深山で溪流のそばに、水の音以外に、何もない時間を共に過ごしている、それが川崎君とのふれあいだった。彼は無私、かつ誠実さでは、誰にも引けをとらなかつた。

被爆者であることが彼の一生の底流としてどう影響したか。今となつては、知る術もない。無私・無欲はそのせいかな？ 原発がまきちらす放射能が、震災で苦しむ日本中の人を不安に陥れている。東電と国に対する賠償請求では、誰も無欲ではいられない法律問題を突きつけられている。法律問題の底流には、常にこの問いへの解明がある。川崎君が生きていれば、どう反応したか。

彼との仕事で一番記憶に残っているのは、ともに作業した野村『著作集』の編集と、沼田『資料労働法』の編集である（いずれも労働旬報社刊）。実務のすべてを川崎君は引き受けてくれた。野村先生原稿をいつものように浄書するに当たって、よね夫人が写し間違えた分まで、彼は

発見した。

沼田『資料労働法』では、うっかり私が中労委初代会長を末弘巖太郎だと考えていたのを、厳しく注意した。その歴史に対する忠実さは、誰も及ばないもの。大原社研が、彼を重用したのは、その歴史に対する忠実を見抜いたからであろう。仕事の上で、張り詰めた誠実さを常に漂わしていた。

その彼が、私より先に、一人寂しく旅立ってしまった悲しさから未だに立ち直れないでいる。

(早稲田大学名誉教授)

川崎君との交友関係のありよう

初井 常喜

川崎君の死を水野さんから知らされた時、かつて経験したことのない衝撃をうけた。それが「孤独死」だったことにもよるが、健康そのものの、三歳ほど後輩の川崎君が私に先だつてあの世に逝ってしまうなど、まったく想定外だったからである。現に数ヶ月前に沼田先生のお宅で御馳走になり、飲み合ったばかりでもあった。いつものように、駄弁るのは他人にまかせ飲むことに集中していたが、すくなくとも体調の異常さを暗示するところはまったくなかった。

川崎君との交友関係は、彼がワセダの大学院で労働法を専攻するようになって以来であり、ほぼ半世紀にもなるうが、親密になったのは、彼が旬報社の編集担当者として原稿をとりにきたり、著書の総仕上げのために箱根の旅館に「缶づめ」になったりしてからである。でも我が家に来る頻度が増えたのは、奇妙にも彼が旬報社を退職し、「浪人生活」を始めてからで

ある。離婚届の保証人欄に押印したり、いま住む玉川学園へ移った後の三鷹の旧宅を貸したり、正月のゼミ卒業生相手の「飲み会」に皆勤したり、それは「身内関係」に近かった、といつてよからう。ただ旧宅の貸与関係と正月の「飲み会」慣行は、ある段階で解消したが。

そのうちの「飲み会」慣行の解消について、あたかも川崎君だけを対象にした差別的対応だったかのように川崎君が誤解していたことを最近知った。「正月に飲みに行くことを粕井さんに断わられた」と言っていたであろう。確かに、昼前にやってきて、後で集まるゼミ卒業生が帰ったあとでも遅くまでほぼ十二時間近くにわたって居座って飲み続ける川崎君の無神経さには少々参っていたが。でも「飲み会」慣行の解消は、ゼミ卒業生をも対象とした「飲み会」の慣行そのものの廃止であった。

正月とはいえ、次々に増え続ける飲み客を相手にしての、長時間にわたつての「御接待」は、さすがの料理好きの「奥さん」にとつても加齢にともない苦痛になってきているようにおもわれたところから、その廃止の機をうかがっていたところであった。七十歳になって二度目の定年退職を迎えるのを機に、しかもミレニアム（千年紀）で「もしかしたら断水のおそれがある」といわれていたことにも便乗し、長年にわたる「飲み会」慣行の廃止に踏み切つた次第であった。

それにしても、いま思い浮かべる川崎君との交友関係の構図は、もっぱら飲み合っている場面である。旬報社を退職した後、定職に就こうとしない彼に、「ちゃんと定職に就き税金

ぐらい払えよ」としばしばからかったところだが、彼の反論はきまって「酒を飲んで間接にだ
が税金をたくさん払っていますよ」だった。その早期の退職に関して、彼がふと漏らした述懐
は、「管理職になって人を使うことなぞは私にはできない、と思つた」であった。この述懐に、
良かれ悪しかれ、彼なりの生きざまが暗示されているように思われる。立身出世はもちろんの
こと、指導者的立場になることさえ忌避し、特定の組織によりかからず、もっぱら自己の能力
と努力でもって生き抜く、いわば「一匹狼」的生き方に徹していたのではないか。その「一匹
狼」が暫しの寛ぎを求め我が家を訪れていたのではなかったか、と今にして思うと、正月の
「飲み会」慣行の廃止は、すくなくとも結果的には、彼にとつて酷だったかな（？）と、いま
さらながらも、少々気がとがめているところである。

（東京都立大学名誉教授）

川崎忠文さんのこと

二村 一夫

川崎さんが私と同年、昭和一桁最後の年の生まれと知ったのは、比較的最近のことだった。いつも頬を紅く染めた文字どおりの紅顔、どこか少年の面影を残している男が、自分と同年とは予想もしなかった。ジーンズをはき、ベストを着て、ハンチングをかぶるといったカジユアルな服装も、若い印象を与えていたのだろう。自分より数年は若いと思ひ込み、いささか兄貴風に振る舞っていた。もともと、私は早生まれ、彼は遅生まれだから、学年は違い、半年たらずの兄貴には違いなかったが。

川崎忠文さんと最初に顔を合わせたのが何時だったか、定かな記憶はない。だが、一九六五年以前だったのは確かだ。もう半世紀近い昔になる。大赤字を出して休刊していた労働運動史研究会の機関誌を労働旬報社が引き受けてくれることになり、出版社側の担当者として先ず川崎さんが、次いで佐方信一さんが参加された。川崎さんは研究会の会員でもあったから、例会

で顔を会わせていたに相違ない。

さらに翌一九六六年、私は大原社会問題研究所の所員となり、年鑑の第37集から執筆に参加した。年鑑刊行が旬報社に移って間もない時で、その担当も川崎・佐方の両氏だった。『労働運動史研究』も『日本労働年鑑』も、ともに編集の中心は小林賢二郎さんで、私は一筆者に過ぎなかったから、編集者・川崎忠文に関する記憶は限られている。

川崎さんと頻繁に顔を会わせるようになったのは一九八〇年代半ば、大原研究所が多摩キャンパスに移転する直前だった。そのころ研究所として取り組んでいたのが『社会・労働運動大年表』の編纂だった。この仕事は大原社研の力量を大きく超えていたから、大勢の人に迷惑をかけてしまった。とくに出版社には無理を言い、間に立つ佐方さんを苦境に立たせた。この時、

川崎さんは、すでに労旬は離れていたが、単なる項目筆者の枠を超えて力を貸してくれた。川崎さんとの関係がより密接になったのは、大年表と並行して、それまで「紀要」的存在だった研究所の機関誌を、社会労働問題の専門研究誌にしようと企てたからだ。この際、割り付けはプロに頼もうと、安い対価で川崎さんをお願いし、快諾していただいた。表紙の色を変え、投稿論文を集め、さらに『大原社会問題研究所雑誌』と誌名も変えて、だんだん専門雑誌らしくなっていくが、それも川崎さんの力に負うところが大きい。その頃から、彼は、雑誌の仕事だけでなく、研究所の資料整理を自発的に買って出てくれた。以下の図書資料コレクションの整理は、すべて川崎さんの業績である。「東城守一文庫」、「60年安保闘争6・15事件国家

賠償請求訴訟資料」、「全通権利闘争裁判関係資料集」、「統一労組懇資料」など。実は、これらの資料が研究所の所蔵となったのも、多くは川崎さんの紹介によるものだった。

気ままなひとり暮らしのせいだろう、いくつになっても所帯やつれを見せなかつた。親しい仲間とドライブ旅行や山行きなど、人生を楽しむ達人でもあった。話し好きで、一緒に飲むことも多く、飲むと話がはずんだ。彼からよく聞かされたのは、野上弥生子さんを大学村の山荘に訪ねた時の思い出だった。『日本労働年鑑』の推薦文を貰いに、はるばる北軽井沢まで車で出かけたのだった。

私が法政大学を定年退職してから、会う機会は減った。しかし、研究所を辞めた翌年二〇〇〇年の春に、川崎さんの案内で青梅の梅見を楽しんだ日のことは忘れがたい。青空のもと、満開の梅の香りにつつまれた至福のひとつきだった。このところ、年に一、二回、会うたびに聞かされていたのは、毎日山道を一万数千歩も歩いていることだった。青梅市から一〇〇〇万歩だったか三〇〇〇万歩だったか踏破した証明書を貰ったと、ちょっと自慢げだった。それほど健康に気をつけていた川崎さんが、突然亡くなるとは、思ってもいなかった。数カ月後には、もういちど観梅で青梅に行く約束をしていたのに。

(元法政大学大原社会問題研究所所長)

厳しさを感じさせないロマンチストの風貌

角田 邦重

一、川崎さんの訃報を知らせる電話を水野先生から受けたとき、ポン友と言ってよい仲間うちの別の誰かと聞き間違えているのではと思うくらい驚いたものです。少し前まで、休みの日には山歩きを欠かさない、社会運動史の講義で中央大学の多摩キャンパスに来校の折には講義時間の合間に優に三〇分キャンパス内を散歩している、一度青梅の山を歩かないか、外に持ち出すと味が落ちてしまう青梅でしか味わえない美味しい地酒があるんだ、といささか自慢気に話をし、誰がみても、ポン友仲間のなかでは一番健康そうに見えたからです。

ちなみにポン友というのは、学生時代に貧しさと夢を共有しながら勉強と遊びに情熱を傾けた仲間くらいの意味で、故横井芳弘先生の助手・助教授時代を勉強の兄貴分にして、哲学研究会に所属していた江川潤、水野勝といった人たちに加え、当時中央大学の板橋寮で貧乏生活とともにしていた内田久男（中大職員）、少し遅れて大学院に入学してきた野沢涓（弁護士）とい

った面々を指していますが、私にとっては、いずれも横井教室の先輩にあたります。

この追悼文集にも収録されている川崎さんの「大講堂の屋根裏教室」という一文は、横井先生の還暦の折に、川崎さんと私の二人で編集した『遊子閑談』に執筆されたものですが、当時の時代背景とボン友仲間の雰囲気活き活きと伝わってきます。

二、一九六一年に大学に入学した私にとって、そのころの川崎さんを知るはずがありません。記憶をたどると、川崎さんとの出会いは、労働旬報社が経営危機に陥るなかでリストラを敢行し、川崎さんはその責任者として自らも退職して浪人となり、しかし、外から編集を請負って仕事をする立場に身を置いた後の時代で、助教授になったばかりの私が、故竹下英夫、水野勝先生と交代で労働法律旬報の別冊判例で判例解説を受けもつことになり労働旬報社に出入りするようになった一九七一年か二年頃からのことです。

横井門下生の誼で私に接してくれた川崎さんの強烈な印象のひとつは、社会への第一歩を、大学院は早稲田に進み野村平爾先生の感化を受け、当時、中小企業の組合組織化のために総評が打ち出していた方針に共感して文京区労協の書記として踏み出していることでした。労働旬報社での編集者の仕事はそれからの転進であり、さらに退社後はプロの編集マンとしての手腕を発揮することで身を立ててこられたことになりました。

川崎さんの自ら運動のなかで得た体験と思索が、編集マンの仕事に深みと厚みを加えることになったことは疑いありません。沼田稲次郎先生の著作集をはじめ労働旬報社のさまざまな企

画から、執筆者の原稿のチェックやときには辛口の論評と品定め、あるいはいろんな労働組合の組合史の出版企画と執筆などなど、いずれの仕事にも川崎さんならではの腕前が十分に発揮されていると思います。

アーチストがそうであるように、自分の本来の領域で生活を支えられる幸せな人はホンの一握りに過ぎません。ロマンチストはその厳しさに耐えられてこそ自分のロマンを追求し続けて行くことが出来るのだと思いますが、川崎さんは厳しさを感じさせない真にロマンチストとしての風貌を感じさせてくれる人だったと思います。

(中央大学名誉教授)

学童疎開の頃

川崎 タケ子

戦時中の昭和二〇年、忠文は一一歳でした。横川の子供たちは、県北の高宮町北という所に集団疎開しました。たまたま、その地に、母の姉一家が居ましたので、忠文はその伯母の家に滞在しました。他の子供たちはその地のお寺での生活です。食糧難の当時、疎開中の子供たちは十分な食事が出来ません。でも、忠文は伯母の所にいるがため、食べ物に困ることはありませんでした。幸せなことです。

疎開先の学校へ行く時、忠文は伯母さんにお弁当を作ってもらいます。甥っ子可愛さで、伯母はお弁当箱にいっぱい白いご飯を詰めてくれます。本当に幸せなことです。

ある日、忠文は伯母に「ご飯を一杯詰めて。ギユウギユウに詰めて」と頼みます。時には、「おむすびを作っておむすびを沢山作って」と頼みます。それを学校へ持って行って、友達に分けていたようです。自分だけ、食べるのではなく、みんなでお腹いっぱい食べたかったようです。(談)

(川崎忠文さんの姉)



1943年の川崎さん一家（前列左から忠文さん、ご両親、姉・タケ子さん、後列左より姉・サツ子さん、同・廣子さん、兄・來久夫さん、姉・ヤス子さん）

試験の出題箇所を当てた忠文さん

木村 あや子

忠文さんと私の母はいとこです。とは言え、母と忠文さんは少し歳が離れていたもので、私にとって忠文さんはお兄さんのような存在でした。当時の川崎の家は、結構大きな八百屋さんで、親戚一同が何かと手伝っていました。私も下校途中に横川（川崎の家）に寄り、台所の手伝いをしていました。

昭和三十一年の冬、忠文さんのお父さんが亡くなりました。私も母と一緒に、お通夜、お葬式と慌しくしている川崎でお手伝いをしていました。勿論、忠文さんも東京から帰っていました。「今、期末試験中か。試験があるのなら、ここをしっかりと勉強して覚えておくと良いよ」と、忠文さんに言われて、その指摘された箇所を重点的に勉強したら、その通りそこが出たのです。

その後、東京が生活拠点の忠文さんと、広島で暮らす私は、偶にしか逢えませんでした。

試験の結果を話して和みました。

今となっては懐かしい思い出です。（談）

（川崎忠文さんの親戚）



広島に帰省して（1956年）

神戸と忠文さん

木村 和代

叔父、川崎忠文のことを、私は「忠文さん」と呼んでおりました。私は、広島の小崎家、六人兄弟姉妹の長女で神戸に嫁いだ廣子（大正一〇年生まれ）の娘です。

忠文さんとの思い出は、数え切れないほどありますが——一六年前の阪神・淡路大震災の時は、ライフラインを失くした真っ暗な神戸の街に、いつものリュックを背負って、西宮から歩き続け（西宮まで交通手段がありません）、夜おそくかけつけてくれました。

また、父の死後、一人になった母に、彼女が趣味で詠んでいた川柳（二百首くらい）をまとめて、『生きる拠りどころ』と題して、小冊子を創ってくれました。母の親しい方々に配りましたが、忠文さんならではのプレゼントだったと思います。

神戸に縁あった忠文さんでしたが、「有馬温泉」に行っただけでなかったそうです。平成二一年一月、広島にいる叔母、タケ子さん、私達親子を有馬温泉に招待してくれました。鉄分を

含んだ茶褐色の温泉につかり、ご機嫌でした。足元は、混浴でした!?

そして、その一ヵ月後、真夜中の信じられない電話を聞くことになりました。新神戸の改札口で「また来年!!」と、あのはにかんだ忠文さんスマイルで、手をふってサヨナラした忠文さんが目に浮かびます。

平成二三年七月

（川崎忠文さんの姪）

忠文叔父との東京での共同生活

福山 久代

叔父・忠文とは、昭和五二年春から、三鷹台で同居を始めました。真夜中仕事をしていた叔父は、私が専門学校へ出かける時間は熟睡中です。夕方学校から戻り食事の支度をして、一緒に夕食を取ります。当然、叔父は焼酎を一杯。その後、私が就職をして、大学の夜間部に通うようになって、ほぼ同じような生活で、夜遅く大学から帰っても、夕食の仕度は私の担当でした。

叔父が青梅に移る時、私は、毎朝麻布に通勤し、夕方からは神楽坂へ通学する状態でしたので、青梅からは絶対に無理と、そこからは別々です。

叔父は私に対して相当厳しく接していたようです。当時は苦にもしていませんでしたが、今から考えると、何で其処までと思います。二十歳を超えていましたが、アルコール類は絶対駄目。一緒に《酒を汲み交わす》こともありませんでした。家事は私の担当。料理を作るにもイ

ンスタント・冷凍食品は使用不可。《不味くても良いから、毎回インスタントの同じ味は厭だ》と言っていました。何処かに食事に連れて行き、《これと同じものを作れ》と言います。流石に夜間の大学に通い始めた時には、夕食の仕度に手心を加えてくれましたが、早く授業が終わる水曜日は、私が帰るまで夕食を待っています。早いとは言え、神楽坂が午後八時です。それから三鷹台まで戻ると、充分に九時を過ぎていますが、待っています。

青梅に移ってからも、《○○が食べたいから作りに来い》と連絡が入ります。まだ青梅の西分に住んでいた頃です。

今になって思えば、兄の娘を預かっている責任からか、姪との擬似親子体験をしているつもりだったのか分かりませんが、厳しく、楽しく過しました。

叔父が亡くなって、叔父にかかわりのある方々にお逢いしました。その半数くらいの方は、以前、ずっと昔、お逢いしていた方でした。三〇年も昔のことなので、お互いに顔を合わせただけではどなたか分かりませんが、共通の話題を見つけ出すとふっと当時に戻ります。

そのほとんどの方が、「川崎は怒らない奴だった」とか、「川崎が怒っているところを見たことがない」と言われます。実際私たち家族の印象も、いつもにこにこしている怒らない叔父さんです。

が、一度、とても怒ったことがあります。私が理科大を受験した時です。勤務先で私と同室の年配の女性が、「理科大の◎◎先生は、私のテニス仲間によく知っているの。あなたが受験

することを言っておいてあげるからね。こういう伝手は使わないと駄目よ。合格出来るように、頼んでおいてあげるからね」と言われます。毎日、毎日お断りしていたのですが、こちらの願い叶わず、◎◎先生に伝わったようです。そのお陰か、実力か、無事に合格しました。ある日、仕事から戻ると、叔父が怖い顔をしています。同僚から直接叔父に電話があったようで、「今回の姪御さんの合格は、自分が◎◎先生にお願いしたからで、その◎◎先生には叔父さんからお礼をしておいてください」と言われたそうです。私がお願ひした訳ではないこと、私もその同僚の行動には迷惑していることを分かってくれましたが、その同僚の言動に相当怒っていました。

「その先生には、自分がお礼をしておくからこれ以上関らないこと」と言った時の叔父の顔は怒っていました。あんなに怒っている顔を見たのは、最初で最後です。相当頭にきたようです。

叔父が亡くなる数ヶ月前、久し振りに青梅に逢いに行きました。いつものコースを約二時間掛けて散歩し、あれこれ話しました。「もし亡くなったら」ということまで話していました。今から思えば、何か虫の知らせなのかも知れません。

その後、白内障の手術をすることになったので、その時には付き添いで病院に一緒に行つて欲しいと、連絡が入りました。九月に行つたばかりなのに、「久し振りなので、ゆっくりすれば良い。手術の前日には、立川に行つて食事をしよう。手術をしたら当分飲めないだろうから

立川で飲むんだ。わざわざ付き添いに来てくれるので、何か買ってやるよ。立川にもデパートがあるんだぞ！」と言っていました。最終的な予定は、一二月一四日に眼科に行つて決まるので、また連絡することでした。が、二〇日を過ぎてても連絡がありません。何をしているのかなとは思っていましたが、忙しいのだろうとそのままにしていました。その一四日の朝、倒れていました。眼科にも行っていませんでした。連絡が取れないことに対して、もっと早くに私が動いていたら、あの寒い部屋で一〇日以上も倒れたままにならなくて済んだのにと、後悔が残ります。

(川崎忠文さんの姪)

川崎君、楽しかったよ有難う

江川潤

二〇〇九年一月二三日、哲学会（中大）の先輩春摘さんから電話があり、川崎から音信無し連絡してみてくださいとの事。すぐ電話、午後また電話、夜九時四〇分電話、「亡くなっています」警官の返事である。死後一週間経っていた。衝撃的な死である。

思えば長い交遊だった。一九五四年学部二年（一九歳）の「哲研」入室以来半世紀を越える。幾多の思い出からいくつか拾う。

学部時代、川崎は加古祐二郎に私はH・J・ラスキに夢中でよく痛飲しつつも語り合った。その頃すでに川崎、水野、小生は労働法の横井芳弘先生に知遇を得てその熱意と学风に触れ深く影響を受けていた。「君達は兄たり難く弟たり難し、か」という有難い表現は嬉しかった。

五七年春、川崎、水野は労働法、私は政治学専攻で大学院法学研究科を受験後、川崎に「面接はどうだった」と聞いた。川崎「君はどうして労働法をやるのかねと聞かれたんで、労働者のためですと答えたよ」。彼はハンチングのようなものを傍らに置き怒ったように対応したと思う。見事な落ち方である。しかし災いは福に転じる。早稲田の大学院で野村平爾、沼田稲次郎両先生の警咳に接し、これが彼の生涯を規定することになる。以後も我々の交遊は続く。

六〇年安保闘争時、彼は東大職組の専従書記だった。私は中大院生協議会の一員として連日国会周辺に出動し、プラカードを掲げた彼に「よう川崎」「よう元氣か江川」と声をかけ合ったものだ。

七〇年代に入って川崎がフリーランサーになった頃だと思う。彼は「教えるばかりが能じゃない三人で勉強会をしよう」と言って社会政策論の論文を数本我々に示した。「労働力の保全」を核とする「生産力理論」を展開した大河内一男の著作や論文、その批判を含めて二〇本ぐらいの論文を読破し検討した。これは実に楽しかったし沈思させられた。隅谷三喜男の「賃労働の理論」を読むなかでこれに大きなヒントを与えた宇野弘蔵に我々は出会った。特に私は宇野の論文「労働力なる商品の特殊性について」（著作集第三卷『価値論』所収）、「労働力の価値と価格―労働力商品の特殊性について―」（著作集第四卷『マルクス経済学の原理論の研究』所収）に深い感銘を受け〇五年一月の最終講義でも論及した。川崎の感想は「引き摺っているね」だった。

七〇年代の初めの数年私は都立商科短大（昭島）の非常勤講師で必ず週に一度、川崎を呼び出し立川駅近くの屋台で二、三時間痛飲したものだ、彼は断る術を知らなかった。

こんな「交遊」のなかで最高の圧巻は何といっても八〇年のシベリア鉄道二人旅である。これも川崎の主導だったがドイツ留学中の水野と乾杯する一興もあつてのことである。モスクワ・オリンピックで日米、西独、中国等の不参加のためガラ空きの予測もあつた。

八〇年七月二日一時横浜大棧橋からモスクワまで船中二泊、ナホトカを経てハバロフスク一泊イルクーツク一泊車中泊を含めて一三日間。更にヨーロッパ各地を旅して八月三十一日成田一時着まで全行程四一日の壮大な旅行だった。途上、一つの珍事と国際的事件を経験した。同室四人の一人Kさんは、遅れに遅れた列車のため八月三日のオリンピック閉会式にさえ参加できずその足で再びシベリア鉄道で帰っていった。八月一日にはポーランド・グダニスクの造船労働者大ストのため国境が閉鎖され、後のワレサ「連帯」に連動した。我々が通過したのは八月六日である。翌七日チュービンゲンで水野一家と握手乾杯、約束を果たした。同年九月五日市川から日野に移り住んだ私は、青梅の川崎とますます接近交「遊」することになる。

あの旅でカメラを持たず網膜に映すと言った川崎は、常に半開きの車窓からあの広大なシベリアの曠野と風景、疾駆する列車を目に焼きつけたまま黄泉の国へ逝つたに違いない。今はただ、君の死以前から君の机上にあった古ぼけた腕時計が僕の腕でいたずらに動き続けているだけだ。

川崎君、楽しかったよ有難う。

合掌

（二〇一二年八月五日）

（中央大学名誉教授）

畏友 川崎忠文学兄の追憶

——三回忌に寄せて——

水野 勝

一、平成二十一年一二月、畏友川崎忠文君の訃報に突然接し、驚愕した時の思いが昨日のことのように鮮明に思い出される。同月二十四日の告別の集いから、早くも二年近くになるが、本の一カ月前、彼が、都心に出る日に合わせて日時を調整して酒を飲み交わし、再会を約束していただけに信じ難い思いであった。

私が、川崎兄に初めて会ったのは、中大二年時の春、彼が大学の学術サークルのひとつである哲学会（以下、仲間うちの俗称に従い、「哲研」と略称する）に入会してきた時である。その後、大学院時代、労働旬報社時代、フリーの編集業兼大学講師時代と年と経るとともに付き合いは深まっていた。

二、哲研時代のもっとも強烈な思い出は、会の恒例行事のひとつである秋の旅行で先輩に従い、群馬県の秘湯「霧積温泉」へ一泊の旅行に出かけたことである。夕食を終え、部屋に戻ると、「幹事の部屋に集合」との連絡があった。行ってみると、酒宴が用意されていた。哲研創設期当時の会員で、かつ学習会のチューター役である井沢先輩（創造社社長・文学博士）は、哲学とともに酒のトレーニングが行われる場所が哲研だという。川崎兄は湯呑になみなみと注がれる酒を飲み干し、平然と二杯目を受けていた。翌日彼に酒歴を尋ねたところ、酒を飲んだのは初めてだとの応えに驚いた。

哲研時代の川崎兄との交流のなかで、今も鮮明に脳裏に刻印されている思い出は、西荻窪の彼の下宿を訪ねた際の印象である。掃除の行き届いた八畳ほどの和室で壁を背に、古風な身の丈ほどのカーテン付き本箱が据えられ、半開きのカーテンの間から、「カントの法律哲学」と印字された箱入りの分厚い書籍が顔を覗かせていた。戦前に刊行された本なので、入手先を尋ね、彼が週に一、二回、神田の古本屋めぐりをしていることを知った。当時の神田の古本屋街は、今日では想像もつかないほど多くの専門分野ごとに特色を持った書店が軒を連ねていた。その後、私が古本屋めぐりをするようになったのは、彼の影響が大きい。

三、大学院に入って、二人は、ともに労働法を専攻分野とすることになった。川崎兄は、早大大学院の野村平爾先生のもとへ進み、私は中大大学院で中村武先生のもとで指導を受けることになった。中村先生の研究室は、当時、学部学生を中心として組織された労働法研究会（以下、労研という）の顧問を引き受けておられた横井芳弘先生と共用の相部屋であったが、このサークルが大学の非公認団体であって、独自の部屋をもたなかったため、両先生のご好意により週

末の午後の判例研究と事務連絡のため利用が認められていた。判例研究には、時折、横井先生も顔を見せられ、院生も参加する学部生と院生が合流した研究会となっていた。

しかし、大学院の授業は、期待し、予想していたものとは、かなり異なったものだった。とりわけ修士課程の科目は、ほとんどが必修科目であり、教材は、ほとんどすべての教科目がドイツ語であり、しかも選択の余地は少なく、労働法は四単位しか取れなかった。これで労働法を専攻したといえるのだろうかという疑問が生じたことは否めない。川崎兄によれば、早稲田では、労働法関係科目だけで前期課程終了に必要とされる単位を充足できると知って、その違いに愕然としたものである。当時、早稲田大学には、野村先生を中核として島田信義、佐藤昭夫両先生がおられたほかに、都立大の沼田稲次郎先生と明大の松岡三郎先生が講師として名を連ねており、居ながらにして、当時の労働法学会の最先端の理論に接することができると恵まれていたわけである。彼は、会う都度、それらの講義で接した新情報を話題にし、私にフォローする契機を与えてくれたという意味で、私の労働法学習過程で掛け替えのない友人のひとりであった。

四、このような関係は、彼が労働旬報社時代を経て著述業に転進し、私が大学院後期課程を終えて、大学にポストを得た後も持続した。社会政策本質論争に決着がついたかに見えた頃、フォローの必要があるとして岸本・大河内論文の輪読会を提案し、川崎、江川、水野三名の勉強会を提案したのも彼であった。これは二村一夫氏の論文の輪読会にまで及んだ。また、この

勉強会で、宇野弘蔵の三段階論を取り上げるよう提案され、同氏の『経済原論』（Ⅰ、Ⅱ）の輪読会を始めたのも、彼の提案によるものであった。

五、一九八〇年四月、私は、一年半の海外研究のため、ドイツのチュービンゲン大学の社会・労働法研究所に赴いた。その夏、留学中の代講の一部を引き受けてくれた川崎兄と江川兄がシベリア鉄道経由で来独され、夏季休暇を利用して、チュービンゲンに滞在していた私の家族とスイス・インターラーケンに旅行したが、その時の川崎兄の生き生きとした姿も忘れることができない思い出である。

（東洋大学名誉教授）

武蔵の国「青梅」を愛した忠文

春摘智

大学卒業後、久しく交流の途絶えていた川崎君が東大和市の私の家を訪ねてきたのは、一九八一年（昭和五六年）一月二五日のことである。用件の中心は、青梅市に転居することになったので、犬を預かってほしいということであった。私の家は新青梅街道沿いにあり、青梅市までは二〇キロメートル程の位置にある。それから一週間後の二月一日、軽トラックに引越し荷物の他、小屋つきで芝犬、ピケ君を乗せてきた。

この日から青梅の川崎君の生活が始まったのだが、私の方は一向になつかないピケの世話に往生した。出勤前にまだ暗い道をピケと散歩をしたことが思い出される。でもその後は、ピケに会うためか彼もちよこちよこ立ち寄るようになった。この時持参してきてくれたものに『競馬労働者の二十年』という本があった。中央競馬会所属の厩務員（馬丁さん）組合の依頼を受けたものであるが、この年から私は大井競馬場を主催する特別区競馬組合の労務課長に就いた

ばかりであったので舞台こそ違え、労務対策上、大変参考になった。また、彼の編集者としての能力水準の高さに驚いたことを鮮明に覚えている。彼はその後、次から次に、組合史、議会史などを手がけてきた。その多くは私の書棚にもあるが、いずれも彼の実力の程を物語るものである。

彼が青梅に来てからというものの頻繁に交流するようになった。そのほとんどは登山、旅行などの遊び友達としてのものである。登山といっても奥多摩の山歩きが主である。

青梅市西分町のマンションの裏は国鉄青梅線があつて、青梅神社の裏道を登り、線路上の橋を渡り、少し登っていくと永山公園に出る。そこから先に青梅丘陵ハイキングコースがあり、三〇分も尾根を歩いて下ると日向和田で、多摩川を渡ると吉野街道の吉野梅郷に、それからさらに山道を尾根沿いに登ると日の出山から武蔵御嶽神社にたどり着く。御岳山をはじめ大岳山（二二六七メートル）、御前山（一四〇五メートル）など、奥多摩の峰々はほとんど歩きつくしたようだ。それに加え、マンションの大家さんが神社仏閣建造物の建築様式に造詣があり、その一員に加わって勉強したらしく、どこに行ったときでも、私への建築様式の解説に熱がこもっていた。

彼は、私の生家のある鳥取県には学生時代を含め三回来ている。一回目の平成二二年七月、途中に立ち寄った、兵庫県小野市にある極楽山浄土寺は鎌倉初期、奈良の東大寺を再建した重源という人が試作品として建てたものであることに加え、夕日が射し込むと阿弥陀三尊が真つ

赤に染まることを強調していた。

このときは、川崎・井沢・春摘と三人で、鳥取県三朝町の三佛寺投入堂に参拝した。投入堂は標高四七〇メートルの断崖上の岩窟に小さなお堂がすっぽりとほめこまれたような特異な景觀である。修験道の祖とされる役行者が投げ入れたという伝承があることから、この名がついたという。写真集『古寺巡礼』などで多くの名利を訪ねた土門拳は「日本一の建築」といつている。



鳥取県三朝町の三佛寺投入堂に参拝
(前・川崎さん、後ろ・井沢さん)

一時間くらいだが、途中は蔓ら・鎖坂、牛の背・馬の背など難所ばかりである。だれもが登れるものではない。下山の途中のこと、私が足を滑らせ、体半分ほど摺り落ちたとき、彼が差し出した手で引き上げられ危うく難を逃れたことを思い出すと今なお身の毛のよだつ思いがする。

三回目の平成一四年には奈

良県の室生寺などを訪れた。女人高野で知られる室生寺の金堂や五重塔は建ってから千年以上も経っている。杉木立が堂塔をつつみこんでいる。日本一小さいといわれる五重塔が一九九八年(平成一〇年)九月の台風で大きな損傷を被ったが二〇〇〇年一月に修復完成していた。その痕を関心をもって眺めていたことを思い出す。

彼との旅行の思い出はつきない。あるときは昼寝をして浦島太郎伝説の木曾路寢覚之床で随分と待ちぼうけを食わされたこともある。また、彼は、年二回行われていた哲研OB会(白楽会)の旅行会にも参加していた。森田幹事の音頭で各地の温泉に一泊旅行し、一夜を酒を酌み交わし団欒した。この旅行会は六〇回を超えている。

また、一九九六年(平成八年)の中国古都巡りにも同行した。

中国旅行は途中からは、マイクロバスで、少林寺、洛陽、竜門石窟、三門峽をめぐり、西安では華清池、兵馬俑、碑林、大雁塔を、北京では故宮、万里の長城などを回ったが、万里の長城では一人、手袋をして、あの石段を駆け上り遠くまで走り登り引き返してきた。

私とは一年後輩の、中大の哲研三羽カラスといわれた川崎・江川・水野も、サラリーマン退職年齢とは遅い教職者の定年退職を迎えることとなり、白楽会主催で先輩・後輩有志が集い、二〇〇五年(平成一七年)四月退職祝賀会を神田駿河台の中央大学記念館で開いた。

まだまだ楽しい人生が残っていたであろうに、青梅警察から消息を尋ねられた電話があったときはどうしたのかと不安が先走った。結果は、自宅マンションで朝風呂のあと蜘蛛膜下出

抱かれてさよならもなく芸州に

* * *

茜さす青梅の山やさざざいざ

家にも寄らで一路故郷に

平成二十一年十二月二十四日に

悼す
——川崎兄に——

井沢 彌男

(講師、著述業)



中大白楽会主催の「川崎さん、江川さん、水野さんの退職祝賀会」
(前列中央に川崎さん、水野さん、江川さん)

血で多分一時期の苦痛のあと、一命を落としたことが明らかとなった。二〇〇九年(平成二十一年)一月二三日、青梅警察の霊安室で変わり果てた川崎君に直面した。交番の見回り帳に、私の住所が載っていたとは後から知ったことであるが、一人暮らしの彼が何かの時にはこんな私を連絡先に使っていたのか、それは交際をつづけてきた友情の証と思う。もし、彼に会えるとしたら、京都の南端、奈良との県境にある古寺、浄瑠璃寺の西方極楽浄土(彼岸)の西方阿弥陀堂ではないかと思っている。ともあれ、彼の冥福を祈る次第である。

(元東京都職員)

川崎君を偲んで

佐々木 秀典

一昨年（二〇〇九年）の暮れ、柳沢明朗君からの電話で川崎忠文君の急逝を伝えられ、本当に驚きました。私は彼とは一九五七年（昭和三二年）入学の早稲田大学大学院、労働法、野村平爾教授ゼミの同期で修士課程二年間を共に過ごしました。同期にはこのほかに鍛治利秀君（弁護士）、柳沢君（元労働旬報社社長）、村山昂右君（元東急ホテル役員）、佐藤利衛君（弁護士、故人）の男性六人と唯一人の女性で、現在もILO活動推進日本協議会理事長を務められ、今春『賃金衡平法制論』の著書を出版されるなど活躍中の木村愛子さんの七人でした。

短い期間でしたが私たちはいろいろな形で親交を深めたものでした。男性群はみんな酒を飲んで喋り合うのが好きで、大した金も持たずに時折新宿に繰り出し、安酒を飲みながらオダ

を上げたものでした。川崎君はなかなかダンディで、そんなときでも気入りのハンティングペレー帽を冠ったまま飲んで喋り、まだカラオケのなかった時代でしたが興に乗ると彼が傾倒していた石原裕次郎の「錆びたナイフ」を控えめに歌うのでした。

その後数年を経て弁護士となった私は、先に弁護士となって活躍中の鍛治君に誘われ、同君の所属する尾崎法律事務所に入所し、労働事件を手掛けましたので、大学院終了後労働旬報社に入社し、労働関係誌の編集・出版に当たっていた柳沢君、川崎君と時折会って話す機会がありました。

私はその後、青年法律家協会議長に就任し、一九六九年（昭和四四年）の七月、札幌地裁の長沼裁判（自衛隊のミサイル基地建設反対訴訟）に関わって、担当の福島裁判長に対し、同地裁・平賀所長が、被告である国の勝訴判決を促す書簡を届けた、いわゆる平賀書簡事件を発端として展開された司法をめぐる激動の渦中に置かれました。また、その後不本意ながら政治と関わりを持ち社会党候補として東京で参、衆二回の選挙に敗れ、一九八六年（昭和六一年）北海道旭川市に帰郷して同年一月、同市の市長選に敗れました。そして、一九九〇年（平成二年）二月の衆議院選に旭川市を中心とする北海道二区で立候補して当選し、その後五期一五年の衆議院議員生活を経て、二〇〇五年（平成一七年）八月引退し旭川市に落ち着くまで、誠に多忙な歳月を過ごしましたので、川崎君とも長く会う機会を持つてませんでした。

二〇〇八年（平成二〇年）夏、村山君から電話で、野村ゼミのみんなが旭川で旧交を温めた



早大大学院・野村ゼミ旭川同窓会で（2008年9月）

いどの嬉しい知らせ、喜んで迎えることになりました。九月一日、旭川空港に、鍛冶夫妻、木村夫妻、村山、柳沢そして昔と同じようなハンティングベレー姿の川崎君の七人を私と家内が迎え、用意したマイクロバスで美瑛町の四季彩の丘、旭川市の雪の美術館、旭山動物園などを楽しんでもらい、層雲峡で大雪山黒岳七合目までロープウエーで登り、紅葉を愛で、雪に震え、降りて熱い温泉で体を温めてから飲んだビールは格別でした。

まさに旧交を温めたその夜の宴は本当に楽しいものでした。川崎君は昔とちつとも変わらずダンディで若く、元気の秘訣として、毎日早朝、居住地青梅市の多摩川上流地域を歩いていることを家内に話していたものでした。妻帯されなかったことも、自分で何でも出来るからと全く

意に介さない風が、いかにも川崎君らしいと思ったことでした。

それからちょうど一年後の九月、私たち夫婦が上京することを伝えた鍛冶夫妻の呼び掛けで、木村夫妻を除く全員が再会し先年の旅の思い出に話の花を咲かせたのでした。川崎君も元気で酒と会話を楽しんでいました。その彼が、それからわずか数ヶ月で他界されるとは誠に信じがたい思いで残念でなりません。今はただご冥福を祈るばかりです。そして追悼文集で彼の仕事の業績を確かめさせていただきたいと思えます。

（弁護士）

彼の思い出

鍛治 利秀

彼のあまりに突然の死に今でも信じられない思い出です。

一九五七年早稲田の野村平爾先生の労働法の大学院で一緒になって以来ですから半世紀以上の付き合いで、親密な友情を育んできました。最初の一年間は姫（木村愛子さん）を囲む七人の侍と格好を付けて野村先生の優しさをいいことに、先輩の目をはばかりながら、新宿の居酒屋でおだをあげ、演歌などを歌って遊んでいたのを思い出します（彼の石原裕次郎「錆びたナイフ」を聞きたい）。

私は一年で司法研修所へ行ったけれど、初めて野村法学研究科で大量に採用したのに研究者で残ったのは、木村さんだけ。それでも川崎と柳沢は『労働法律旬報』を足場に野村労働法の実践面を世間に知らしめる功績を果しました。村山を含めた後の三人も、実践的には野村先生の教えを生かしてきたとは自負しています。

私は、彼とは直接会う機会は何となくまばらでした。それでも、私の家内や佐々木秀典夫妻、柳沢明朗夫妻等を交えた仲間は会えば何の違和感もなくいつも会っているような感覚で接するのが常でした。

彼が少し照れたような人懐っこい笑みを浮かべて、ぶっきらぼうに、あるいはたたき込むように話す様子は、今でも目に浮かびます。葬儀に参列した今も、電話を掛ければ、「やー、清ちゃんも元氣かい」と返事をもらえるような気がなくなりません。

彼が、初心を貫いて労働組合研究の分野で、編集者の立場でいろいろな業績を残したことに ついては、他の方々が語られると思うので割愛しますが、彼が社会運動史や労働組合史で書き上げたものは貴重なものです。

青梅の彼のところで久闊を叙しながら二〇〇八年秋、五九野村ゼミ旭川旅行を決め、地元佐々木夫妻の案内で歩き回ったときは、彼は本当にリラックスして、いつものベレー帽姿で楽しそうでした。その時、何かの調子で奈良のお寺の話題になり、清子が薬師寺の東塔の水煙について聞いたところ、帰ったら資料を送ると約束し、早速送ってくれました。それに添えられた手紙には、「実に実に楽しく愉快な旅行で、三日を経ても、まだその余韻にひたっている今日この頃です。一年後には又企画して貰いたいです」と書かれていました。彼が一人暮らしで強がっているようでも年齢相応に人恋しい面があったんだなー、と感じられました。それに続いて「今朝一番に、老人向けの特別健康診断を受けてきたところですが、例のメタボリッ

クシンドローム予防・改善策のやつです。診断結果は月末になるようですが、自信満々といったところ（油断大敵とか……）」とありました。診断結果は聞きませんでした。用心していたのか、油断していたのか。残念ながら、旅行の企画は間に合いませんでした。今から思うと、その時、脳や心臓の欠陥を見つけられなかったのか、と悔やまれます。

その後、一昨年、佐々木夫妻が上京した機会に新宿に集まって一杯会をもったのが、彼に会った最後でした。突然の別れに、私も清子も、気持ちの整理がまだ付きません。どこかで彼が敬愛する沼田稲次郎先生と杯を上げながら談笑しているでしょう。まあ、我々もそう長くは待たせないよ。

（弁護士）

可愛い研究者——川崎忠文君

村山 昂右

昭和三十二年の早大大学院法学研究科野村ゼミの入学者は七人だった。誰かがふざけて七人の侍と名付けた。

それから四十四年経過した現在、七人の侍は研究者、政治家、弁護士、運動家、実務家として夫々の分野に機能を分けた。川崎君を研究者とするのには異議が無いところと思う。

彼はドイツ語が良く出来た。彼のドイツ語は法律を学ぶためではなく専らヘーゲルとかマルクスを読むためのものであった。その辺りの知識の集積が彼に独特の知的雰囲気、古典的知識階級風のそれ、を与えていて、私はそれが好きだった。

彼は良く先生方の自宅を訪れていたようだった。彼の可愛らしさは実はここにあると思う。あの屈託のない親しみ深い態度は誰にも愛されずに違いない。野村先生は相手が石を持ったら石を持つと言った人だが、学生には愛情深かった。沼田先生はあの「鈴葉良」の原型を川崎に

見たかもしれない。川崎もまた研究者として両先生との間で至福の時を楽しんでいたに違いない。

彼はその他の個人的な嗜好には無頓着だったが、男らしく山歩きと酒は好きで良い靴に拘泥していた。青梅に長く住み彼の心は常に安らかであったのに違いない。

花に囲まれて独酌を楽しむ

やがて明月が上り

月と影と三人となる

という漢詩があるが、何故か私はそんな彼の情景を想像してしまふ。

無性に彼と青梅で酒が飲みたくなることがたびたびある。迷惑を顧みず数回青梅を訪問した。彼の思想的基盤が少しも世俗に流されていないところが楽しかった。青梅の緑、水、清涼な空気と川崎の存在は私にとって得難いものだった。

昨近の法律世界には幻滅を感じている。ほとんどの法律実務家が条文の技術的操作を旨としてその精神を説く人を見出すのは困難である。従って、とんでもない結論が間々出される。

川崎君の「時間労働の希釈化」を読んだ。思想家だと思う。第一、条文の引用は全くない。当然、資本論が引用されている。労働者が日没後も働くことを良しとするかという根本的且つ

人間的な深い認識とあるべき姿とが示されている。

希釈されているのは時間だけではない、文化的健康的最低限の生活を営む国民の権利こそが希釈されているのである。だからこそ、石を持ってという野村先生の心と沼田先生の「鈴葉良」の心が此処にはあると言える。

私の修士論文のテーマは三六協定だった。ここにはまた、私の当時の論文と同じ問題提起と回答があった。四十四年も過ぎて私も原点に帰ったような気がする。

川崎よ、益々お前と飲みたくなったよ。

川崎忠文さんの急逝を悼む

木村 愛子

川崎忠文さんのご急逝を、心からお悼みし、お悔やみを申し上げます。

私は、早稲田大学大学院法学研究科修士課程で、川崎さんと同じ野村平爾先生の労働法のゼミに所属しておりました。川崎さんは、中央大学法学部のご出身でしたが、私は東京女子大学文学部の出身でした。ゼミ生の中で、私一人だけが法学部出身でなかったことから、私は劣等感で小さくなっておりました。でも、同期に入学した仲間たちはみんな仲良くしてくださって、「七人の侍（男性）と美女（私）」と自称しつつ、ゼミの後など大学近辺の飲食店などで楽しくやっておりました。他の仲間たちと違って、私は修士課程を修了するには学部の単位も履修せねばならず、三年を要しました。大学院の判例研究などの授業はおろか、法学部の授業に出席するだけで手一杯という忙しさでしたから、「七人の侍」たちとお酒を酌み交わし個人的に付き合ったという思い出は殆どありません。

「七人の侍」は、それぞれに、強烈な個性の持ち主でした。その中で川崎さんは、普段は口数も少なく物静かで、一寸シャイな感じの優しい方でした。でも、法学関係の話になると熱弁を振るわれ、その博学ぶりを存分に発揮されていたのを覚えています。並外れた読書家で、いつか仲間たちとお邪魔した下宿には、大きな本棚に本がぎっしりと並んでいました。最後のお住まいとなった青梅のご自宅でも、玄関先から所狭しとばかり本が積まれていたことを思い出します。

もちろん、ドイツ語を初め語学堪能でした。近年、国際労働機関ILOを中心に「デー・セント・ワーク」ということが提唱されるようになり、私はこの言葉の適切な日本語訳について悩みました。その時私は、「そうだ！」と思って川崎さんに電話をかけ意見を求めました。川崎さんからは納得できる返事を頂くことはできませんでしたが、川崎さんは、相談を受けたことを嬉しく思われたようでした。二〇一一年六月に日本評論社から出版して頂いた私の小著『賃金衡平法制論』を、川崎さんに読んで頂けなかったことが、本当に残念でなりません。学問上の信頼できる旧友を失ってしまったことは、私にとって大きな損失であり、癒しようなない悲しみです。

晩年の川崎さんは、一日一万歩歩くという健康法を実行しておられました。二〇〇八年の秋、旭川ご在住の同期生である佐々木秀典さんご夫妻のご親切なお招きを頂いて、「七人の侍」の残党たちが揃って旭川の紅葉を観賞しに出かけました。その旅行中も、川崎さんは、「一万歩」のノルマをこなすために、早朝一人で散歩に出しておられました。こんなにご自分に厳しい川崎さんが、どうして急逝されたのか、私にとっては未だに疑問です。辛うじて、「とてもお酒好きであった」ということが、その答えなのでしょう。学生時代にタイムスリップできたこの旭川旅行が、今となっては、川崎さんと私たち仲間との最後の楽しい思い出となりました。川崎さん、酒豪と伺っていたお父さまと、天国で存分にお酒を楽しんでくださいな。

(ILO活動推進日本協議会理事長)

無欲の人

一葉の写真がある。一九五九年、たしか商学研究科入交ゼミとわが野村ゼミとの安倍球場での親善試合時の記念写真である。野村平爾先生と島田信義先生に挟まれた川崎さんの、何と若々しいことか。私の記憶の中にある当時の川崎さんの容貌とは、明らかに異質である。遠い記憶はより近い記憶によって修正されるのだ。

川崎さん、と呼ぶ。私の名に「君」がつくようになったのは、いつ頃からだろうか。入学一年の差は生涯ついて回る。大学院時代、川崎さんとは連日顔を合わせていたはずだが、私の鮮明な記憶は、それから一〇年以上後のことにかかわる。

当時川崎さんは、ある出版社で、総務というか、何かそんな役回りの仕事を担われていた。川崎さんにとって、それまでの遣り方ではその会社が存続し得ないことは明らかだった。売り

大石 進

上げはいくらでも立つ、しかし回収の保証はない。それにはこの会社特有の販売員の制度の根幹がかかわっていた。そんな次第で、「同業他社」である私のところに、情報収集に来られたのだ。このことに限って言えば、情報を得たのは私のほうだったかもしれない。責任者が任期制の労働組合のような組織と付き合うときは、売上代金の回収には万全の注意が必要だということを、私はこのとき学んだ。

しかし、川崎さんの話は、それだけでは終わらなかった。

この会社では、出版企画決定に至るシステムがあやふやだった。加えて、いったん企画が決定すると、資材や印刷業者、製本業者の選定は、担当編集者任せだった。こんなことでは一つの業者に仕事が集まった場合、優先順位は社内の方関係で決することになるし、また競争原理が働かなくて高い買い物をするにもなる。あるいは汚職やなれ合いが発生するかもしれない。また、原価予測のシステム、売上・利益予測のシステムは全くないようだった。驚いたことにこの会社は、すべての社員が善人で万能なことを前提に成り立っていた。原始共産社会のようでもあった。

川崎さんは大人だから、こんな深刻な事態の中でも「我は人事を尽くす、天命は知らず」と平然としているのだ。「他社」の私が出来ることといったら、あわてることくらいなもので、事実私は大いにあわてて、「企画書」だの「稟議書」だの「原価計算書」だの、社内秘の書式を川崎さんに手渡した。いささかの説明は加えたが、私が生まれる前から形成されて

きたこれらの書式等の担う意味合いを私が理解するのは、それから一〇年ほど後、私自身がこれらの規定を改定したときだった。

川崎さんの奮闘にもかかわらず、川崎さんの属した会社は、それまでのままで継続することとは出来なかった。川崎さんは当時社長を同じくする新興の印刷会社に移られた。しかし、川崎さんのこのときの努力は、この会社が後に大いに業績を伸ばす礎となったのだと、私は思っている。

川崎さんの冥福を祈るのみである。

(元日本評論社社長)

権利を守ることに限らない情熱を燃やして

古屋 孝夫

川崎さんとは大学院の労働法の講座やゼミで、ご一緒させてもらって以来の仲でした。当時は、六〇年安保闘争の前夜で、三井三池の大闘争や警職法闘争、勤評反対闘争があり、地域では中小企業争議が各地におこり、そうした運動との関わりも多い時代でした。

そんな背景のなかで、私たちの年代は、修士課程修了のあと労働運動・社会運動にかかわる人もかなりあり、私は安保改定反対の国会審議のための資料集めのアルバイトから、総評全国金属労組の調査部に入りましたが、川崎さんは東大職員組合や文京区労協の活動に加わり、その経験もふまえて、労働旬報社に入られました。その後長く、広い視野から多くの資料や闘争報告を提供していただいたことは、私たちが労働組合活動を進めていく上で、とても役立つことに改めて感謝する次第です。そのなかで、川崎さんは県評・県労連、単産から地区労、争議団まで、多くの運動史の編集出版に尽力されました。

運動の蓄積をまとめて残すことは、全体の運動発展の基礎をなすものとして欠かせないものですが、なかなか労力のいる大変な作業です。私も運動史作成に関係してみても、運動の当事者は関係した事実にとらわれがちなので、それらを全体の動きのなかに位置づけて選択し、活動の息吹が伝わるように限られた紙数にまとめていく上で、編集者の役割が大きいこと、川崎さんの仕事の意義を実感しました。

運動が直面する課題に対して、その理論的解明にも関心を示されました。財界と政府の規制緩和、構造改革による労働基準法改悪について『法学新報』（平成一八年三月）に「『時間労働』の希釈化とその問題点」を載せ、抜き刷りを送っていただきました。

普通は「労働時間の弾力化」と言われているのを、あえて「時間労働」とその「希釈化」と提起したところに、資本主義の下で労働者が闘いにとってきた権利を守ることへの思いの強さが示されていると思いました。労働契約は労働力を時間単位で売るものとさせてきたのだから、単に労働時間でなく、「時間労働」と認識すべきものであり、それは人間らしい生活の確保を求めて、限定した時間でなければならぬのに、「労働時間の弾力化」は、そうした認識を曖昧にするものであり、八時間労働の法的規制を「希釈化」し、なし崩しにして行くものとして糾弾しています。

そして、そのような労働時間への曖昧さをもたらした要因に対する日本の労働時間規制の歴史の展開からの分析も大切な点でした。何時間働いたかでなく、どれだけ成果をあげたかで処

遇され、過労死を多発する長時間過密労働が広がるなかで、他方ディーセントワークを求める運動も発展する現状に対して、もし川崎さんがおられたら、どのような課題を提起されるだろうかと考えるとき、早すぎた他界を惜しむばかりです。ご冥福を心からお祈り申し上げます。

(労働運動総合研究所理事)

V 編集者時代

「人間の尊厳」の実現に人生をかけた川崎君への讃歌

柳澤 明朗

野村先生の初めての授業の日、研究室に呼ばれて紹介されたのが彼との出会い。以後、五〇年余、仕事も人生も二人三脚で歩む友の誕生だった。それは生涯変わらずにあったのだが、思わずひきこまれてしまう人なつつこい少年のような笑顔で握手してきたことが忘れられない。

だが、その彼がまれにみる読書家・研究家で、哲学・社会科学の基本文献をドイツ語で読みこなし身につけていたなど、ドイツ語を、授業の時も普段の会話でもよく使う沼田先生と生き生き話していることはあったが、そこまでの学識を身につけていたことには全く気づかなかった。

彼が亡くなったときに、やはり川崎君と中大の同期で生涯の友、水野勝東洋大教授の話で「中



労働旬報社社員一同（前列左端が川崎さん、1969年）

えて「家」というのは、沼田先生のみならず奥様も一緒での深い深いおつき合い、交流が院生の時からあるからだ。

沼田家の夏休み中恒例行事になっている別荘生活のときの留守番とか、先生の一年余にわたるドイツ留学の間の留守番などをはじめ、住み込みで先生の膨大な研究資料、蔵書の整理など、日常的な生活での出入り自由、泊まり込みでの交流が奥様をして、「沼田の教え子というよりは、弟としか思えません。家族の一員です」といつてくださるような絆で結ばれていたことを思い出す。

なぜ、これほどまでに沼田のトノに（殿様。私がつけた沼田先生の渾名で、私たちの先生への思いが表現されているといい、けっこう使っていたのだが。奥様はいやだ

央大学の学術部哲学会で哲学、社会科学の基本文献をドイツ語で購読する指導をしていた横井先生に一年の時からハードに鍛えられて、原典学習をして身につけていたんですよ」と聞かされ納得した。

沼田著作集を担当していた石井編集長（当時）が、著作集の月報をまとめるとともに、それに沼田先生の一文、沼田夫人、川崎君、石井君、私の感想を新たにつけて製作した『聴松団欒』に、次のように書いていることを思い出した。

「……先生自ら三〇年余にわたって書きつづけられた全著作、単行本五〇数冊、論文二五〇余で、大学ノート八〇頁余の著者目録……」の話だ。

そのちよつと前に、沼田家にいったときだと思うが、すでに会社を退職していた川崎君も編集作業にアルバイトで参加要請をしてみたので、著作集の話になったとき、沼田先生の作品のほとんどを川崎君がもっているといいだし、先生がびっくり、すっかり感激して喜んだ顔を見いだした。

私たちの学んだ当時の早大大学院は野村早大教授、沼田都立大教授、松岡明大教授の労働法学会の三巨頭が教授陣、島田助教授以下に佐藤、中山、初井、竹下先生などの高弟が綺羅星のごとく並ぶのだが、この先生方が私と川崎君の生涯の仕事となる労働旬報社の中心的執筆陣となっていたただくことになるわけ。

なかでも沼田先生家との絆が彼の人生づくりそのものに与えた影響を鮮明に思い起こす。敢

わ〜といって笑っておられたが……) 忠誠を誓い、心から尊敬していたのかと思ったときに、川崎君の人間の良さ、才能を発見し、そんな交わりをされたのが沼田先生だったことに思い当たる。

なにより、あたかも「若き『哲学青年』同士」のようなお互いの尊敬と話し相手への共感、哲学論争をしたり、学説に抵抗したりして楽しんでいた。先生の哲学を理解していたことが伝わっていたのではないか。その際のドイツ語の駆使、また、それぞれの違いがあるが家族などの原爆体験での共通した想いも絆の土台のひとつにあるのかもしれない。彼はトノの励まし、評価に自信をもって生きるバネをもってきたような気がする。

こうして育てられた彼は、「人間の尊厳」づくり・実現に人生のすべてをつぎこんで生き抜いたのだと思う。沼田先生ご夫妻を「人間の尊厳論」のリーダーとすれば、その実現に奔走する実践者のように思えてならない。

解雇や不当な差別が行われる場面をいち早くつかんで、その現場になにをさしおいてもとんでいって、人間回復の取り組みをいっしょにしてきたのだ。彼の人間哲学の師とおおぐ先生に出会うと、すぐにその先生の家に住み込んだり、近くに住居を移し起居をともにしながら学ぶ常習でもあった。「実践論・矛盾論」の訳者の松村一人先生と大学院の仲間と研究会をはじめ、沼田先生との対談を企画したり、ついには自宅に住み込んでいくとか、川崎君らしい思い

出を残してくれている。「広島県原爆被爆教師の会」の石田明会長などとの交流など、川崎君の人間性が見つないでいった本当に多くの師や友人に恵まれていたことを思い起こす。

最後に、会社が経営困難になったとき、「労旬の灯を消すな」と株主や多くの執筆陣の先生、読者、業者の皆さんの協力体制をつくる最先端にたつて、社の継続・発展への道をきりひらいていったときの川崎君の取り組みに、心からのお礼を述べておきたい。(元労働旬報社社長)

川崎忠文君と私

川辺平八郎

私が早稲田大学商学部の大学院博士課程を中退後、労働旬報社の編集部に在籍したのは、一九六二年六月から一九六四年二月まで、一年八ヶ月であった。川崎君は、労働旬報社では私より先輩の『労働法律旬報』誌編集長・柳沢明朗君の親友だけれど、労働旬報社への入社は、私よりもさらに後だった。だから、私が川崎君といっしょだった期間は、一年八ヶ月より、さらに短い。

その間、私は『賃金と社会保障』誌の編集を主に担当していたし、川崎君は主に書籍の編集担当だったから、一緒の仕事をしていた訳ではない。だが、当時の労働旬報社は虎ノ門の西久保巴町時代で、木造二階建ての二階に弁護士事務所も編集部も同居し、『賃金と社会保障』誌も『労働法律旬報』誌も単行本も、なにかも一緒の時代である。その中で、全くの素人の私は、五里霧中で編集者稼業にとりくんできた。社長の木檜さんを始めとする、編集部の皆さん

には、手取り足取り、時に優しく、時に厳しく、実に多くのことを、教えて頂いた。感謝のほかない。

今、私は目をつぶり、往時に思いをはせる。脳裏に浮かぶ川崎君は、そういう職場環境なかで、「これから執筆者の先生に会うのだ」と言って、机の引き出しから電気シェーバーを取り出し、無精ひげをそったりしながら、やさしい赤ら顔で、いつものように「平ちゃん」と呼びかけてくれる。川崎君の周りには、いつも、とても好ましい、ほかとは別の安らかな時間がながれているようであった。私が労働旬報社にいたのは、たった二年足らず、退職してから川崎君が亡くなるまで四五年以上経つ。その間、労働旬報社の元の仲間で、最後まで絶えることなく年賀状をやりとりしてきたのは、実に川崎君ひとりであった。

人が死ぬということとは、その人がもつ記憶を持っていってしまうということだ、と聞いたことがある。

私には優しいイメージを残してくれた川崎君が死ぬということとは、川崎君が知っている私の記憶が、消えていく、その分だけ、私の一部が消えていくということである。そのようにして、人は少しずつ社会的に消えていく。

私の川崎君に対する追悼の気持ちは、実にその一点に集約されている。

合掌

(東京経済大学名誉教授)

カワちゃんのひとこと

後藤 實

私は、川崎忠文さんの名前を聞くと、大きく丸い黒縁の眼鏡の中の眼が笑い、すこし甲高い声で話す彼の姿を思い出す。

私が彼と同じ職場（労働旬報社）で働いたのは、一九六三年一月から一九六五年三月までの短い期間だったが、一つ先の机に座って仕事をしている川崎さんを、私は、親しみをこめて「カワちゃん」と言っていたし、彼は私を「ゴンちゃん」と呼んでいた。

その時期、一九六四年四月一七日に総評が計画していたストライキをめぐる四月八日、日本共産党が機関紙『赤旗』で突然「挑発ストだから中止するように」と呼び掛けて労働組合運動が混乱したことがあった。

当時党に属する人が、公然と中央の方針を疑ったり、反対することはなかった。党員を含めた社内の人たちが、どうしたらいいか迷っていたとき、最初に「労働組合の大会で決めたこと

を、はつきりした根拠も示さずに反対するのはおかしい」と明言したのがカワちゃんだった。無党派のカワちゃんが直ぐにこのようにいったことが、社内の重苦しい空気を和らげ、全員の共感を生んだ。木檜社長は「党の方針に対して、社では賛否を鮮明にせずにやり過ぎ」ということに決めた。七月一九日、共産党指導部は、方針の誤りを認めて総評本部に陳謝し、そのあと文京公会堂で開かれた共産党の演説会で宮本書記長（当時）が、なぜこのような誤った方針をだしたか、その思想的背景にも触れながら自己批判した。私は、過ちを率直に認めた当時の共産党の態度に共感を覚えるとともに、すぐにこの問題に的確に発言したカワちゃんの勇氣に感心した。

私が長野に移転してから、カワちゃんに二、三度、遊びに来るように誘った。「そのうち佐夫君と一緒に行くよ」という返事もらったが、それは実現しなかった。安曇野を案内したり、おいしいそばを食べながら、組合史の作成に携わった感想などを聞けなかったことが残念だ。理由は知らないが、彼の結婚生活が続かず、一人住まいだったこともあって、若くて孤独死したのが悔しい。カワちゃんの冥福を祈る。

（元総評全国金属書記）

洋三先生・沼田先生の大ファンだった川崎さん

石井 次雄

自宅へ電話をすると、ハイ、川崎です。いつも大きく元気な声。そして、旅先で朝風呂を浴びた後、ゴクゴクとのどを鳴らしながら缶ビールを一気に飲み干し、アーうまい。という幸せそうな笑顔。この川崎さんの元気な声も笑顔も、もう聴くことも見ることもできないと想うと、とても残念だ。

川崎さんとの仕事上の想い出は、なんといっても一九六五年に刊行した渡辺洋三先生の『安保体制と憲法』である。私は学生時代に岩波新書『法というものの考え方』を読んで、編集者になったら是非、会ってみたい先生のトップが渡辺洋三先生だった。

私たちは一九六三年に労働旬報社へ入社した。新安保条約の下、アメリカによるベトナム戦争の拡大にもなつて三矢作戦や日韓条約の締結が画策され、憲法改正問題がクローズアップされていた。これにどう立ち向かうかというので、企画されたのが『安保体制と憲法』であ

る。川崎さんは安保闘争時に東大職組の書記をしており、当時の職組で活躍されていた渡辺先生と懇意であったため、早速、執筆のお願いに上がった。

東大教授であり、著作から想像して颯爽とした先生のイメージとは随分とかけ離れていたが、笑顔で快く執筆を承諾していただいた。こうして、ご多忙のなか、先生の口述速記が始まった。四〜五回の予定が七回ほどになったが、先生の口述は理路整然としており、そのまま活字にまわせるほどであった。その速記に先生の手が入ると、細部に神宿るがごとく、さらに磨きのかかったわかりやすい文章となった。

この作業中に、川崎さんは北海道での労働講座への出張で急性盲腸炎になつて入院したため、私が速記やゲラを持って品川の先生宅へ幾度となくお伺いすることができたのも、懐かしい想い出である。この本は、当時、書籍の刊行に労働旬報社が本格的に乗り出したなかで五本の指に入る売れ行きで、好評を博した。

この後、川崎さんは「労旬新書」の刊行に専念したため、一緒に仕事をしたのはこの一冊だけであった。そして、川崎さんが七二年に社を離れられてから、再び『沼田稲次郎著作集』（全一〇巻）や『野村平爾著作集』（全五巻）、それに『国鉄マル生闘争資料集』などの編集に約十年ぶりにご一緒した。

これらの企画の中で、とりわけ約一年半にわたって共に作業することになった『沼田稲次郎著作集』（全一〇巻）は、沼田先生のこの著作集にかける意気込みとも相まって、わくわくする

楽しい日々であった。先生自ら三〇年余にわたって書きつづけてこられた全著作、単行本五〇数冊、論文二五〇余を、大学ノートに八〇頁余に作成された著作目録にしたがっての収集と読み、そして巻構成など、この著作集にかける川崎さんの熱の入った仕事ぶりと博識に、改めて驚いた次第である。沼田先生はこの川崎さんの仕事ぶりを、次のように賞賛されている。

「本著作集の刊行に従事していて、よき出版社とよき編集者に恵まれたことをしみじみありがたいことだと思った。かつて『運動のなかの労働法』を出したときに、労働旬報社の諸君の使命感と熱意とに感銘したのだが、その伝統はいまも脈々としてつづいている。……最後まで編集を担当してくれたのは独立自由な編集人たる川崎忠文君であるが、著者のほとんど全論稿に眼を通し、記憶していて編集上の意見をのべてくれる編集者はザラにいるものではない。半ペラにして二万枚近い著作集の校正をするだけでも大変なのに、その三倍はあろうと思われる論稿——随筆・時評・書評まで含んで——の大部分に眼を通していることはまず疑いがないと思われた。それだけに私も『しんど』かったが、心に張りが出たことも事実であった」（『著作集』の完結に際して）、著作集第一〇巻所収）。

かくのごとく沼田先生をも唸らせた川崎さんの博学ぶりは、無くなつた後、芹澤先生・佐方さんとともに本の整理で見つけたあの膨大な蔵書に裏打ちされていたのであった。この川崎さんの沼田先生に対する厚い尊敬の念については、本書の第一部に収録されている「ある私的感懐」をお読みいただきたい。

入社後、程なくして川崎さんと二人で飲みに行ったのが、新橋近くにある『酔心』であった。この広島のお酒はこのほか旨く、ビール党だった私が日本酒好きになつたのも川崎さんの薫陶の賜である。爾来、氷川下・浅草・中目黒・三鷹台・青梅と居を移した先々で、川崎さんの開拓された居酒屋へと案内していただき、杯を重ねた。日頃、クールを自認している川崎さんだったが、いつもご当地の酒と肴が、日本一で無類の「ジャイアンツ」ファン、巨人が勝つとあらゆるスポーツ新聞を読みあさるといふ熱の入れよう。そして、裕次郎の「赤いハンカチ」——いったい、あの愛らしい人懐っこさは、どこから来ていたのであろうか。

川崎さんが亡くなる二カ月前、芹澤先生、川崎さん、松風さん、佐方さんたちと五人で、紅葉の始まりかけた奈良・京都へと二泊三日の旅に出かけた。嵐山にある出版健保の保養所に宿して嵯峨野を散策したのが、最後の旅となつてしまつたが、ことのほか鍋好きだった川崎さんで行った聖護院脇の「河道屋」の熱燗によく合う「養老鍋」の美味しさは、京の風情とマッチして、生涯忘れがたい味となつた。

酒も旅も、そして本の魅力も、みんな川崎先輩から学んだ。

（元旬報社社長）

川崎教授の教養ゼミ一期生

飯島 信吾

一九六〇年代末、私は虎ノ門近くにあった労働旬報社でアルバイトをしながら大学に通い始めた。そのころ『労働法律旬報』『賃金と社会保障』を主に発行していたので、アルバイトはその宛名印刷と都内の法律事務所・労働組合への集金であった。

大学では、石母田正先生の「歴史学」や早川元二先生の「心理学」など、それまで学んでいなかった講義を自由に聴き、楽しんでいたが、全国に吹き荒れた全共闘諸君の大学封鎖のありで、ほとんど行くことがない状況になった。

その折、木檜さん（当時の代表）から、「川崎君の下で編集の勉強をしろ」と命令に近い声がかかり、労働新書の校正にあたった。ただし条件付きで、「毎月レポートを書くこと」ということで、川崎教授の「教養ゼミ演習」が始まった。内容は、毎月何冊かの岩波新書を読み、そのなかからレポート（半ペラ一〇枚ほど）を書くことだった。今でも記憶している本は、

渡辺洋三先生の『法というものの考え方』（一九五九年）のレポートと審問だ。

小さな応接間で川崎さんから「法学者としてどのようなスタンスを持つて書かれたのか、位置付けがない」という厳しい指摘だった。まったく分かっていなかったのが本当に困っていた時、木檜さんから「いや十分、本を理解できていないレポートだ。これから勉強すればいい」という発言があった。

次に記憶しているのが、レオ・ヒューバーマンの『資本主義経済の歩み』（一九五三年、〈上・下〉、雪山慶正訳、岩波新書）とアレイン・オースチン『アメリカ労働運動の歩み』（一九五四年、〈上・下〉、雪山慶正訳、青木新書）であった。前者は資本主義がどのように生まれ、変化・発展し、現在どのようなようになっているのか、歴史的にわかりやすく書かれた本。後者はアメリカにおける労働運動の誕生と発展、その担い手の運動を詳細に教えてくれた本（この成果は『メーデーの話』（一九六九年、糸屋寿雄著）だが、雪山慶正さんが好きだったのではないか）。

川崎教授はみずからの東大職組や文京区労協の経験を話しながら、「サンディカリズム（Syndicalism）を主たる思想として持っているという印象を僕に与えた。

この過程で『世界労働運動の歴史』（一九六五年、〈上・下〉、労働旬報社）の著者・中林賢二郎先生宅と一緒に連れて行っていただき、インテリゲンチヤークといわれる階層の人と初めて出会った。そのうえ、『労働運動と統一戦線』（一九六九年、労働旬報社）の編集に参加でき、のちに法政大学グループの「どうどうめぐり研究会」のきっかけまで、川崎教授につくつ

ていただいた。

いつも川崎さんを思いだすのが、全共闘諸君の全字封鎖で大被害を及ぼされた大学院棟や大原社会問題研究所の封鎖解除の日、大原所蔵の稀覯書、『資本論』第一巻の初版本などを救出し、麻布の中央労働学院と一緒に運び出したことである。

(元労働旬報社編集部、シーアンドシー出版代表)

VI 執筆・研究者時代

組合運動史執筆者の誕生

佐方 信一

川崎さんの仕事のひとつは、単組や単産などの労働組合運動史の執筆であった。その最初が『栃木県労働運動史』で、一九七六年一月の発刊である。組合運動史ではないが、最後の『共に歩む——第一経理の50年』(二〇〇四年六月刊)まで二九年間にわたって、民主的団体の歴史も含めて執筆生活を送ったことになる(執筆した組合史の詳細は本書巻末の「川崎忠文の主な仕事」を参照)。

こうした仕事を川崎さんが始めたのは、次の事情があった。『栃木県労働運動史』は栃木県労働組合会議が中心になって組織された「栃木県労働運動史編集委員会編」で労働旬報社刊である。この本への発刊協力が労働旬報社に依頼されて、松尾洋先生に相談したところ、先生は自分も栃木にまんざら関係がないわけではないから、監修と戦前の執筆は私が引き受けるが、戦

とりわけ、安保闘争、三池闘争、松川闘争が全国の闘いと栃木の取り組みを織り交ぜながら、「安保闘争」という節を立てて二〇〇字詰め原稿用紙二二〇枚をかけて書かれており、川崎さんの思い入れが伝わってくるのである。こうして、川崎さんは戦後労働組合運動史を川崎さんなりにまとめたのであった。これを仕上げた自信と楽しさが組合史執筆者川崎さんを誕生させたのであろうと思う。

しかし、昼夜を分かたぬ全精力をかけた執筆生活をおえてみると、脚力の衰えは無残なもので当時参加した労働旬報社の社内旅行についていけないほど足が弱っていたという。そこで、川崎さんは近郊の山歩きを始めたのであった。それから、数年かけて、途中から前田寿男さんと一緒に歩いたり、青梅に引越したりして、奥多摩の山々はすべての登山ルートを制覇することになる。また、早起きし、執筆は午前中に終え、午後は次に書く内容を構想しながら散歩するという生活スタイルを確立したのであった。

川崎さんの追悼集に当たり、川崎さんの執筆した本のすべてに、編集会議に参加したり、割付・校正するか、最低限原稿を読む形で付き合ったものとして、以上の報告をしておきたい。

(元労働旬報社社員)



川崎さんが執筆した組合史等（執筆順に並んでいる）

後部分を執筆する人はいないだろうかということになり、ちょうど会社を辞めたばかりの川崎さんに打診してみることにしたのだった。

川崎さんは、後で聞いたところによると、初井常喜先生に相談したうえでこの執筆を引き受けてくださったという。

当時、川崎さんは井の頭公園の近くにあった初井先生の旧居に住んでいたが、この仕事を引き受けてから、自分なりの戦後史の全体像を作り上げ、栃木県労働組合会議の小山田さんが集めた資料と日夜格闘しながら、全精力をこの仕事に打ち込んだ。七四年から七五年の、国民春闘から公労協のスト権ストにいたる時期のことである。その結果、敗戦から七〇年代前半までを三章に分けて、A5判七〇〇頁余の大作として書

労働運動史執筆のベテラン、川崎忠文さんを悼む

宮里 邦雄

川崎さんのことは、労働組合史研究者として、また、多くの労働組合の運動史の編纂に携わった名編集者として存じ上げていましたが、直接ご一緒に仕事をすることになりましたのは、『国鉄労働組合50年史』（一九九六年、労働旬報社刊）の執筆・編集作業においてでした。

『国鉄労働組合50年史』は、国鉄労働組合が国鉄の分割・民営化による組織攻撃とのたたかいのさなかに編集作業が進められ、刊行されました。

国鉄労働組合から執筆を委嘱された研究者ら九人の中に、川崎さんがおられました。執筆者会議は、十数回に及び、熱を帯びた議論が行われたことを川崎さんのあの柔和の顔とともに懐かしく思い出します。労働組合運動史の執筆という不慣れな執筆を担当することになった私は、運動史の執筆スタイルがつかめず、川崎さんからは貴重なご助言をいただきました。

川崎さんは、一九八六年に刊行された『国鉄労働組合40年史』も執筆しておられます。私は

一九六八年から国労弁護団に加わり、国労の権利闘争にかかわってきましたが、川崎さんは、国労運動についてよく知っておられ、国労運動へ強い思い入れを持たれておりました。

川崎さんは、単なる労働組合史の研究者ではありません。労働組合運動に強い共感と愛情を持ち、労働組合のたたかいの足跡を綴ることに大きな喜びと使命感を感じておられました。

私が会長を務める日本労働弁護団は、二〇〇七年五月に結成五〇周年を迎えた際、記念出版として、『日本労働弁護団の50年』（全4巻）を出版しましたが、この出版の企画・編集について大変お世話になったのも川崎さんでした。

川崎さんの適切な御助言と御協力により、充実した浩瀚な出版ができたと思っています。

（弁護士、日本労働弁護団会長）

日本酒と豆腐

徳住 堅治

労働旬報社（当時）刊の『労働判例体系』全二〇巻の編集作業を通じて、川崎さんとお付合いするようになった。約二〇年前のことである。川崎さんは、全巻の編集作業に関与されており、私は、弁護士グループが執筆した第二〇巻『労働訴訟』の編集作業に携わっていた。労働旬報社のビルで編集作業するうちに、いつの間にか川崎さんと親しくなった。まったりした、心温かい中に、博学的な労働法の知識があり、いつのまにか川崎さんに魅かれていった。アメリカのニューデール時代の話をしている時に、F・L・アレン『オンリー・イエスタデイ』を読むように勧められた。確かに名著で、この書物でワーグナー法制定の時代背景をよく理解することができた。この本を教えていただいたことを、川崎さんに大変感謝している。

その後、旬報法律事務所創立五〇周年記念誌『旬報法律事務所の半世紀 1954～2004』と日本労働弁護団の記念誌『日本労働弁護団の50年』の編集を手伝ってもらった。両記念誌と

も私が編集長を務めたので、編集長の特権で、『労働弁護士誕生の生きざま』をできるだけ正確に記録しておきたいと思っていた。既に鬼籍に入られた草創期の労働弁護士も多くなり、記録を残す最後のチャンスだった。川崎さんは、古き時代の労働旬報社に勤務された経歴の持ち主で、今では伝説的になっている故東城守一、故佐伯静治さんら草創期の労働弁護士をご存知だったので、うってつけの人材だった。お陰で、戦後の混乱期に、労働弁護士が結集して、労働者の権利確立のために時代に立ち向かっていった先輩弁護士の姿を描くことができた。また、事務所の記念誌では、詳細な50年史年表を作成することができた。これらは、川崎さんのご協力の賜物である。

編集作業が終わると、ときどき一緒にお酒を飲むことがあった。美味しそうに、ゆっくりと酒を飲まれる川崎さんの姿に引かれて、私の酒も一段とすすんだ。キラキラした目をして、若しい顔で話をされる雰囲気には、聞く者を和ませるものがあった。当時青梅に住んでおられた川崎さんから、「青梅においでよ。酒蔵もあるし、地元に美味しい豆腐屋がある。豆腐を肴に酒が美味しいよ」と何度となく誘われていた。暇を見つけることができず、ついつい行きそびれているうちに、故人になられてしまった。『日本酒と豆腐』は幻となった。私の脳裏には、その美味しそうな残像のみが浮かんでいる。

今年の春、孫を連れて、一泊二日で青梅・奥多摩を訪れた。濃い薄いもある緑が織りなし、光をはね返すように流れる御岳溪谷を歩いていると、川崎さんの心象風景が分かるような気が

した。しばらく行くと、日本酒造・澤ノ井の酒蔵が目に入った。川崎さんが話をされていた日本酒とは、きっとこの澤ノ井だろうと一人合点した。澤ノ井ガーデンでは、豆腐の懐石料理を扱っていたが、川崎さんが言っていた豆腐かどうかはわからない。緑と川の溪谷美に彩られた奥多摩で、川崎さんと豆腐をつつきながら杯をかわせなかったことが、心残りである。川崎さんのご冥福を、心からお祈りします。

(弁護士)

追悼…川崎忠文さん―組合史編纂や大原社研でのお仕事

早川 征一郎

川崎忠文さんに最初にお会いしたのは、一九七二年五月頃、法政大学富士見キャンパスの一角で、故・中林賢二郎先生の紹介によるものであった。以来、二〇〇九年一二月に急逝されるまで、三七年余の長いおつきあいとなった。亡くなられてから、いつ想い出しても、爽やかな笑顔を絶やさない川崎さんが脳裏に浮かぶ。私だけでなく、ほとんどの人にとって、川崎さんとはそういう印象の人であったのであろう。

川崎さんと私のおつきあいは、(1)労働組合史の編纂、(2)大原社研での雑誌編集、(3)大原社研での資料整理の三つにわたる。以下、記録を兼ねて順番に記しておこう。

川崎さんはおそらく、日本で最も数多く、組合史の編纂・執筆の仕事をした人だと私は思っている。その川崎さんと私が、組合史で共同作業をしたのは、大阪府職員労働組合編『大阪府職労三五年史』（労働旬報社、一九八二年）が最初であった。川崎さんと私の分担執筆であった。

次に組合史で特にお世話になったのは、電通労連・全国電気通信共済会労組編『電労三〇年史』（労働旬報社、一九八四年）である。私の亡くなった妻が当時、電労の書記をやっており、その関係で、私は電労の役員から組合史編纂について意見を求められていた。私は助言と同時に、労働旬報社（佐方信一さん）と川崎さんの紹介役を務めた。私の役割はそこまでで、やがてイギリスに留学し、その間に完成したのが『電労三〇年史』であった。

さらにのち、国労編『国鉄労働組合50年史』（労働旬報社、一九九六年）の共同編纂・執筆にも携わった。また、特定の組合史ではないが、大原社研編『日本労働運動資料集成・全一四巻』（旬報社、二〇〇五〜〇七年）の編纂委員として、担当巻の編纂をお願いした。

大原社会問題研究所では、一九八六年四月号以来、月刊誌を改題し、『大原社会問題研究所雑誌』になって間もなく、毎月一回、川崎さんに雑誌の編集割付の仕事をお願いするようになった。社会労働問題の学術専門誌として、雑誌を見栄えの良いものにし、市販して世に広める必要からである。以来、二〇〇八年一月まで、二二年余、川崎さんにお世話になった。編集長は五十嵐仁さんのほか、私が長年、担った。その日の帰りは、最寄り駅まで私の車で同行したが、楽しいドライブで、いろいろ四方山話をしたものであった。

大原社研での資料整理も川崎さんにくつかお願いした。とりわけ『国労裁判闘争関係資料』の整理は膨大であり、その『目録』は国労からも大いに感謝された。さらに山本博弁護士所蔵資料であった『全通権利闘争裁判関係資料集』の整理も貴重なものである。そのほか、春山明

氏寄贈の『統一労組懇資料』の整理などもある。

川崎さんが亡くなったのは、まだ七〇歳代半ばであった。もっと大原社研の資料整理をやりたいとも語っていたし、ほかにも自分でまとめたことがあったに違いない。いまは、もう果たせなくなった。それにしても、誰にも好印象を与える爽やかな人であった。

（元法政大学大原社会問題研究所長）

川崎さんの思い出

五十嵐 仁

「先駆けのジンだね」

折に触れて、川崎さんはこう言いながら私をからかったものです。気が短くてせっかちなところと、比較的早く仕事をこなしていたことを、このひと言で表現していたのだと思います。

でも、川崎さんは、私以上にせっかちだったといわざるを得ません。こんなに早く、この世からいなくなってしまうのですから。

今もなお、川崎さんを失った衝撃から立ち直れずにいます。あれからもう二年近くも経つというのに、人なつこい笑顔とお喋りが忘れられません。

私と川崎さんが出会ったのは、二五年ほど前になるでしょうか。恐らく、大原社会問題研究所が多摩に移転した一九八六年の時だったのではないかと思います。一緒に高水三山に登った



法政大学大原社研の仲間とバス旅行（忍野八海で、2004年4月）

八六年の写真が残っていますから。

深い付き合いが始まったのは、私が専任になって『大原社会問題研究所雑誌』の編集を担当し、川崎さんに割付をお願いするようになってからでした。一緒に仕事をするようになり、私たちは急速に親しくなりました。どちらもお酒とカラオケが好きだったからです。ただし、お喋りは、数段、川崎さんの方が上でしたが。

月に一度、割付の仕事が終わると、必ず一緒に飲みに行きました。これは、私が雑誌編集から『日本労働年鑑』の仕事に移ってから続きました。それだけではありません。八方尾根から蓮華温泉、棒ノ折山に日ノ出山、高尾山などに一緒に登ったり、ほったらかし温泉や富士五湖巡りのバス・ハイクをしたり。楽しかった思い出は尽きません。

その川崎さんがこんなに早く他界されるとは、

思いもよらないことでした。悔やまれるのは、もっと早く異変に気づくべきだったということです。必ず出ていた研究所の忘年会に欠席されたとき、何かあったと気づくべきでした。そうすれば、もっと早く発見されたはずです。

それまで、無断欠席はもとより、約束を破ったことは一度もありませんでした。その川崎さんが連絡もなしに欠席されたことの重大性にどうして気づかなかったのか、今でも悔やまれます。このとき、すでに川崎さんはこの世の人ではありませんでした。青梅のマンションで、一人冷たくなっていたのです。

急を聞いて駆けつけた青梅警察署の霊安室でお目にかかった川崎さんは、穏やかな顔をしていました。青梅の自宅には、几帳面だった川崎さんらしく一二月一三日までのウォーキングの記録が残されており、一四日夕刊以降の新聞が散乱していたそうです。亡くなられたのは恐らく一二月一四日の朝。習慣になっていた朝風呂から出て、着替えをしている最中のことだったと思われれます。

遺品などで、研究者・教育者としての川崎さんを見直しました。研究を続けておられ、授業の準備も完璧だったからです。『日本労働運動資料集成』の仕事をご一緒し、労働運動の現場を知る研究者としての知識と見識に感心しましたが、それでも私の認識は不十分でした。

まだまだ、教えていただくことが沢山あったはず。一緒に飲み、歌い、歩き、語り合う

ことも。今となつては、かなわぬこととなつてしまいました。一七歳年下だった私は「必ず、骨を拾ってやるからね」などと軽口を叩いていましたが、こんなに早く現実になつてしまうなんて。本当に、残念です。

(法政大学大原社会問題研究所所長)

酒ありて

立花 雄一

酒、さけ、サケ。川崎さんといえば、まずこれを想いだすのはどういうことでしょうか。

まったく、いい酒でした。タイゼンとして、というのでしょうか。しずかにというのでしょうか。さわがず。いそがず。大声もださず。あわてず。おぼれず。はじめ、はじめがはつきりして。自分をうりつけることをけっしてせず。ごまかしのない。こころの底まですきとおっているような。これほど、しんようのできる人間はどこにいるだろうかとおもうような。金や、むちや、おどしやにもけっしてまけず、おのれのせいぎにじゅんずることのできるひと。そんなひとがらをおもわせる、きれいな酒でした。すがすがしい。

それにひきかえ、ぎょうぎのわるい、いやしいのみかたしかできないこちらがただだはずかしくなるような。ほれほれとする酒でした。さて、もう一献かたむけましょうか。

そういえば、青梅でしたね。わたくしのような、大衆文学しかよまないやつは、すぐ中里介

山の『大菩薩峠』、机竜之介おもいだしてしまつて。一度あの辺をあるきながら、机竜之介のはなしをしながら、中里介山のはかをたずねていったことがありましたね。二人で。

なにを、わたしはかたりながら、さけの聖人とまどわせていたことや。あのわびしい、しずかな山里で。しかし、日本一長大な大衆小説であるダイボサツトウゲをおもしろくよませ、むねとどろくようにどきどきさせ、はらはらさせて、ひっぱっていくのは、青梅きんべんの、なんにんかの、ていへんのひとびとでしたね。どろぼうやら、じゅんれいやら、その他にほんじゅうのびんぼうにんどもがうじゃうじゃでてる。中里介山をうんだ青梅郷とはいたしたところですよ。

目をとじきつっていた机竜之介という剣豪はたまがわのひとりさわのゐにさかぐらならぬ道場をもつていたりして。さかぐらといえば、はいじまのもういっけんのさかぐらへ、川崎さんは二、三どさけのみかたをようしらぬ私をつれていってくれました。ほんの二、三にちまえのようなきがあるが。うまいさけでした。大原社研にはよしださんという、やまがたのさかぐらのむすこさんがいて、げんしゅとやらをのませてくれました。それはびっくりぎょうてんするようないいものでした。どうしてさかやのこにうまれなかつたかとてんをうらむほど。

川崎さんはさけずきで、ひとがらのいいひとだったから、どこへいってもさけずきな酒徒ならぬものどもが、いいも、わるいも、なんとはなしによりあつまったのでしょう。川崎さんは、さけのみかたひとつにしても、ひとのありかたのすべてについて、すみきつたかがみのよう

なひとでした。けっしておせじではありません。

安楽

(元法政大学職員)

VII 友として

高齢期に入って一〇年間の交友から

芹澤 寿良

川崎忠文さんの存在と活動を私をはじめ知ったのは、彼が労働旬報社に勤務していた一九六〇年代の後半から七〇年代前半の未だ労働組合運動が一定の高揚過程にあった頃ではなかったかと思っている。結構、労働旬報社の方々と労働組合関係の人々との交流が何かと頻繁にあった頃で、そんななかでも黒縁のメガネを掛けた川崎さんの健康的で、人なつこい笑顔は、印象的であった。しかし、議論し合うというようなことはなかった。

私は、定年退職して高知から東京に戻り、間もなく一九九九年に法政大学大原社会問題研究所の客員研究員として仕事をようになったが、川崎さんは、すでに多くの労働組合の運動史編纂の業績をもった研究者として研究所雑誌の編集実務を担っていて、研究所仲間の親しい

付き合いが始まることになった。

それも高齢期に入ってからの一〇年間で終わったが、彼は地味で、質素、飾ることなく在りのままの自分で他人と真面目に付き合い、彼なりの人間らしい豊かな生活像を描いていて計画的に日々生きていたのではと思っている。

彼は、旅行好きでドライバー歴が長かったようで、私を含め車を持たず、運転も出来ない他の仲間たちは、青梅を中心に奥多摩各地を最適のシーズンによく案内してもらい、彼が得意げに語る豊富なガイドに感心しながら、評判の温泉、酒、料理などを堪能させてもらった。こうして私に奥多摩の魅力を数十年振りに再認識させてくれたのであった。奥多摩湖の小河内ダムに出かけて帰路、相当の走行距離を記録していた彼の中古車が限界とばかりに動かなくなったことがあり、彼はたしかこれを最後に車の運転を止めたのではなかったかと思う。

二〇〇一年九月九日から一二日まで大原社研関係者四人（私、川崎忠文、佐方信一、手島繁一）で私が案内人を務めて、川崎さん運転のレンタカーで台風直後の高知県内の旅をしたことがあった。高知空港から室戸岬、安芸市、南国市と快晴下、素晴らしい眺めの海岸線を走って高知市に宿泊（国際ホテル）。翌日は、高知城と市民の手による小さな平和資料館（「草の家」）を見学、訪問して、午後、本山町に入って初秋、紅葉が始まった四国山脈を走って池川町へ、青少年の山村留学施設「池川自然学園」のスタッフと交流、宿泊。翌日、道路事情で佐川町に戻り、大正町を走って、途中、山中の「道の駅」で思いがけず私の在職中にお世話になった県

庁職員の知人に会うなどして西土佐村の四万十川沿岸に到着、地元学校跡地に設けられた共同学習施設・「四万十学舎」で責任者の元高校教員の方と実践されている平和教育のことなど長時間交流、懇談して宿泊。丁度この日にアメリカで9・11テロの国際的大事件が発生していて、翌朝になって初めて新聞報道で知り、大きな衝撃を受けたのであった。

その東京への影響を心配しながらも、予定通り朝の清流・四万十川へ元小学校長を務めた方が船頭役の小舟で出て、流域の美しい風景を觀賞して中村市へ向かった。市内で天然うなぎの昼食を採って、午後一時三〇分スタート。これまた見事な景色の展開のなか、土佐湾沿岸の国道を佐賀町、大方町を走って、須崎市に入り、国道を離れて太平洋を見下ろせる絶景の横波ラインをスローに走って午後四時三〇分高知市に到着した。走行距離がどの位だったのか、最初から最後まで運転したのは川崎さんだった。

私達三人は「本当にお疲れ様でした。有難う」と心から感謝したが、川崎さんは「ヤー確か疲れたなー、運転はもうたくさんだね」と笑顔で答えて、レンタカーを返しにいった。

その後、私と川崎、佐方三人の友人である高知女子大教員の永山誠君の接待を受けて歓談し、三人は9・11の緊張に包まれた東京の状況を確認して高知空港から最終便で帰京した。私は高知に残り、予定した幾つかを処理して一四日にJRで東京に戻った。忘れられない川崎さんと共にした長い車の旅であった。

（高知短期大学名誉教授）

虚飾のない男

西田明

僕が川崎さんに初めて会ったのは一九七一（昭四六）年頃と思う。労働旬報社が破綻して、印刷屋の僕が債権の取り立てに行く、という役どころであった。

ミイラ取りがミイラになった如く、私が労働旬報社の社長になり、沢山の優秀な人を解雇した。当時の社事情から経費のかかる人をへらすことしか僕の頭になかった。そして、総務や人事も担当していた川崎さんは、すべての整理を終えた後に身を退かれた。

たまたまその頃僕は印刷会社五社をまとめて組版会社CTEセンターを作っていた。失業した川崎さんにその会社の営業員の仕事を頼んだ。彼はそれを受け喜々としてやってくれた。今にして思えばこんな仕事をやらせた僕も、それを受けた川崎さんも、無分別なことをしたもんだと思う。

もちろん、こんなことは永くは続かない。川崎さんはCTEセンターを数年でやめた。

それまで川崎さんのことを全く知らなかった僕は、初めて彼の一部を知ったような気がした。一口で言えば全く虚飾のない男であった。

それから三〇年ぐらいたって川崎さんと又交わることになる。日本労働弁護団五〇周年史（全4巻）の印刷を（株）平文社でさせてくれることになったからである。僕はそれが終わったとき八八歳だったがまだ自分で運転はしていた。会社の担当者の手配が悪くて、川崎さんに品物を渡すだけの不親切なことになってしまった。とっさに僕が運転して川崎さんを助手席、後ろに本を置いて、大塚から、駿河台下の総評会館まで走ることにした。東京ドームの前を通り、川崎さんにこんな道を通って、運転出来るか？ と聞いた。期待したとおり出来ないと言ってきた。僕は得意になったり、なつかしさがこみ上げてきた。それから二年目で死んでしまった。

川崎さん、青梅の梅林にさそってくれて、有難う。悲しい。（株）平文社相談役

さりげないお心づかい、ありがとうございます

松風 いさ子

川崎さんというお名前はずいぶん前から知っていた。長いこと私は旬報社で社外校正者として使っていたので、折にふれ耳にしていたのである。実際にお目にかかったことはなかった。

数年前になるであろうか、青梅の「ま、ごと屋」での集まりにさそっていただいたことがある。たしかその席で初めてお会いしたように思う。美味なるお酒を戴き和やかなひと時であったが、初対面の印象はおぼろげである。

そのころから、その「遊びなかま」の一人として声をかけていただくようになった。鳩ノ巢溪谷、青梅の梅林、酒蔵そのままのレストランなど川崎さんの案内で大いに楽しんだ。そしておどろいた。青梅線に乗る。駅ごとに説明してくださる。沿線のお寺、神社、古い建物なんでも故事来歴じつにくわしい。山や川もちろんである。



金閣寺で（右より川崎さん、松風さん、芹澤さん、佐方さん、2009年10月）

一昨年初、京都・奈良を散策した。石井次雄さんが旅程を作ってくださって、芹澤先生、川崎さん、石井さん、佐方さん、松風の総勢五人。お天気に恵まれよい旅でした。ただ一つ、神社仏閣庭園があんなに広大なところだったとは……近所のお寺と変わらぬ認識で出かけたので（東大寺など初めてではないのに誤算でした）、私にとっては大変な遠足になった。他の健脚の方々の後方をとぼとぼと歩いていた。見かねてか川崎さんがしんがりに回ってサポートしてくださった。私に歩度を合わせて歩きながら、同時に境内に散在するお堂や塔の天辺の飾りまでガイドそのものの蘊蓄を展開してくださる。物識りなのは奥多摩の山野だけではないのだった。不勉強な私はなんだかすこし恥ずかしかった。にもかかわらずそのときの内容はほとんど覚えて

いない。ごめんなさい川崎さん。

この旅の余韻に浸っているとところに（たとえば、朝新幹線の座席に落ち着くや川崎さんは最中をみんなに配り始めた。青梅の名物でもおいしいという。ふつくら大ぶりで確かにおいしそうだったが、この時間に？ とちよつと閉口した。夜、宿の部屋でお茶を入れてからいだいた。なるほど美味）、突然の訃報だった。旅からまだ二か月、とても信じられなかった。

博識な方だったが少しも銜うことのないお人柄だったと思う。私にも他の方たちに接するのと同じように淡々とお付き合いくださり、すがすがしかった。程よい間隔であつまり美酒を酌み交わし語り合い、散策する、時にコンサートへのお誘いもある、そんな席へ彼はもうあらわれない。とても残念です。

大好きだった奥多摩の山はるか彼方へ行ってしまった。少し急ぎすぎたんではありませんか……。

川崎忠文経歴

- 一九三四年七月二一日 広島県に生まれる
- 一九五〇年四月 崇徳高等学校（広島県）入学
- 一九五二年四月 兵庫県立長田高等学校に転校
- 一九五三年三月 同校卒業
- 一九五三年四月 中央大学法学部入学
- 一九五七年三月 中央大学法学部法律学科卒業
- 一九五七年四月 早稲田大学院法学研究科修士課程入学（労働法専修）
- 一九五七年五月 早稲田大学大学院法学研究科修士課程修了（労働法専修、修士論文は「職場占拠の正当性——争議権を保障することについて」）
- 一九六〇年三月 早稲田大学大学院法学研究科修士課程修了（一九六〇年一二月まで）
- 一九六一年一月 文京区労働組合協議会書記局専従書記（一九六二年一二月まで）
- 一九六三年一月 ㈱労働旬報社社員（一九七二年三月まで）

一九七二年四月以降 フリーランサーとして書籍編集、労働組合史の編纂執筆等に従事
(二〇〇七年一〇月まで)

一九八〇年四月 東洋大学法学部非常勤講師(八二年三月まで)、東洋大学社会学部非常勤
講師(八三年三月まで)

一九九八年四月 中央大学法学部政治学科兼任講師(二〇〇五年三月まで)

二〇〇〇年四月 法政大学大原社会問題研究所嘱託研究員

二〇〇九年二月一四日 東京都青梅市の自宅で死去

川崎忠文の主な仕事

1 著書・共著・編著等

一九七六年一月 栃木県労働運動史編集委員会編『栃木県労働運動史』(共同執筆) 労働旬
報社刊(松尾洋、小山田邦夫氏らと共同執筆。第二編「戦後の労働運動」
を担当)

一九七八年一月 日本都市交通労働組合編『都市交三十年史』(単独執筆) 労働旬報社刊(第
一部、第二部は既刊の二十年史部分の復刻。第三部「再建団体指定下
のたたかい」を執筆)

一九八一年一月 全国競馬労働組合編『競馬労働者の二十年』(単独執筆) 労働旬報社刊

一九八二年九月 大阪府職員労働組合編『大阪府職労35年史』(共同執筆) 労働旬報社刊(早
川征一郎氏と共同執筆。「一般情勢」以外を担当執筆)

一九八四年七月 全国電気通信共済会労働組合編『電済労30年史』(単独執筆) 労働旬報社
刊

一九八六年三月 昭島市議会史編さん委員会編『昭島市議会史』（匿名単独執筆）昭島市議会刊

一九八六年八月 国鉄労働組合編『国鉄労働組合40年史』（共同執筆）労働旬報社刊（高木郁朗、大野喜美、野村晃氏らと共同執筆。一九七〇年代の第三章「スト権奪還闘争の高揚」と「国鉄民主化・政策要求闘争」を担当執筆）

一九八七年六月 日本都市交通労働組合編『都市交四十年史』（単独執筆）労働旬報社刊（第一部第三章「再建団体指定下のたたかい」を要約し、第二部「都市交四十年史」を執筆）

一九八七年二月 都職労養育院支部『いのちと暮しを守って——支部40年の歩みと教訓』（単独執筆）都職労養育院支部刊

一九九五年一〇月 東京都区職員労働組合編『都職労の歴史 第四巻』（単独執筆）労働旬報社刊

一九九六年七月 国鉄労働組合編『国鉄労働組合50年史』（共同執筆）労働旬報社刊（早川征一郎、平沼高、安部誠治、山本補将、光岡博美、宮里邦雄氏ら八氏と共同執筆。第一章第一節「八〇年代初頭の情勢と国鉄労働組合」、第四章「JR体制への移行と国労の闘い」（第六節を除く）、第五章「分割・民営体制の矛盾の表面化と国労運動」（第二節・第四節を除く）、補章第一節「国

労の教育活動」、第三節「国労共済の設立とその活動」を担当執筆）

一九九七年一月 日本都市交通労働組合編『都市交五十年史』（単独執筆）労働旬報社刊（第一部第四章「第二次再建団体指定下のたたかい」を要約し、第二部「都市交五十年史」を執筆）

一九九七年八月 横浜交通労働組合編『横交五十年史』（単独執筆）労働旬報社刊
二〇〇四年六月 第一経理50年史編集委員会編『共に歩む——第一経理の50年』（単独執筆）旬報社刊

2 論文等

一九八八年八月～九月 「連載：『鉄産労』の結成とは何だったのか」

①鉄産労広島地本の地労委提訴を機会に考えてみる（『労働法律旬報』一九七号）

②国労静岡地本の「分裂」と組合財産をめぐる（同、一一九八号）

③鉄産労長野地本の分裂を機に「一企業一組合論」を考えてみる（同、一二〇〇号）

一九九五年六月 「労働法の解釈」について（『法学新報』第一〇一卷第九・一〇号）

一九九六年一〇月 「運動のなかの組合史」（『国労文化』四五五号）

二〇〇六年三月 『労働時間』の希釈化とその問題点（『法学新報』第一二巻七・八号）
3 資料・史料等

一九八八年三月 「年表：国鉄『分割・民営化』と国鉄労働組合」（『労働法律旬報』一一八八号）
一九八八年十二月 「六〇年安保闘争6・15事件国家賠償請求資料目録」（『大原社会問題研究
所雑誌』三六一号）（いわゆる教授団襲撃事件国賠訴訟記録の整理と
解題執筆）

4 その他

一九八六年十二月 法政大学大原社会問題研究所編『社会・労働運動大年表』労働旬報社
刊（第二巻と第三巻に約二〇項目解題執筆）

一九九九年十二月 法政大学大原社会問題研究所編『日本の労働組合一〇〇年』旬報社刊（編
纂執筆、一九七五年～一九八七年第一稿を執筆、労働基本権確立闘争
年表、国鉄・JR関係労働組合組織系統図作成）

二〇〇五年十二月～〇七年六月 法政大学大原社会問題研究所編『日本労働運動資料集成』
（全二三巻、別巻）旬報社刊（第八巻、第九巻、第一〇巻を主に担当）

5 主な編集協力

一九七六年三月～十二月 『沼田稲次郎著作集』（全一〇巻）労働旬報社刊
一九七八年六月～一〇月 『野村平爾著作集』（全五巻）労働旬報社刊
一九七九年七月 国鉄労働組合編『国鉄マル生闘争資料集』労働旬報社刊
一九七九年十二月 沼田稲次郎編『資料労働法』労働旬報社刊
一九九九年五月 沼田文字編『人間まんだら——沼田稲次郎拾遺』旬報社刊
二〇〇四年五月 旬報法律事務所編『旬報法律事務所の半世紀』旬報法律事務所刊
二〇〇七年一〇月 日本労働弁護団五〇年史刊行委員会編『日本労働弁護団の50年』（全三
巻、別巻）日本労働弁護団刊

(非売品)

回想の川崎忠文

二〇一一年一月四日発行

発行者 「回想の川崎忠文」刊行

委員会

住所 松戸市中根四四九

佐方気付

電話 〇四七―三六四―一五二四

印刷・製本 シナノ印刷